

木材調達の 「デューデリジェンス」

～グリーンウッド法とヨーロッパ先進事例～

主催：(一財)林業経済研究所

日時：2020年2月17日(月) 13:30～16:30 参加費：1,000円 定員：50名
場所：大阪市立青年センター Koko Plaza (〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1-13-13)
講演者(講演内容順、各25分、最後にQ&A)



梶井 まり 「木材の『デューデリジェンス』とは：世界的潮流」

Deep Green コンサルティング代表。持続可能森林管理と木材調達をはじめとするESGに関する政策分析・執筆・講演・社員研修などを提供。博士号(環境法学)。跡見学園女子大学兼任講師、環境経営学会幹事。米NGO Forest Trends シニアアドバイザー。



柳澤 衛 「登録実施機関として求めるデューデリジェンス」

一般財団法人日本ガス機器検査協会 環境検証室長
森林認証などを通じ、100社以上の木材のDDSを検証。森林認証、LCAなど製品の環境影響評価業務に従事。修士号(環境工学) FSC-CoC審査員、FIT認定審査員、ISO14001主任審査員、東京都GHG検証員。



坂本 龍二 「合板のリスクとヨーロッパにおける木材IDの科学的試験」

公益財団法人 日本合板検査会 登録部長兼調査広報課長
JAS認証主任審査員、構造用集成材管理士(登録番号 No.126)、ISO9000審査員補(登録番号 A09506)
その他：木材接着士(登録番号 No.2988)、木材乾燥士(登録番号 No.1877)



金井 誠 「EUの事例を踏まえた合板業界の事業者認定制度とグリーンウッド法登録のこれから」

日本合板商業組合(略称：日合商) 常務理事兼事務局長。
日合商は、農林水産省(林野庁) 主管の中小企業団体の組織に関する法律に基づく、合板・建材流通業界で唯一の全国業界団体。
主な事業の一つとして、グリーン購入法に係わる「合法木材・持続可能木材の供給事業者の認定」をおこなっている。



上河 潔 「EU木材規制とグリーンウッド法・日本製紙連合会の事例より」

(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター事務局長、(一財) 林業経済研究所フェロー研究員。林野庁森林技術総合研修所長を退任後、2018年5月まで日本製紙連合会常務理事。主要な経歴業務は違法伐採対策、森林認証、海外植林、木質バイオマス利用など。カリフォルニア大学バークレー校修士課程修了：M.S. (Wildland Resource Science)

参加申し込みは以下のリンクから (Ctrl を押しながらかlickするとリンクが開きます)

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeAgBbsdnlpZdLoT9ayuNYhn0QdBN00uyWOhYTPbcMhWJS_vQ/viewform?usp=pp_url

主催 (一財) 林業経済研究所 〒113-0034 東京都文京区湯島1-12-6-3A TEL 03-6379-5015

一般社団法人 林業経済研究所主催
木材デューデュリジェンスセミナー

木材の『デューデュリジェンス』とは：世界的潮流

2020年2月17日

梶井まり momii@deepgreenconsulting.jp
ディープグリーン・コンサルティング代表

Deep Green Consulting

合法・持続可能木材 デューデリジエンス関連活動

- もみい・まり Deep Green コンサルティング代表。持続可能森林管理と木材調達をはじめとするESGに関する政策分析・執筆・講演・社員研修などを提供。英ケンブリッジ大学修士号・博士号（環境法学）。跡見学園女子大学兼任講師、環境経営学会幹事。米NGO Forest Trends シニアアドバイザー。英国王立国際問題研究所コンサルタント。

活動例

- H31年 第13回日本森林管理協議会(FSC)通常社員総会記念セミナー講演「日本の違法伐採木材輸入のリスクとFSC森林認証制度」
- H30年 家具新聞社・日本バイオマスエネルギー協会主催「クリーンウッド法と家具業界」講演
- H28年度 クリーンウッド法の運用に関する調査委員会 委員
- H27年度 日本製紙連合会 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発検討委員会 委員長（デューデリジエンスマニュアルの開発）
- 世界資源研究所 (WRI)主催 Washington Forest Legality Week 2017発表・パネル登壇（2017年10月）
- 王立国際問題研究所(チャタムハウス)主催 The 26th Illegal Logging Stakeholder Meeting 発表・パネル登壇（2016年6月）
- FAO Asia Pacific Forestry Week, Stream 1, WRI: “Opportunities and Challenges for Market Access” 発表 (“Recent Developments on Timber Legality Regulations in Asia-Pacific Region: In Response to Global Efforts”) (2016年2月)
- 王立国際問題研究所(チャタムハウス)報告書『違法木材の取引：日本における取組』（2014年）執筆（日・英）
- Royal Institute for International Affairs, *Trade in Illegal Timber: The Response in the United States* (2014) 執筆（英）

本日の内容

1. SDGs 時代の「サプライチェーン」と「デューディリジェンス」
2. 世界の違法伐採規制
3. 日本のクリーンウッド法で国際市場について行けるか？
4. デューディリジェンスとはなにか
5. リスク評価
6. まとめ

1. SDGs時代の「サプライチェーン」と「デューデリジエンス」

Deep Green
Consulting

地球上の人と生き物に配慮する 消費スタイル



エシカル
消費
(Ethical=
倫理的な)



サプライ
チェーン
(供給の連鎖)



- ①どこから来てどうつくられた？
- ②どんな人や生き物がいた？



1. SDGs時代の「サプライチェーン」と「デューディリジェンス」



国連広報センターより引用

SDGs

国連持続可能開発目標
2030年までに達成する17の目標
森林減少阻止は2020年まで

ターゲット15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

1. SDGs時代の「サプライチェーン」と「デューデリジエンス」

E(環境) S(社会) G(ガバナンス)のリスク = ESG リスク



出典: <https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4039/>

特定セクターに対する取り組み方針

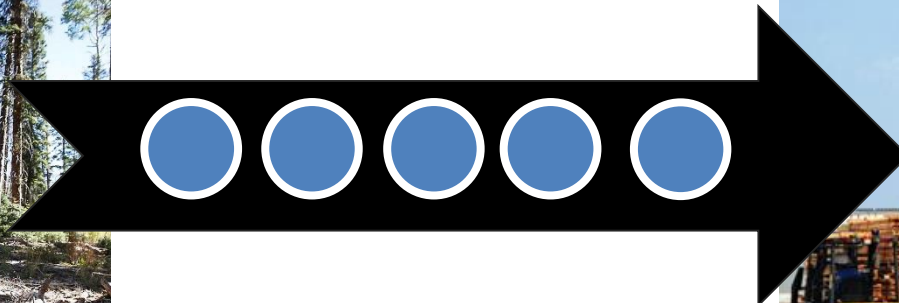
「特定セクターに対する取り組み方針」は、取引を通じて環境・社会に対する負の影響を助長する可能性が高い業種（兵器、石炭火力発電、パームオイル、木材等）に関し、認識すべき環境・社会リスク等を示し、資金提供・資金調達支援業務において、リスクの低減・回避に向け取引先の対応状況を確認するなど、各々の業務特性を踏まえた対応を実施の上、取引判断を行うよう定めたものです。また、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社、米州みずほは、本方針の運用体制を整備し、2018年6月15日より運用を開始しました。

出典: みずほフィナンシャルグループHP
<https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/business/investment/index.html>

1. SDGs時代の「サプライチェーン」と「デューデリジエンス」

サプライチェーンの文脈における「デューデリジエンス」とは...
以下をできる限り確認し購入判断をしたことを外部に説明できること

1. サプライチェーンがつながっているか？
2. サプライチェーン中に違法リスク(+ESGリスク)がないか？



違法伐採はいまだに問題なのか？

- 森林減少：約331万ha/年が減少（2010 - 2015）（FAO、2016年）
- 実際には約500万ha/年（サッカー場15個/分）が消失している（CDPなど）
- 現在の減少・劣化の主な要因は農地転換
- 違法伐採には国際的定義がない（つまり何が違法かは各国の法規制により異なる）
- 10種類の違法伐採 - 農業活動や鉱山活動に伴うもの含む（国際刑事警察機構、2016年）
- 国際取引される木材製品の15 - 30%は違法の可能性がある（国際刑事警察機構、2016年）

- 日本はいまだ世界4位の木材輸入国
- 熱帯材合板輸入量は世界トップ（IUFRO、2016年）
- 違法材の推定割合は調査対象消費国中最高（チャタムハウス、2014年）

2. 世界の違法伐採規制 +α... 森林の「非常事態」

違法伐採は森林の最大の脅威ではないが
気候変動・森林問題の解決にはDDが不可欠
→ 単純に「違法か合法か」ではなくなっている
(そもそも「合法」の定義に統一性がない)

遅くとも2050年までにCO2排出
をネットゼロに
→ 森林に期待
REDD+ の気候変動条約への
組み込み



Climate activist Greta Thunberg photographed on the shore in Lisbon, Portugal December 4, 2019 Photograph by Evgenia Arbugaeva for TIME

2. 世界の違法伐採規制 + α ... ESGリスクの管理

CDP(カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)

- 投資家・企業・都市・国家・地域が環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営。情報項目は気候変動関連から水や森林へ拡大。

TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)

- 金融業界が気候変動が投融資先の事業活動に与える影響を評価できるようにするための情報開示タスクフォース

PRI(責任投資原則)、Climate Action 100+、国連グローバルコンパクト、etc.etc.

森林に関するニューヨーク宣言(国連)

- 2020年までに天然林減少率を半分に、2030年までにゼロに
- 2020年までに農産物生産による森林減少を排除

森林破壊ゼロ宣言(コンシューマー・グッズ・フォーラム)

英国現代奴隷法, etc.

カカオのEUデューディリジェンス規制？

日本環境省のデューディリジェンスの手引き

報告規制から運用規制に移行するデュー・ディリジェンス規制

	2013	2014	2015	2017	2018	2019		
国・地域	英国・EU	EU	英国	フランス	EU	オーストラリア	スイス	オランダ
名称	サプライチェーン 透明性法	非材産物 報告法	現代奴隷法	企業 透明性法	非材産物 報告法	現代奴隷法	現代奴隷法	現代奴隷法
報告規制	○	○	○	○	○	○	○	○
Due Diligence 運用規制				○	○	○	○	○
注釈		○		○			○	

- EU非財産報告指令…環境、社会、従業員、人権、腐敗防止
- フランス企業透明性法(親会社責任を規定)…人権、環境、衛生安全、腐敗防止
- スイスRBL(カカオ)企業報告法(親会社責任を規定)…人権、環境
- Green Card Initiative(2016)…EU加盟国がEUレベルのDD規制創設を要請(競争条件の均等化)

ABOUT GPSNR

Development of the GPSNR was initiated by the CEOs of the World Business Council for Sustainable Development (WBCSD) Tire Industry Project (TIP) in November 2017. Members of the platform include tire manufacturers, rubber suppliers and processors, vehicle makers and NGOs. Representatives from each of these stakeholder groups have contributed to the development of the Singapore-based platform and the wide-reaching set of priorities that will define GPSNR strategy and objectives.



use.

Biggest known global drivers of deforestation:



[Cattle >>](#)



[Mining >>](#)



[Palm oil >>](#)



[Rubber >>](#)



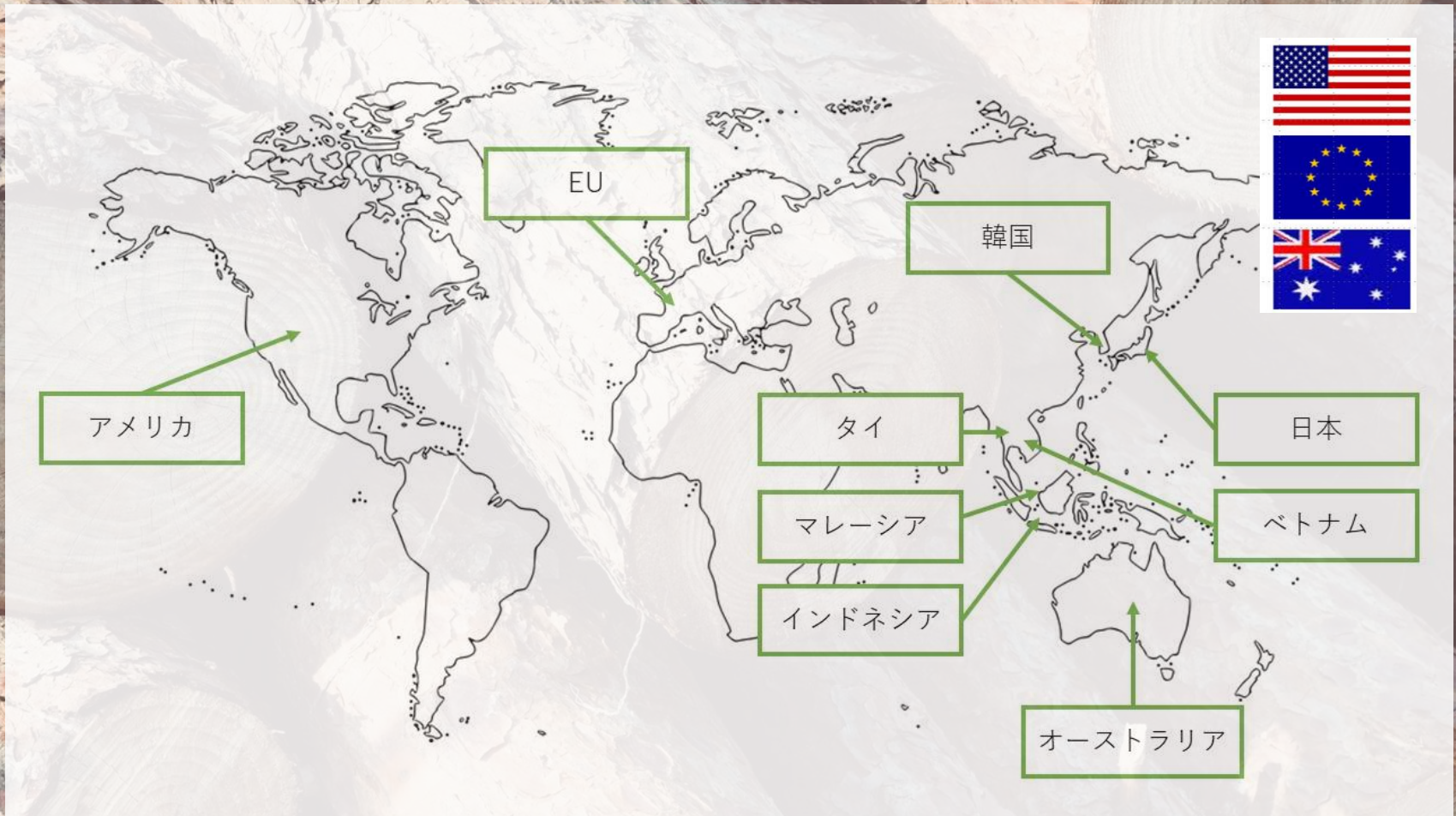
[Soy >>](#)



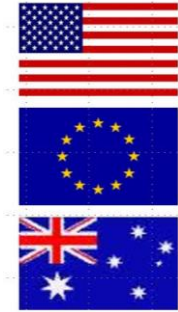
[Timber >>](#)

2. 世界の違法伐採規制

90年代は公共調達と持続可能性
2010年ごろからは民間取引の合法性



2. 世界の違法伐採規制 欧米の違法伐採規制



特徴

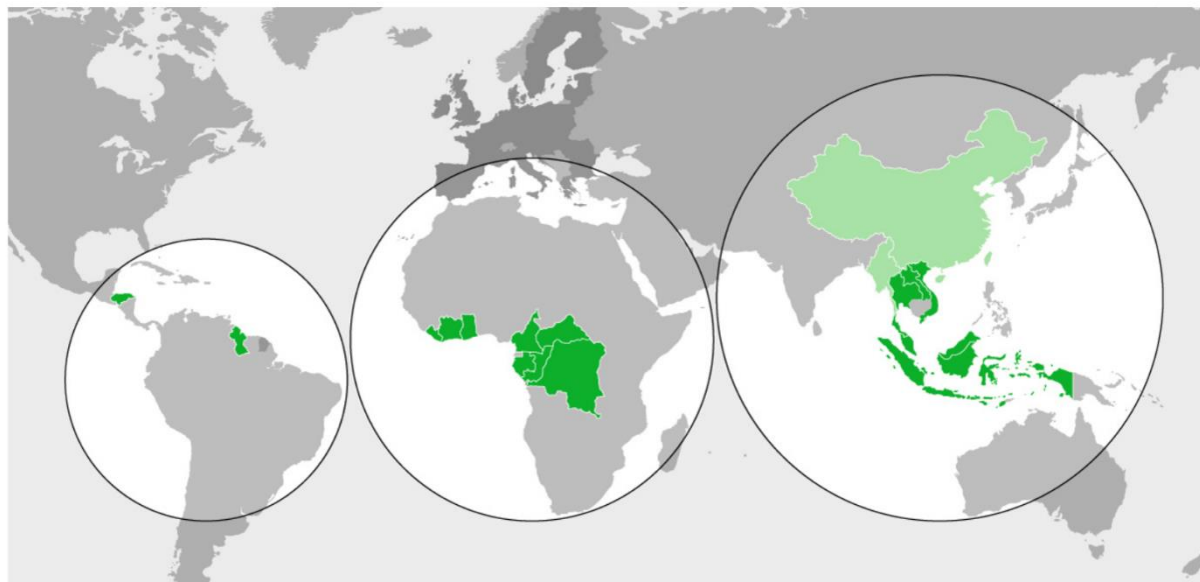
- 伐採に関する違法性（生産国の法律）＋ ESGリスク
- 民間企業にデューディリジェンス（DD）をさせることが目的

クリーンウッド法との違い

- 最初に市場に木材を導入する事業者が対象（≒第一種）
- 義務＆罰則規定あり（禁固、罰金）
- ただし「罰則ありき」ではない（指導・差押・事業停止など）
- 「違法木材」の定義は広い＝基準が高い
（サプライチェーン、ESGリスク）

2. 世界の違法伐採規制

図: EUと二国間協定(VPA)を締結している国・交渉している国



Regions

- Africa
- Asia
- Central and South America

VPA countries

- Cameroon
- Central African Republic
- Côte d'Ivoire
- Democratic Republic of the Congo
- Gabon
- Ghana
- Guyana

Work on other countries

- Honduras
- Indonesia
- Laos
- Liberia
- Malaysia
- Republic of the Congo
- Thailand
- Vietnam

- China
- Myanmar

出典: European Forest Institute HP

- 7か国が締結

カメルーン、中央アフリカ共和国、ガーナ、インドネシア、リベリア、コンゴ共和国、ベトナム

- 8か国が交渉中

コートジボワール、DRC、ガボン、ガイアナ、ホンジュラス、ラオス、マレーシア、タイ

- 交渉に向けた対話: 中国、ミャンマー

表 1：違法木材取引の規制に対する世界各国での取り組みの比較

比較パラメータ	日本	韓国	中国（今後）	マレーシア	ベトナム	インドネシア	アメリカ	EU	オーストラリア
適用	任意	法的義務	任意（未確認）	法的義務	法的義務	法的義務	法的義務	法的義務	法的義務
規制対象者の範囲	サプライチェーン全体	サプライチェーン全体（未確認）	サプライチェーン全体（未確認）	最初に市場に木材を導入する者と EU への輸出者	全企業（組織と所帯）	全企業	サプライチェーン全体	最初に市場に木材を導入する者	最初に市場に木材を導入する者
規制対象製品の範囲	広範囲	ある程度の範囲（15 製品）	広範囲（未確認）	狭い範囲	木材・ゴム材の輸入品すべて	広範囲	広範囲	広範囲	広範囲
実践者への要件	デューディリジェンス	文書の合法性	デューディリジェンス（未確認）	デューディリジェンス	デューディリジェンス	デューディリジェンス	禁止とデューケア	禁止とデューディリジェンス	デューディリジェンス
法の下に求められる遵守の範囲	不明 遵守の選択肢の幅は広いと思われる。遵守の選択肢に応じて、合法性の範囲に幅がある可能性がある。	不明 遵守の選択肢の幅は広いと思われる。遵守の選択肢に応じて、合法性の範囲に幅がある可能性がある。	不明	遵守の選択肢の幅は広く、必要書類は一種のみ。これは、実際に証明する合法性の範囲に幅があることを意味する。	遵守の選択肢の幅は広く、すべての合法性を網羅している（伐採、税と料金、伐採活動、第三者の権利と取引および輸送）。	遵守の選択肢の幅は広いが、ほとんどはまだ施行されていない。実際に証明する合法性の範囲に幅がある可能性がある。	遵守の選択肢の幅は広く、すべての合法性を網羅している（伐採、税と料金、伐採活動、第三者の権利と取引および輸送）。	遵守の選択肢の幅は広く、すべての合法性を網羅している（伐採、税と料金、伐採活動、第三者の権利と取引および輸送）。	遵守の選択肢の幅は広く、すべての合法性を網羅している（伐採、税と料金、伐採活動、第三者の権利と取引および輸送）。
確認	輸入前。通関とは関連していない。	輸入前。通関と関連している。	不明	輸入前。通関と関連している。	輸入前。通関と関連している。	輸入前。通関と関連している。	疑い・違法の証拠がある場合、輸入後。	リスクに応じて輸入後。	リスクに応じて輸入後。
措置罰則	法律の不遵守に対する罰則	法律の不遵守に対する罰則	不明	罰則なし。確認が輸入前に行われるため、合法性を十分に証明することができない木材が市場に入ることはない。	罰則は制定中。違反の深刻さに応じて、行政処分、活動の停止と起訴、活動の停止または起訴が適用される。不遵守が繰り返される場合は、より厳しい罰則が科せられる。	罰則なし。確認が輸入前に行われるため、合法性を十分に証明することができない木材が市場に入ることはない。いくつかの限定的な罰則は不遵守に対するものである。	違法に伐採された木材であることを知ったうえで取引した場合はより厳しい罰則が科せられる。知らずに取引した場合は、製品が合法であるかを判断するために可能な手続きがすべて行われたかに応じて、異なる罰則が科せられる。	EUTR 違反に対して適用される罰則を EU 加盟国が規定する。	深刻かつ意図的な違法伐採に対する罰則は最終的に法廷が決定するが、重い罰金を科すことができる。

3. 日本のクリーンウッド法で国際市場について行けるか？

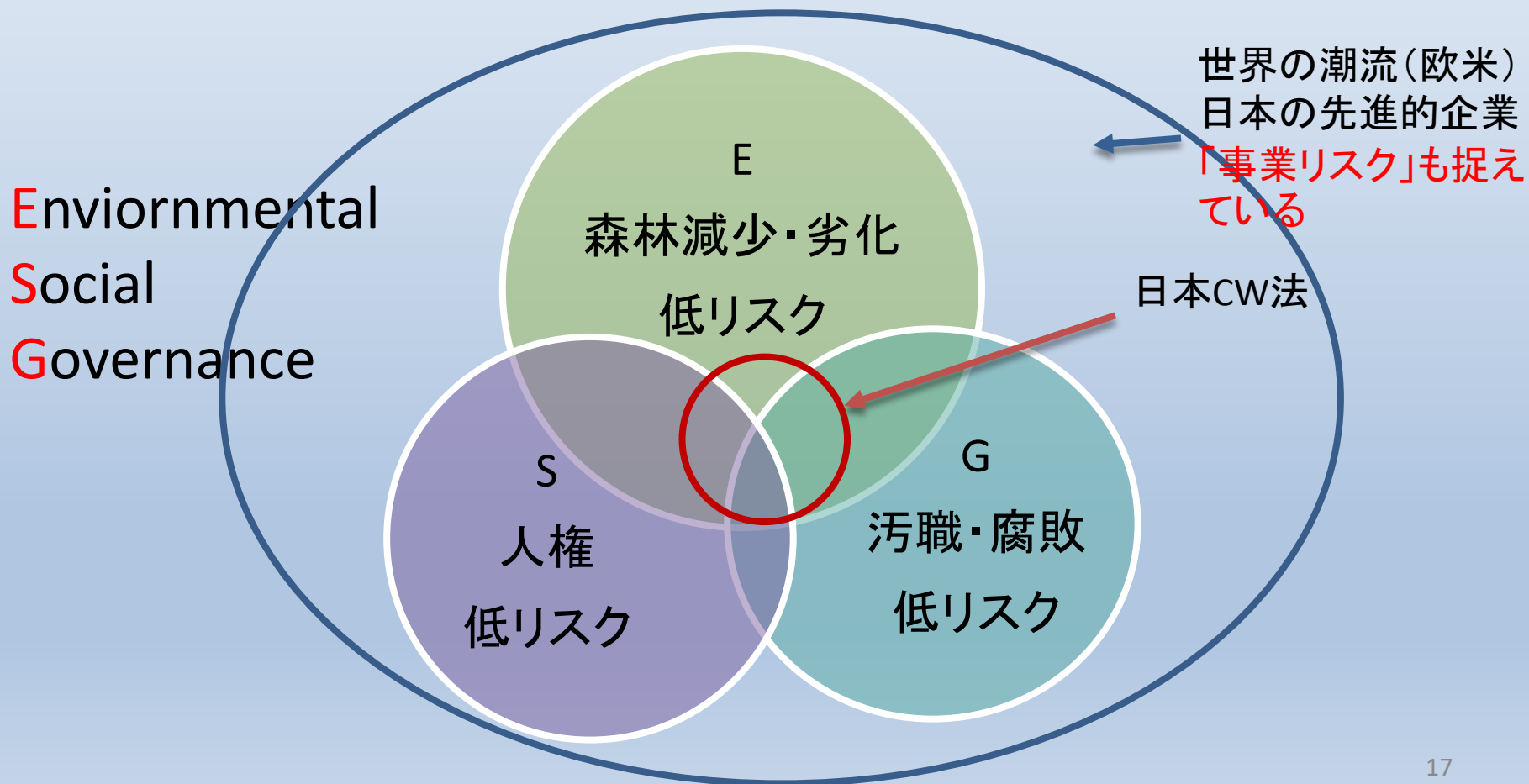
「合法木材」の定義

EU木材法	クリーンウッド法
<p>生産国で適用される法律のうち、以下の法律(適用法)に違反していないもの</p> <ol style="list-style-type: none">1. 合法的に区分けされた土地内で伐採する権利2. 伐採に関する税、料金3. 伐採に関する法律の順守(森林管理や生物多様性保護に関する法律も含む)4. 第三者の土地所有権・利用権の尊重5. 貿易・税関の規定	<p>「我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの」</p> <p>→ 主務省令には製品の範囲が記載 → 原産国のどの法令を確認するかの明確な指示はなく... → クリーンウッドナビを参照することになっている(ただし、主には伐採証明書などの書類例が出ているのみ)</p>

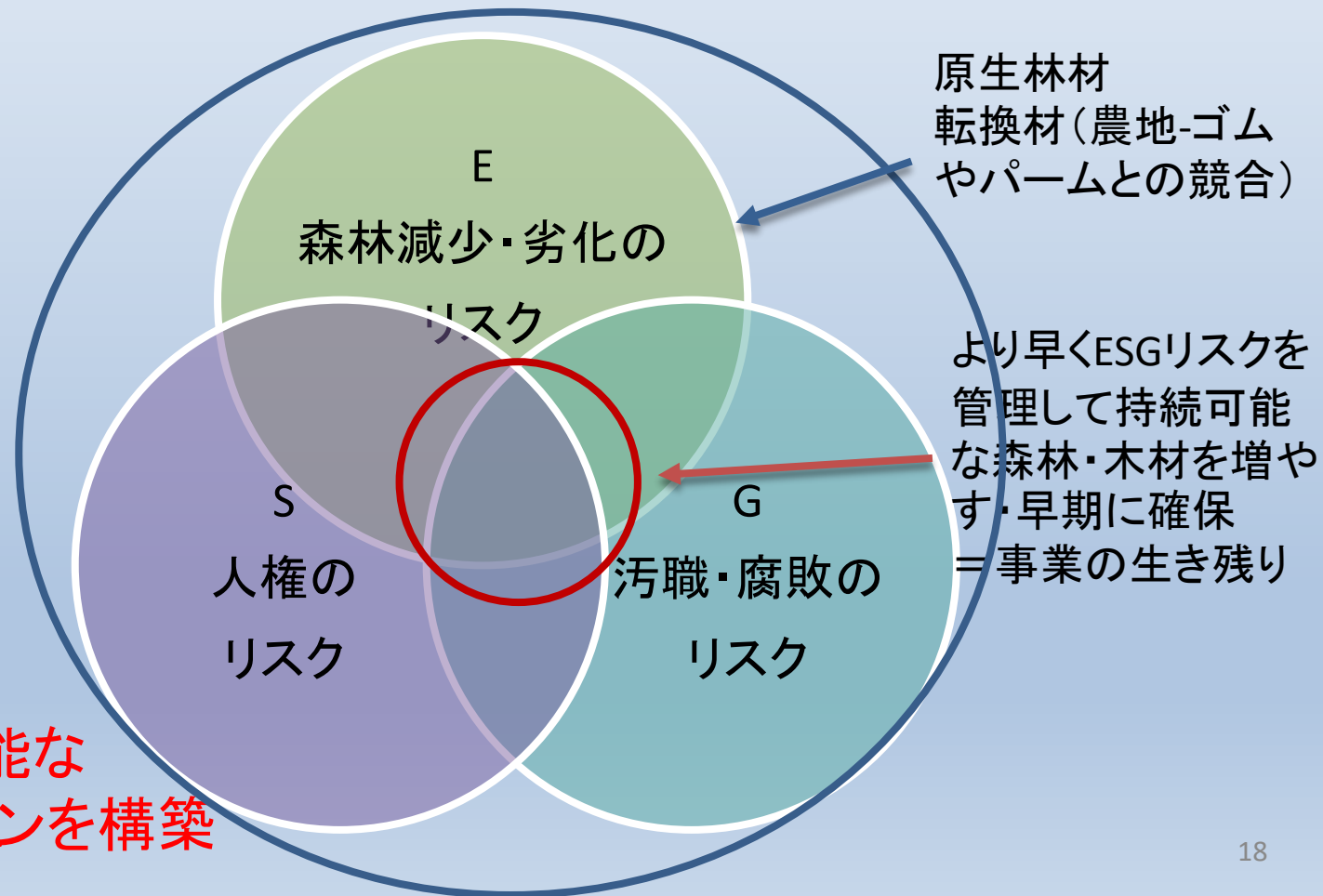
ただし、上記を全部自分で調べられる企業はEUでも少ない →
業界団体、コンサル会社、MO(モニタリング機関)を利用
サプライチェーン簡素化、認証材増加

3. 日本のクリーンウッド法で国際市場について行けるか？

どこまで合法でどこから違法か？ 日本は「リスク」の範囲が狭い



3. 日本のクリーンウッド法で国際市場について行けるか？ CW法の「合法材」に焦点を合わせていると 事業リスクを把握できないまま突然いつか調達不可能に？



DDにより
ESGリスクを
排除し持続可能な
サプライチェーンを構築

4. デューディリジェンスとはなにか

DDは実際には以下のプロセスを指す

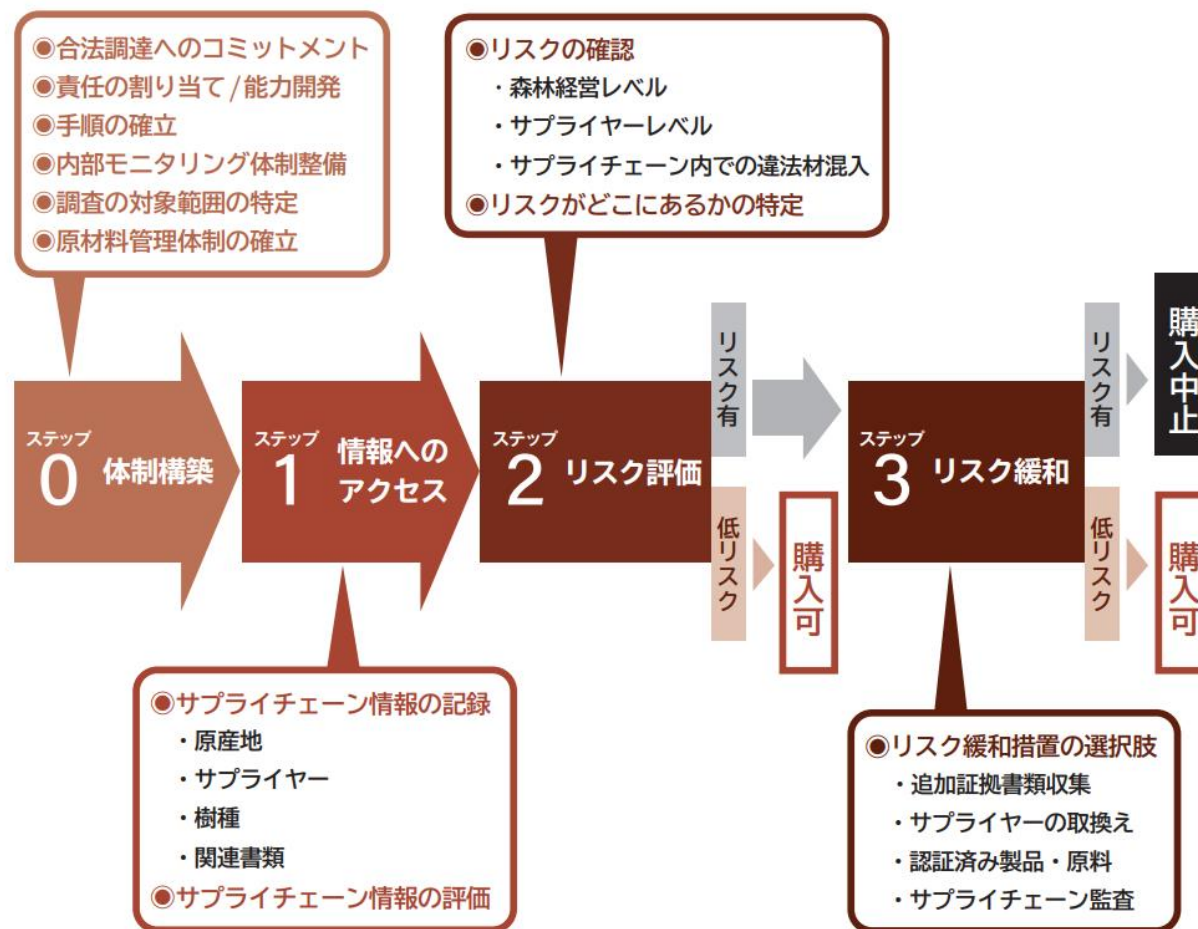
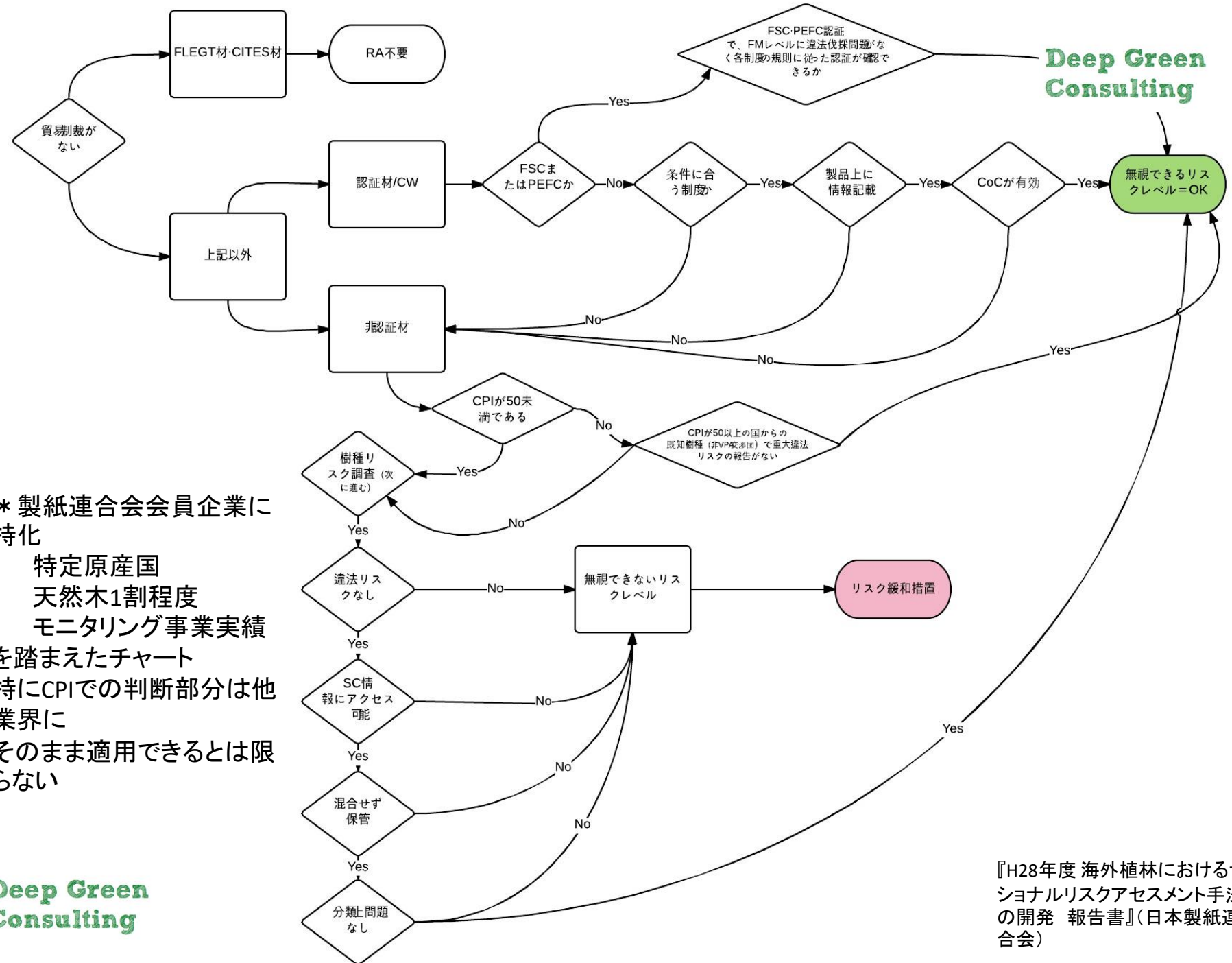


図1 木材デューディリジェンスの流れ



* 製紙連合会会員企業に特化

- 特定原産国
- 天然木1割程度
- モニタリング事業実績を踏まえたチャート

特にCPIでの判断部分は他業界にそのまま適用できるとは限らない

リスク評価の手順例

リスクアセスメントを完結できるリスクのカテゴリー	1. FLEGT(※)材か？	Yes → OK
	2. 国連安全保障理事会やEU理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？	Yes → 購入できない
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか？	どちらもYes → OK
	4. (その樹種に関して)ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？	
認証状況	5. サプライヤーと製品の両方が、EU木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？	すべてYes → OK
	6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？	FMレベルのチェック
	7. CoCがつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？	(特に高リスク国・高リスク製品の場合)

4. デューデリジェンスとはなにか

リスク評価の手順例(続き)

樹種 のリスク	8. 使用樹種に違法リスクがないか？	何も完結しないので次へ
原産地 リスク	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？ 確認に使用するサイトの例 <ul style="list-style-type: none"> - 世界ガバナンス指標(WGI) - グローバルフォレストレジストリー(FSCのNRアセスメントと連動) - トランスペアレンシー・インターナショナル(CPI:腐敗認識指数) - その他の国際機関、研究機関、NGOのサイト 	Yes → OK No → サプライチェーンのリスクへ
サプライ チェーン のリスク	10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？ 11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品(原材料)と混ざったりすり替わったりしていないか？ 12. 樹種、数量、品質の分類は、関連規制に従っているか？	すべて Yes → OK Noがある場合 → リスク緩和措置

4. デューデリジェンスとはなにか リスク緩和措置の例

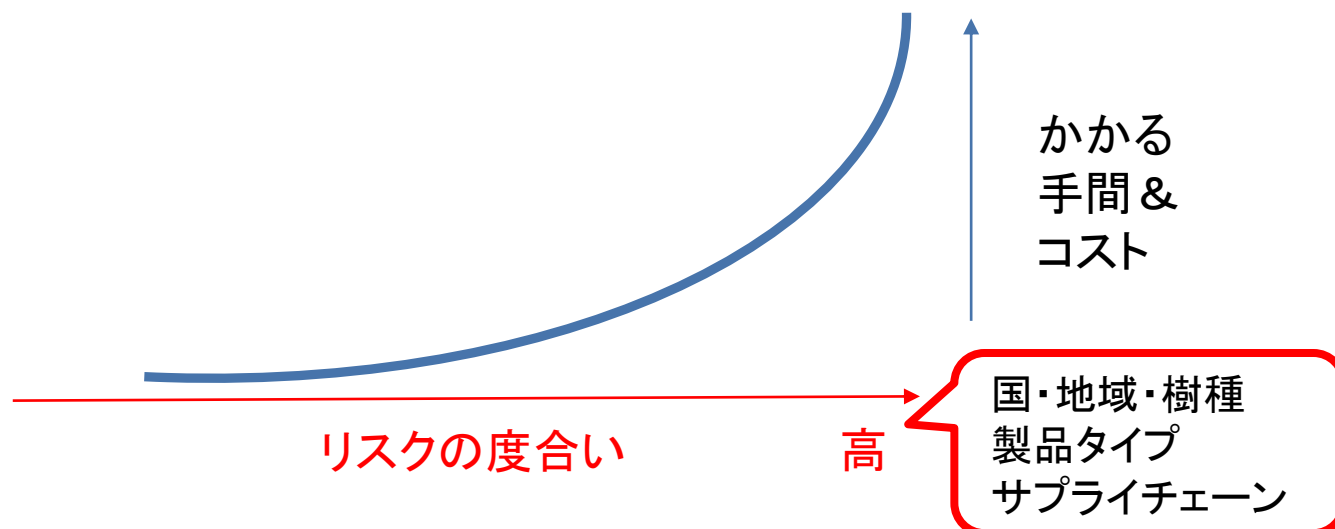
現地サプライチェーン監査 (CoC)	強
FMU現地監査	強
デスクベースのFMU監査	弱
認証材・証明材の購入	強
サプライヤー代替	強
デスクベースのサプライチェーンマッピング	弱

ヨーロッパ木材貿易連盟の推奨するリスク緩和措置とその強度

- ✓ 樹種・原産地・サプライヤー・製品タイプ・事業規模など
様々な要素によるケースバイケース
- ✓ 緩和できない場合は購入しない

すべてを均一に調べる必要はない 「リスクベース」のアプローチが現実的

- デューデリジェンスは単なるプロセス
- 何を基準にするかによりボリューム・結果は変わる
- すべて均等な入念さは必要ない → **リスクの高い製品やサプライチェーンから優先的に労力やコストを割く** (団体認定制度との違い)
- 「買うありき」ではなく、リスクが高くて必要な製品か？の再検討＝ビジネスリスクの管理



書類を集めて終わりではない 書類の内容を自分で調べて確認すること

- 合法性を証明する文書
- **WHAT** 製品の商標・種類、樹種(一般名・学名)
- **WHERE** 伐採国または(i)伐採地域(ii)伐採許可書内容
- **HOW MUCH** 量(体積、重量または単位数)
- **FROM WHOM** サプライヤー情報(名称・住所)
- **TO WHOM** 売り先の業者の情報(名称・住所)

集めるだけで
終わっていきませ
んか？

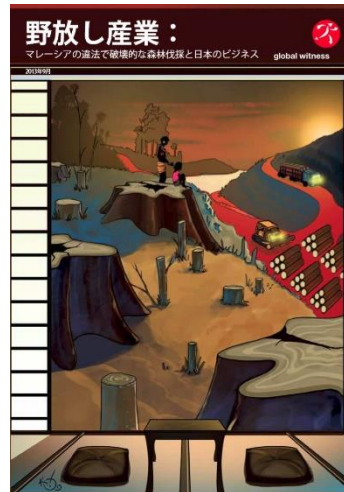
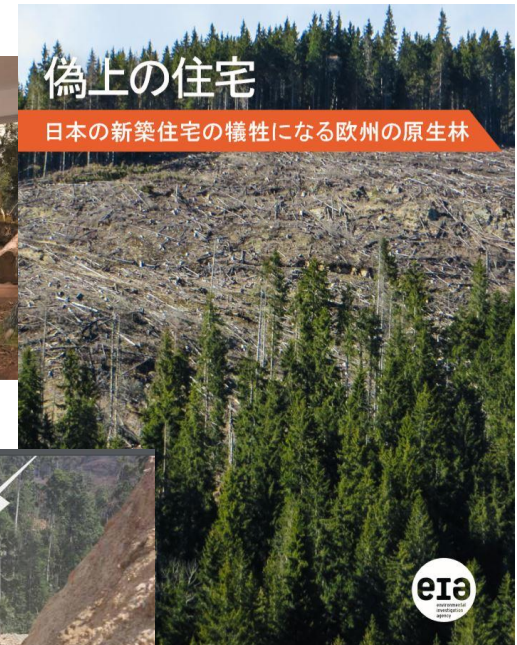
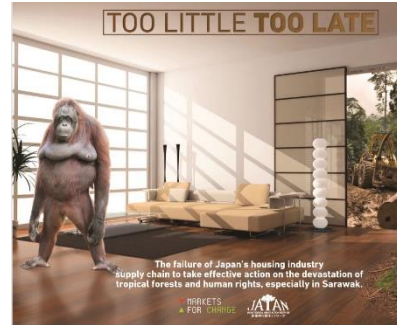
- 合法性証明文書は合法に発行されたか？(ガバナンス)
- 樹種・原産国は本当に正しいか？(合法性)
- 取引量はモニタリングの際の参考指標でもある
- 取引先の情報はサプライチェーンをつなげるため

これを確認するた
めに集めます！

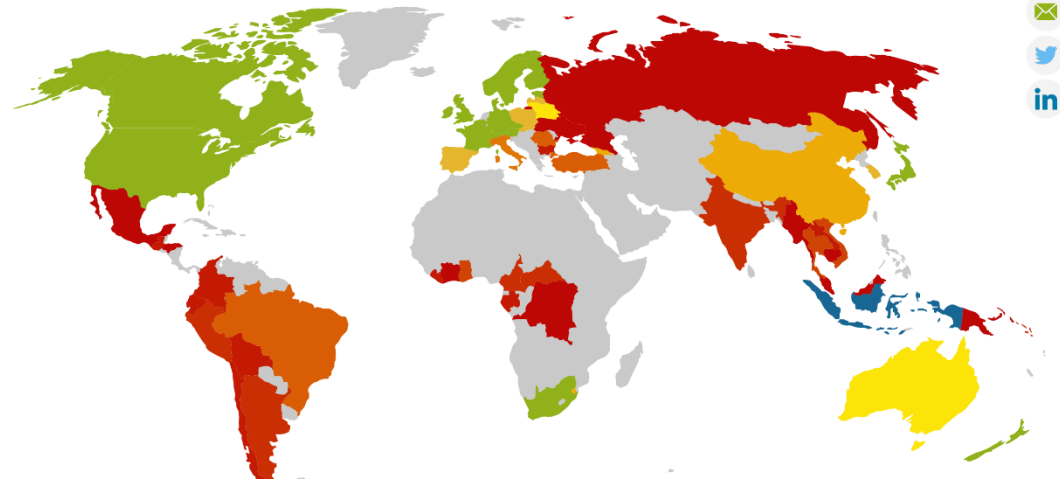
5. リスク評価

何のリスクを評価するのか自社の基準を持つことから

- クリーンウッド法の
合法定義？
- EU木材規制の合法
定義？
- ESGリスク
の排除？



5. リスク評価 EUでよく使われるリスク評価ツールの事例 NEPCon Sourcing Hub



出典: NEPCon

<https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber>

5. リスク評価

木材リスク評価のツール例 NGO情報はうまく活用

Developed by UNEP-WCMC as a consultant of the European Commission in close cooperation with the Member States Competent Authorities.
If you have any updates to share for the next briefing note, please email timber@unep-wcmc.org

Briefing Note for the Competent Authorities (CA) implementing the EU Timber Regulation July - August 2019

EIA REPORT DOCUMENTING TRAFFICKING OF TIMBER ACROSS THE COLOMBIA-PERU BORDER

The EIA's **Condemning the Forest** report and accompanying **press release** (both in Spanish) document the findings of an EIA undercover investigation into illegal timber trade in the Colombian Amazon, including of prohibited species. The report details the *modus operandi* used by traffickers, who obtain timber from both sides of the Putumayo River, transporting it under black market 'safe-conduct' permits. Along the Colombia-Peru border, the port city of Leticia is the only official customs point, which has a 'special customs regime' for timber imports valued at <USD 1000. Accordingly, traders were observed to divide cargo into low-value shipments to avoid additional documentation requirements, which can otherwise be circumvented by crossing the river where Colombian authorities have no jurisdiction. Although Colombia's National Environmental Licensing Authority must legally approve all timber imports, the EIA reported that no oversight was in operation in Leticia. The Peruvian customs authority, SUNAT, additionally stated that no exports of timber to Colombia across the Loreto-Amazon border had been registered over the period 2015-2019 and that a total of 5608 m³ of wood never reached the declared destination more than 1600 km away on the border with Venezuela (suggesting that safe conducts are being used to hide the true destination of wood). National estimates are that ~50% of the timber sold in Colombia is illegal, facilitated by corruption. The report calls for Colombia to take the lead and work with other countries of the Amazon basin, to establish a legal framework of public policy that fills the gaps exploited by international traffickers.

IMPLEMENTATION & ENFORCEMENT OF EUTR

FLEGT/EUTR Expert Group summary record for June 2019, with conclusions on Ukraine (August 2019)
The **summary record** of the 24th FLEGT/EUTR Expert Group meeting, held on 21 June 2019, is now available (meeting featured in the **May-June 2019** EUTR briefing note). Regarding timber from Ukraine, it was concluded that the country as a whole should be considered a risk country of harvest, requiring the provision of adequate risk mitigating measures. In cases where a negligible risk assessment cannot be reached, timber from Ukraine should not be placed on the EU market. The Conclusion on timber imports from Brazil³ was upheld, as was the assessment on non-negligible risk

ECのサイトにある
EUTR施行に関する
定期報告書

出典:

https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/EUTR_Briefing_note_July-August_2019_final.pdf

https://www.fairwood.jp/consultation/howto_dd.html

クリーンウッド法に対応する 木材DDのための実践情報

2017.10 掲載
2019.12 更新

本コーナーでは、2019年5月30日開催された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」に対応するためのさまざまな木材DD（デューデリジェンス）を行うための実践的な情報をお届けします。

木材デューデリジェンス・ガイダンス本編、実践編を公表

フェアウッド・パートナーズも参加する、第12期稲垣大学W-BRIDGEプロジェクト「森林減少ゼロに寄与するサプライチェーン管理と持続可能な調達」の専門家会議の促進として「木材デューデリジェンス・ガイダンス」（第一版）が2019年12月5日に公表されました。

合法性確認とデューデリジェンス ▶

合法性確認のための木材DDのステップ ▶

1. 情報収集
2. リスク評価
 - i. 初期リスク評価
 - (1) 産地リスク評価
 - (2) 仕向国・地域リスク評価
 - ii. 詳細リスク評価
 - ・ サプライチェーンのリスク評価
 - ・ 産地の評価
 - ・ 認証制度の活用
3. リスク緩和措置

個別リスク情報

1. 中国
 1. 違法リスクの高い輸入産品の事例
 - 事例1：ロシア産ユーギニア（PNG）から中国への輸出
 - 事例2：リベリアから中国への輸出
 - 事例3：バレーから中国への輸出
 - 事例4：ミャンマーから中国への輸出
 - 事例5：アフリカから中国への輸出
 2. 木材輸入の現状と適法化策研究など

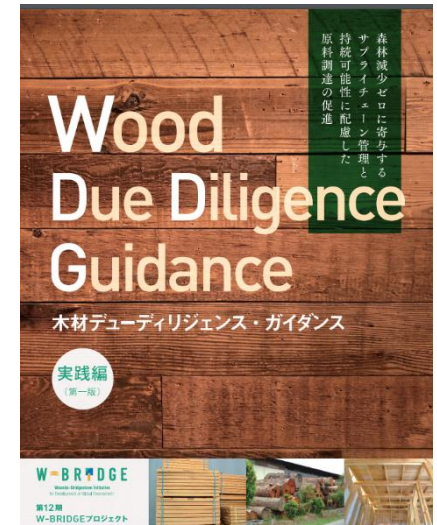
相談室

- ▶ なぜフェアウッド推進なのか
- ▶ フェアウッド推進のすゝめ
- ▶ 木材DDのための実践情報
- ▶ フェアウッド研究会
- ▶ 成功事例
- ▶ 森環村どんぐり材プロジェクト
- ▶ 研究会参加のお誘い

ご相談窓口情報

（フェアウッド担当まで）
国際環境NGO FoE Japan
03-6909-5983

地球・人間環境フォーラム
03-5825-9735



九州大学農学研究中心

FoE Japan 国際環境 NGO FoE Japan

日本のネットワーク
「フェアウッド」のサイト
にある輸出国リスク情報

フェアウッド推進
DDマニュアル

6. まとめ

Diligence = 勤勉さ
Due = が起こる予定
である

“Due Diligence”

「法的な要求事項を満たす又は法的な義務を果たすことを求めることを求める人が
払うことが合理的に期待される注意、またはそのような人が通常払う注意」

(Black's Law Dictionary, 2006)

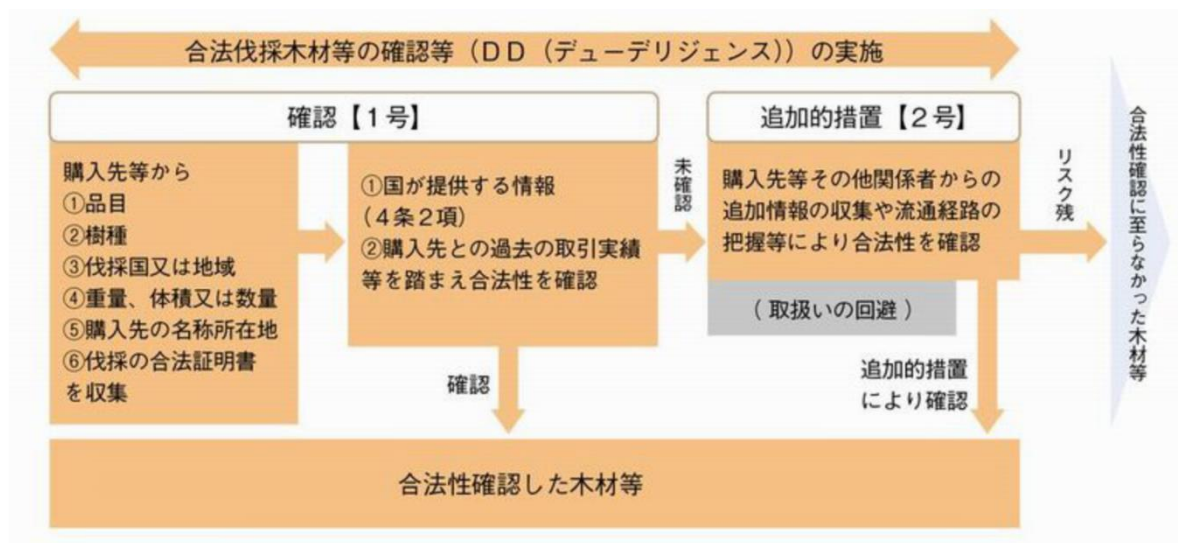
日本では一般に「相当な注意義務」などと訳される

DD三か条

1. DDは「証明」ではない
2. リスクの程度が「無視できる」と自社で納得できるまでやる
3. 100%白はない(欧米) ≡ 「認証だからOK」ではない

6. まとめ

DDは本来は購入するか否かの判断をするために行うもの



6. まとめ(と展望)

- DDは「プロセス」であり基準をどこに置くかで内容は多様
- 日本の基準<欧米の基準
- 均一なDDではなく「リスクベース」のDDが現実的
- 森林減少・劣化への危機感は爆発的に広がっている
- 森林リスクのコモディティ(パーム、大豆、牛肉、ゴムなど)との競合
- 原生林や天然林から「安い」木材を購入する時代は終わり
- 木材業界の生き残りは持続可能な森林からどれだけ木材業界へ供給してもらえるか
- そしてそれは気候変動対策や生物の大量絶滅を阻止することに貢献することでもある
- 持続可能な(ESGリスクのない)木材を求める(≒ 認証材+):ただし認証材でも地域によりリスクはあるためDDは必要

EU視察について

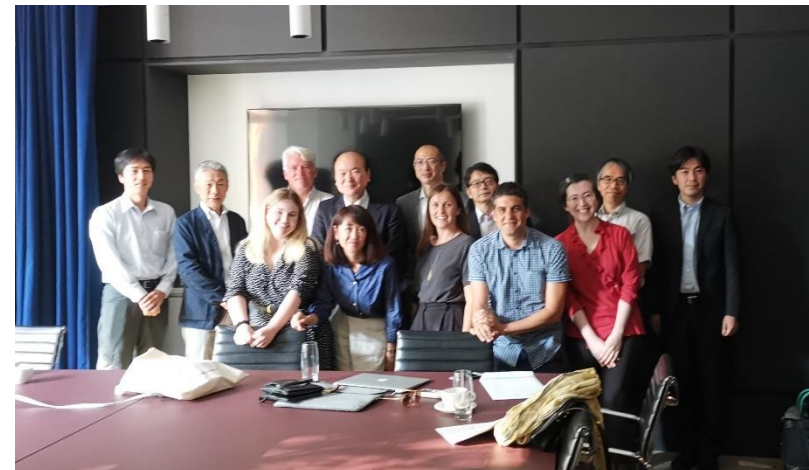
期間：2019年7月20日～28日

主催：国際環境団体 Forest Trends（本部：ワシントンDC）

目的：EU木材規則（EUTR）のDD実施状況の視察

参加：登録実施機関（日本合板検査会、日本ガス機器検査協会）
業界団体（全国木材組合連合会、日本合板商業組合、日本家具産業振興会）
研究機関（林業経済研究所）

訪問先：ロンドン及びプラハの
民間企業、政府機関、研究機関、
業界団体、認定監督団体



EU視察 スケジュール

- 7/22 民間企業 Tradelink 社 (本社: イギリス)
EU木材規制監督団体 NEPCon
英国木材貿易連盟(TTF)
- 7/23 王立植物園 Kew Garden 及び 民間企業
Agroisolab 社
英管轄官庁 - 製品・安全基準局
- 7/25 民間企業 PERI S.R.O社 (本社: ドイツ)
(チェコ管轄官庁同行)
- 7/26 民間企業 Eyelevel社 (本社: プラハ)
(チェコ管轄官庁同行)

Forest Trends と TREE 会合

設立: 1996年 本部: ワシントンDC

活動: 森林保全におけるクロスセクターの協働
情報分析・情報提供

TREE (Timber Regulation Enforcement Exchange) (木材規制取締
情報交換):

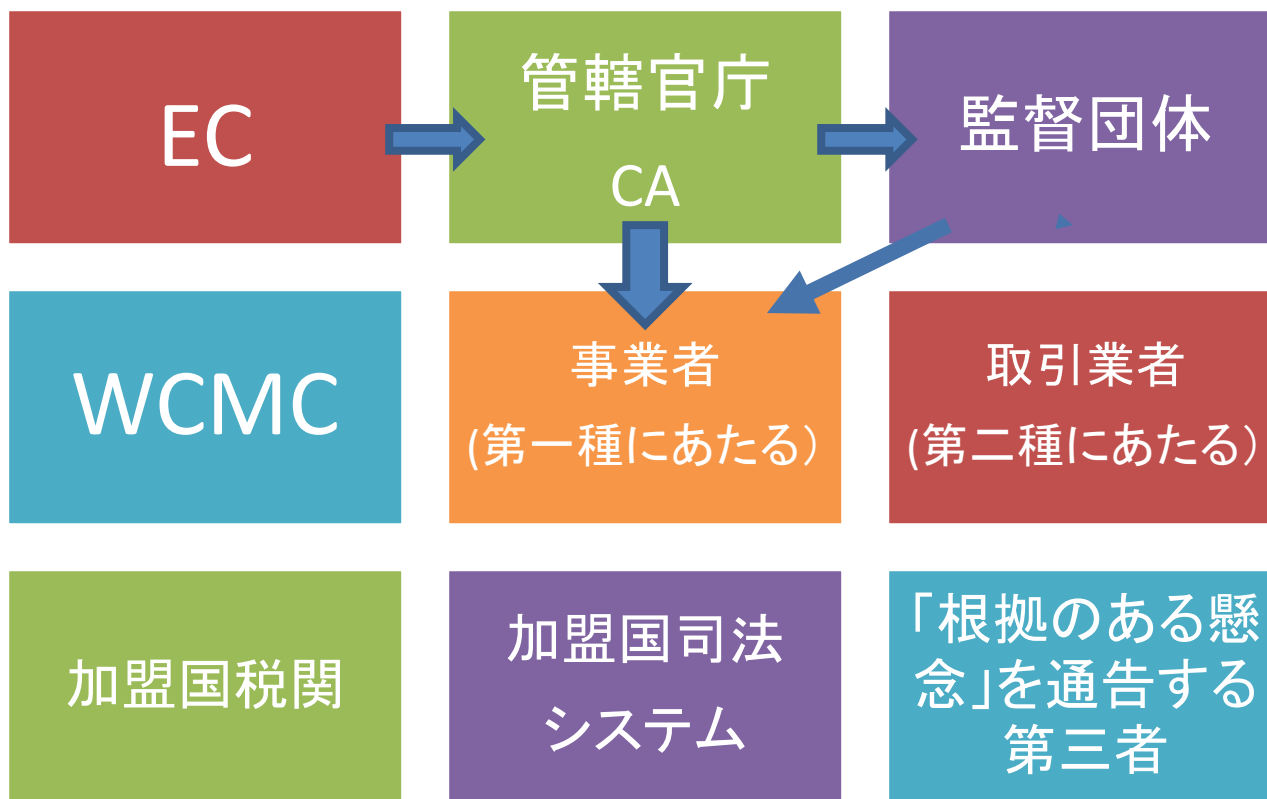
2012年よりチャタムハウス(英国王立国際問題研究所)と共
催で政府関係者の会合を約半年ごとに開催

近年はアジア太平洋地域でも

2018年より林野庁も参加

注目される木材履歴追跡技術(組織の顕微鏡的解析、
DNA分析、安定同位体分析) - 米政府によるライブラリー構
築の取組

EU木材規制の関係者マップ



EU加盟国政府による輸入業者の 検査実績と適切なDDS制度のあるなし 2018/7 – 2018/12

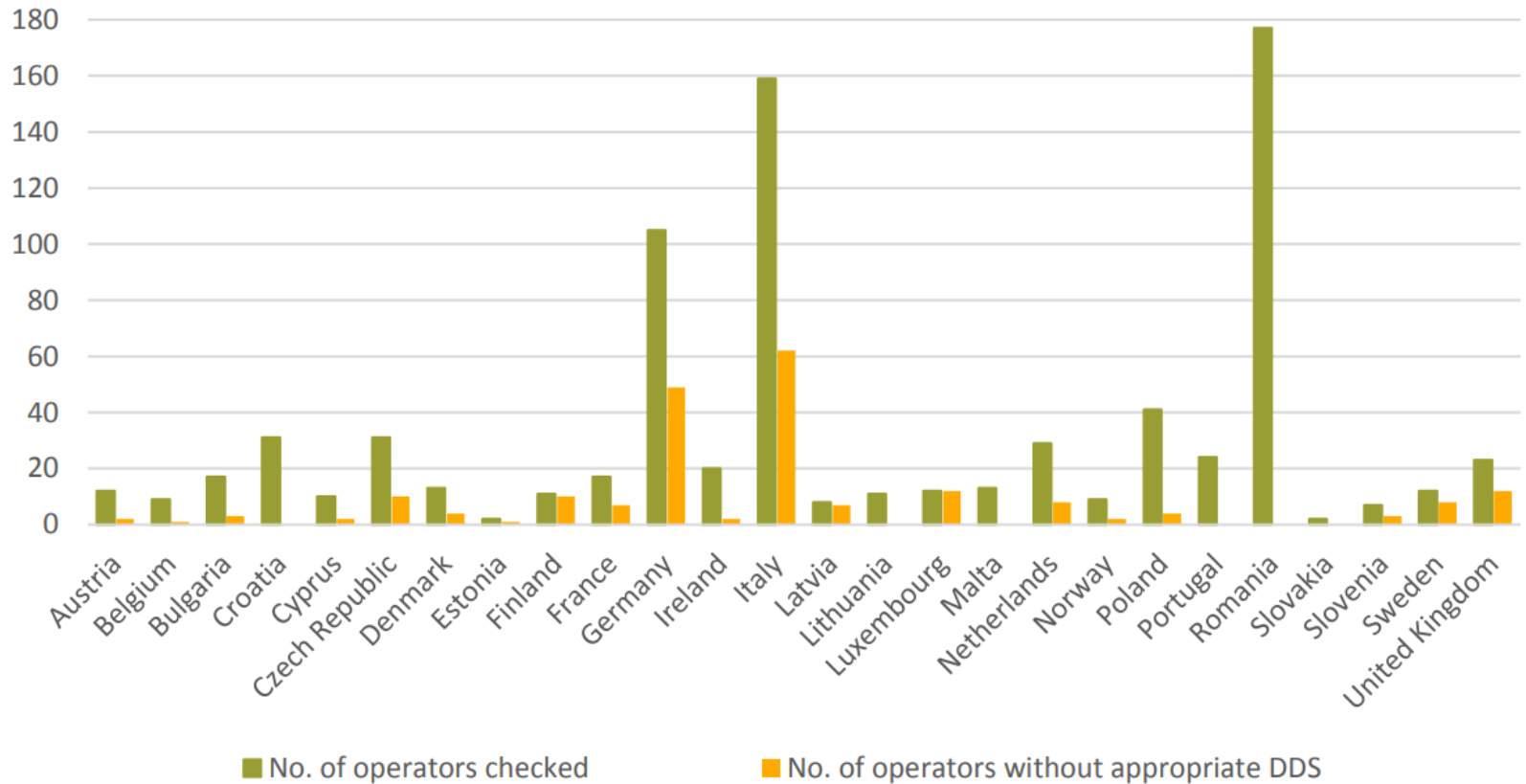


Figure 3: Number of importing operators checked, and number of those without appropriate DDS, between 1 July 2018 and 31 December 2018

EU加盟国「根拠のある懸念」の報告とその後の検査状況 2018/7 – 2018/12

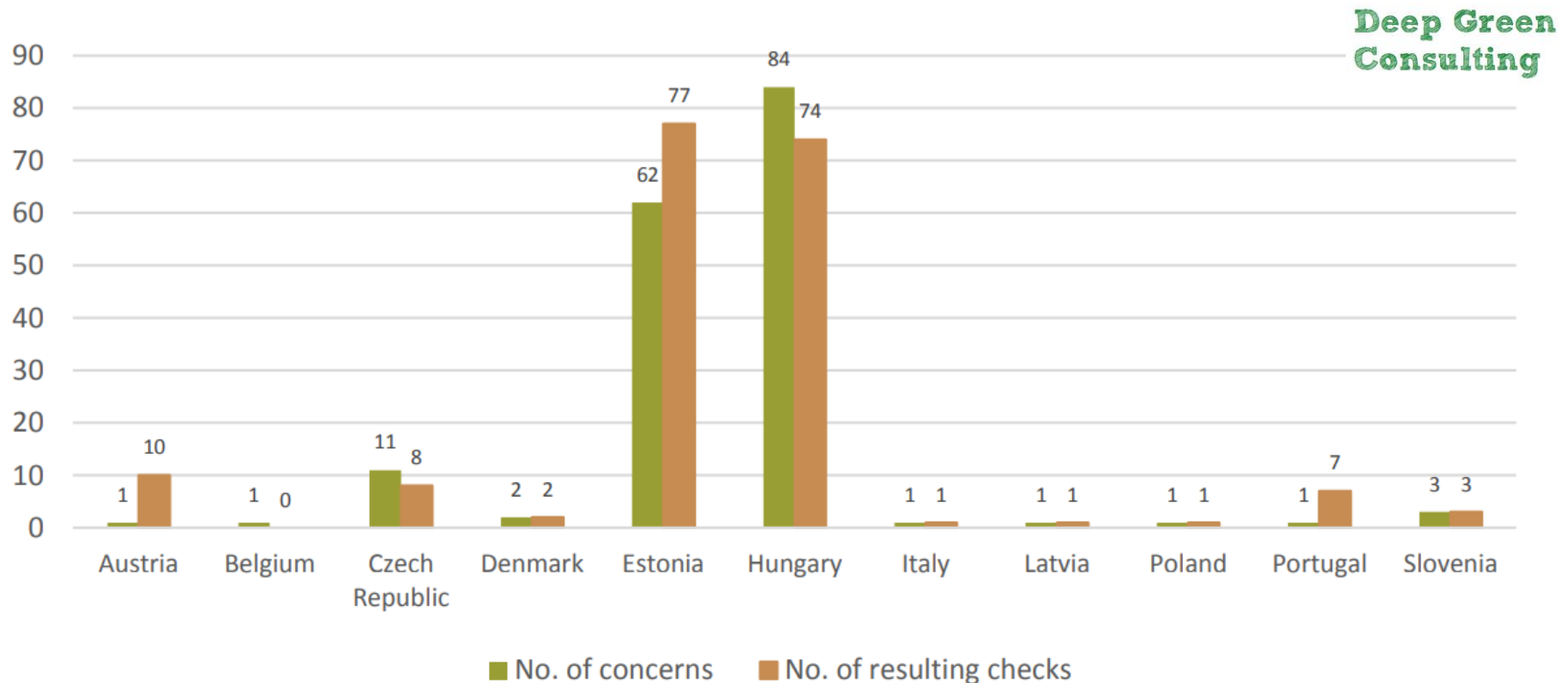


Figure 4: Number of substantiated concerns received by Competent Authorities and number of resulting checks between 1 July 2018 and 31 December 2018

EU加盟国 裁判事例と結果

2018/7 – 2018/12

Table 12: Overview of court cases and outcomes July-December 2018.

Country	Defendant	Date at court	Basis of case	Outcome/verdict
Denmark	Operator	September 2018	CA check	Appeal to High Court of verdict from City Court. Fine was reduced from c. EUR 16 000 to c. EUR 9 300)
Germany	Operator	July 2018	Checked company claimed not to be an operator	In favour of CA – the court followed the argument of the CA that a company is still the operator even if they buy products via an agent situated in the EU
Hungary	Felföldi Ernő (Operator)	November 2018	Challenging CA decision	Legal proceedings pending
Hungary	Eurófa Kft (Trader)	July 2018	Challenging CA decision	Dismissal of the case
Hungary	Láczy Norbert (Trader)	July 2018	Challenging CA decision	Dismissal of the case
Hungary	Oregon (Trader)	August 2018	Challenging CA decision	Legal proceedings pending
Hungary	Pál Zoltán (Trader)	August 2018	Challenging CA decision	Legal proceedings pending
Hungary	Müller Márton (Trader)	September 2018	Challenging CA decision	Legal proceedings pending
Hungary	Horváth Róbert (Trader)	November 2018	Challenging CA decision	Legal proceedings pending
Hungary	Felemel Kft (Trader)	November 2018	Challenging CA decision	Legal proceedings pending
Italy	Operator	November 2018	Substantiated concern	First outcome pronounced by the Review court (Tribunale del riesame). In favour of CA.
Latvia	5 court cases			All five criminal court cases ended in favour of CA
Luxembourg	Operator	February and November 2018	Substantiated concern	In favour of CA
Netherlands	Operator	July 2018	CA check	In favour of CA
Sweden	Ahlberg-Dollarstore AB	December 2018	CA check	In favour of CA



Thank you.

momii@deepgreenconsulting.jp

登録実施機関として求める デューデリジエンス（DDs）

一般財団法人日本ガス機器検査協会
環境検証室室長
柳澤 衛

01

EUTRに見るDDs

02

DDsに求められること

03

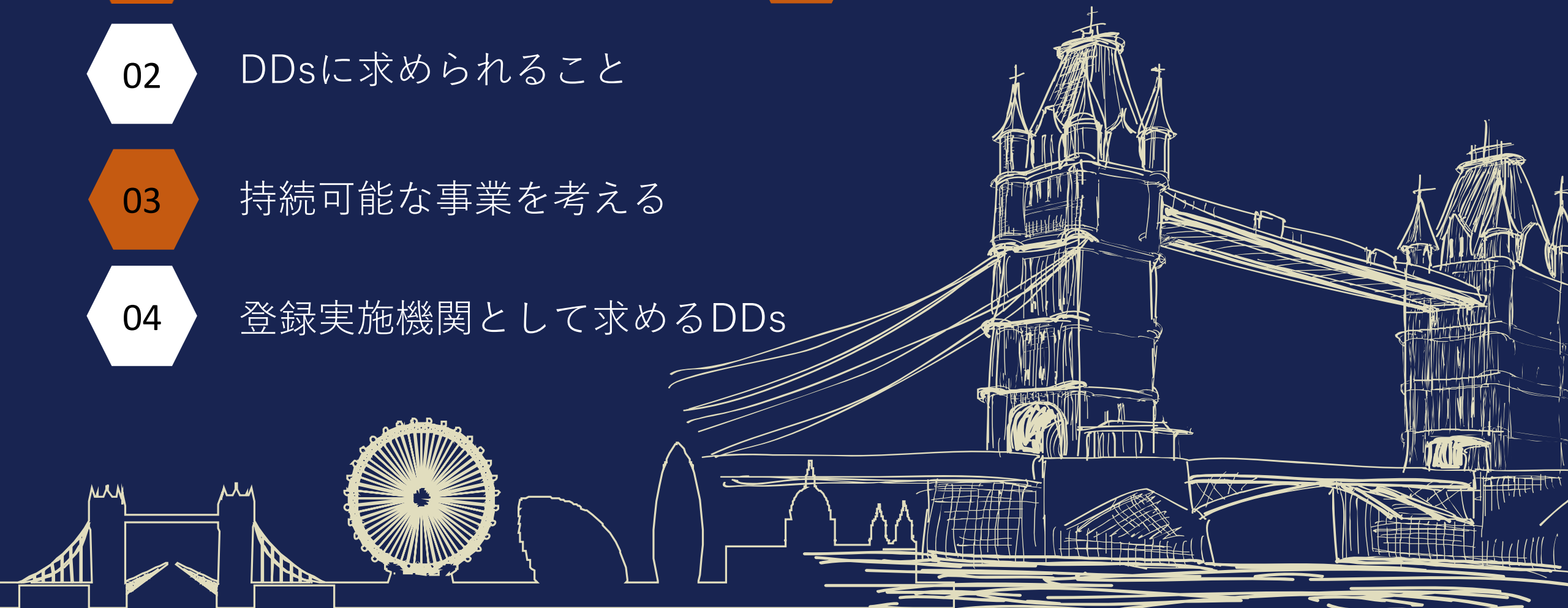
持続可能な事業を考える

04

登録実施機関として求めるDDs

05

DDsの例



01. EUTRに見るDDs (1)

DDsの基本

(情報)

オペレーターは、木材および木材製品、伐採国、樹種、伐採量、サプライヤーの詳細、および国内法の遵守に関する情報にアクセスできなければならない。

(リスク評価)

オペレーターは、「情報」に基づいて、規制で定められた基準を考慮して、サプライチェーン内の違法木材のリスクを評価を行わなければならない。

(リスクの軽減)

リスク評価によって、違法木材のリスクがある場合、追加の情報と検証をサプライチェーンに要求することによって、そのリスクを軽減することができる。

01. EUTRに見るDDs (2)

(気付き点)

- ・ サプライヤーと取扱材ごとにリスク評価
- ・ 輸出国をCPI指数などで評価
- ・ 森林認証で紹介されているDDsの手法を利用
(FSCの方が合理的で信頼できるという話も)
- ・ 報告結果は白か黒 ⇒ 合法性が確認できなければ黒
- ・ DDsに手間がかかりそうな国・地域からはそもそも購買しない姿勢
- ・ リスクはゼロにならないがゼロに近づける努力
- ・ 同位体分析や木材解剖学的分析などが利用されている

01. EUTRに見るDDs (3)

企業がDDsを行うためのツールを開発し、企業のDDsを定期的に監視する機関（法人）

利用するか否かは企業判断。13社ほどのMOがある

（気付き事項）

- ・ MOは、思ったほど利用されていない
- ・ DDsのロジックはあるがやや複雑
- ・ 費用は安くない印象

01. EUTRに見るDDs (4)

EUTRのDDsの決定木（ロジックフロー）で考慮する事項の例

考慮する事項	判断	CWA
FLEG-T	FLEG-Tのライセンス材であるか (V-Legal)	N/A
CITES	規制に該当しているか	○
制裁措置の対象	輸出国や樹種が国連やEUの制裁を受けているか	N/A
供給連鎖の長さ	供給連鎖が短いか、長い	—
CPI指数	輸出国の腐敗指数はどの程度か	—
武力紛争	輸出国や伐採地域に武力紛争があるか	—
違法伐採の示唆	樹種、伐採地域の違法性	○
森林認証	FSC、PEFCなど	○

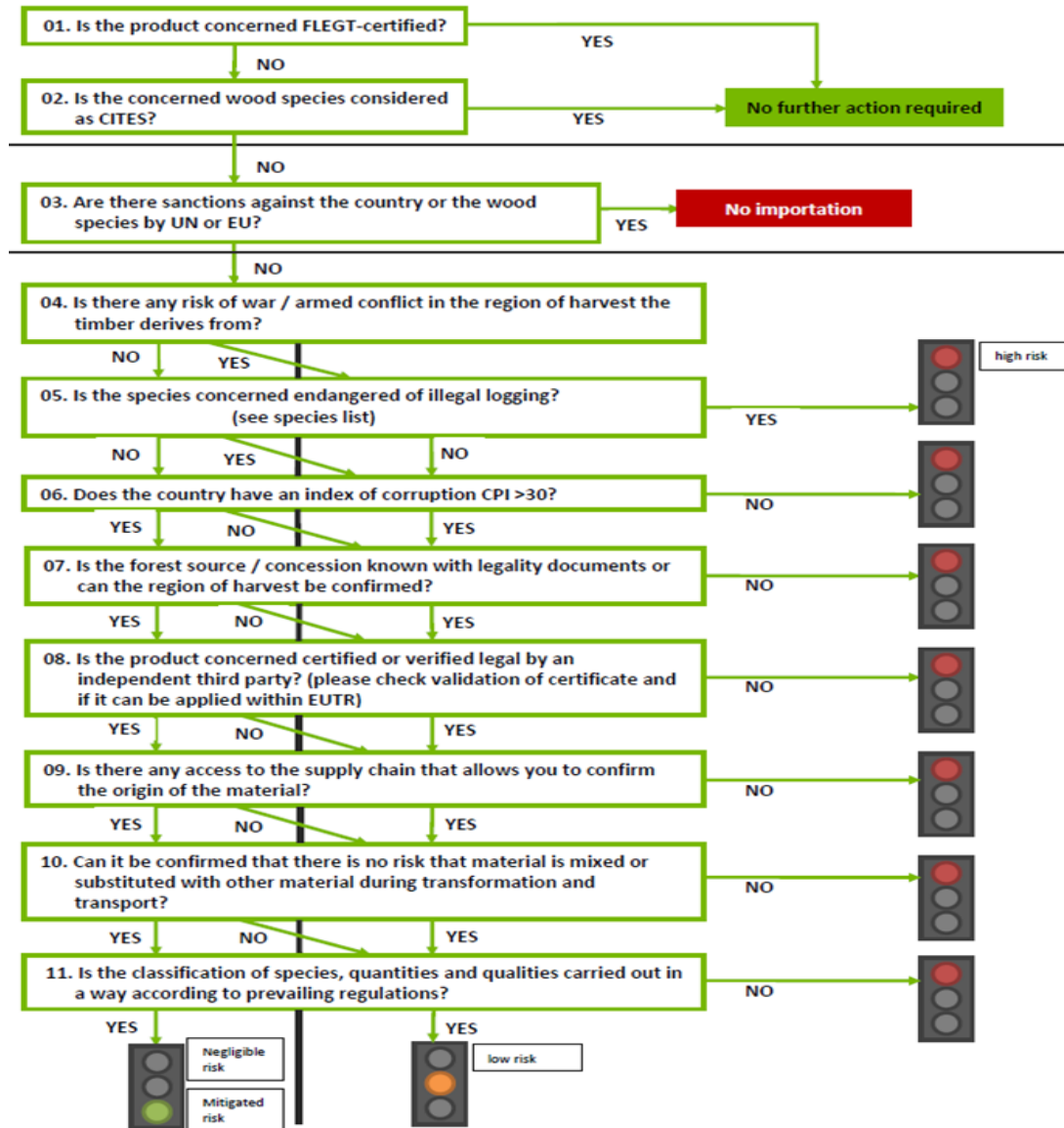
01. EUTRに見るDDs (5)

CWAのDDsで考慮する事項の例

利用できる証明等	記録類
クリーンウッドナビ	クリーンウッドナビに載っている記録類
森林認証制度	森林認証材である根拠 (FSCやPEFCなど)
県産材証明	CWAで認められている県産材であることの記録
木材関連事業者からの証明	譲り渡しの措置で求めている記述
団体認定制度	合法木材証明
• • •	
• • •	

01. EUTRに見るDDs (参考1)

EUTRのDDsフロー



01. EUTRに見るDDs (参考2)

FSCのDDsフロー

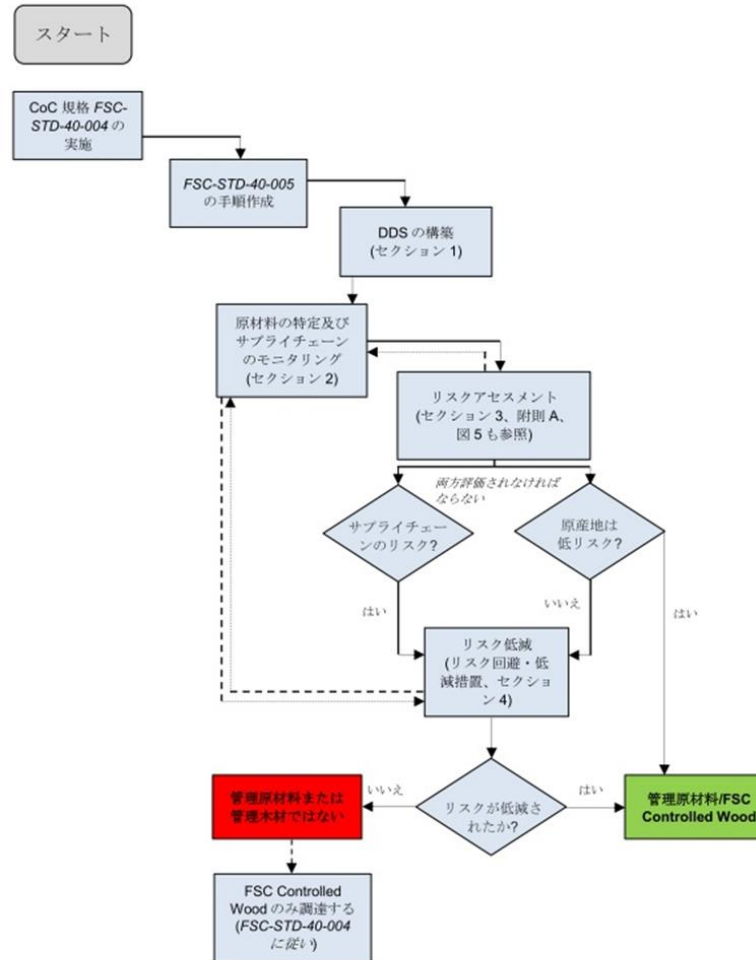
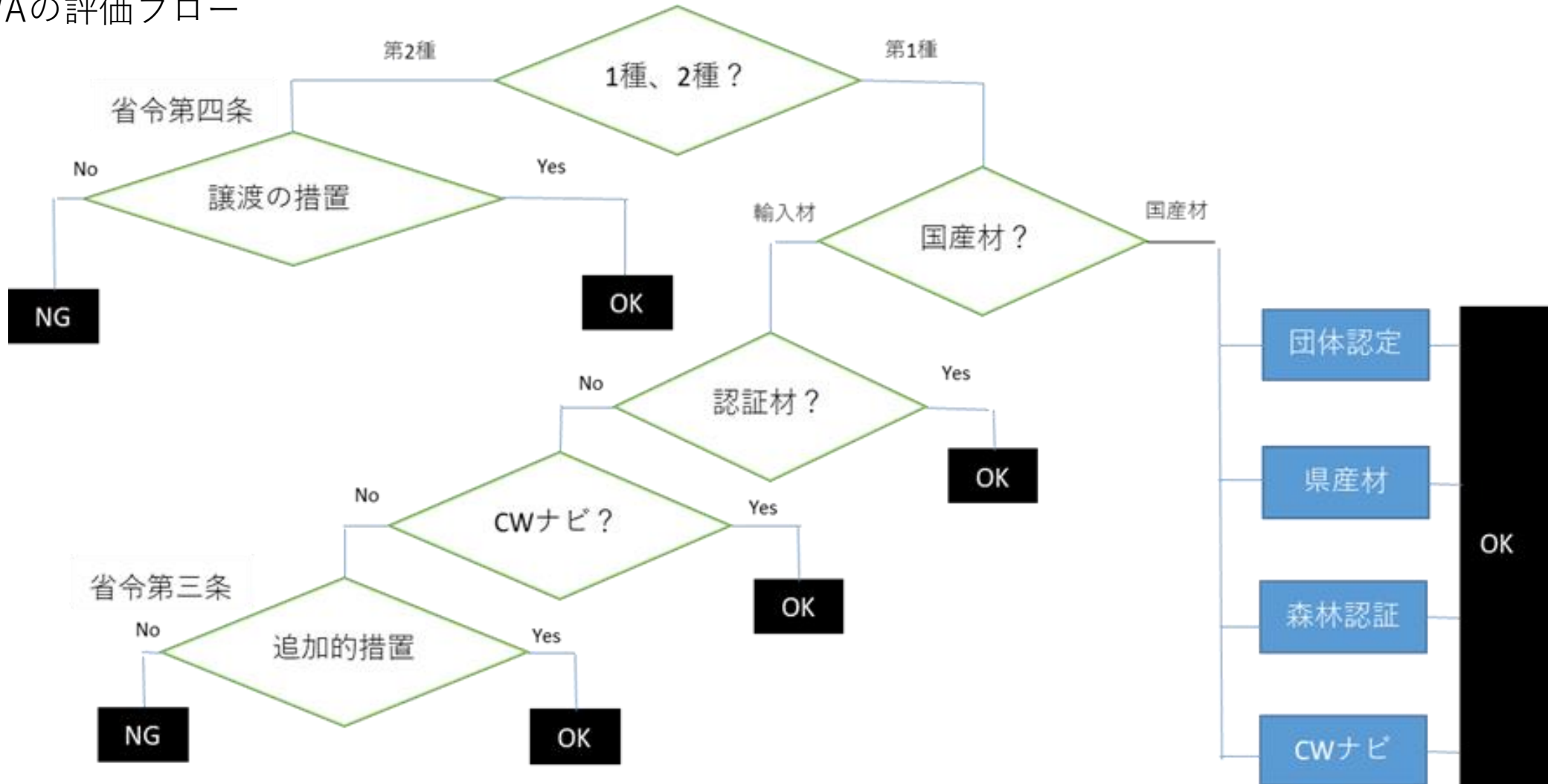


図6. 管理木材評価過程のまとめ

FSC®管理木材調達のための 要求事項 FSC-STD-40-005 V3-1より

01. EUTRに見るDDs (参考3)

CWAの評価フロー



注) 輸入材でも団体認定により「合法木材」と認められているケースもあります。また、国産材でも追加的措置が適用される場合も考えられます。

02. DDsに求められること（1）

DDsに求められること・・・

1. 企業が何がリスクであるのか特定した上で
2. 合法的に伐採された木材だけを取引し
3. 環境や社会的要請を満たす

ことに資する（1）情報の収集と（2）リスク評価と（3）リスク削減をおこなう



企業が持続可能な事業を行うことにもつながる

02. DDsに求められること（2）

企業が持続可能な事業を行うために求められること・・・

1. 企業が何がリスクであるのか特定した上で
2. 製品の市場優位性を確認することや
3. 環境や社会的要請を満たす

ことに資する（1）情報の収集と（2）リスク評価と（3）リスク削減をおこなう



DDsの実施

03. 持続可能な事業を考える（1）

DDsを行う際にリスクとして考慮すべき事項

1. 合法性（森林認証、合法木材、CWA・・・etc）
供給連鎖のあらゆる段階で合法性が担保できているか
2. 混在リスク（森林認証、CWA・・・etc）
供給連鎖を通じて合法性が確認できたものと確認できなかったものが混在しないか
3. コンプライアンス及びSDGsに関するリスク
（例：移民労働者、反社との付き合い、労働環境、環境問題・・・etc）
供給連鎖を通じて社会的要請に答えているか、SDGsに反する行為を行っていないか
4. 政治・政策リスク（CPI指数・・・etc）
供給連鎖を通じて企業が所在する国の政治・政策リスクはあるか

03. 持続可能な事業を考える（2）

DDsを行う際にリスクとして考慮すべき事項

5. 取引製品の代替に関するリスク（契約書、覚書、口約束）
取引の継続ができない場合、他への樹種、産地、供給連鎖の変更は可能か
6. 財政的リスク（財務諸表・・・etc）
供給連鎖を通じて財務的に取引継続が難しい企業があるか
7. その他（例えば）
 - 国際消費者機構の「消費者の責務」＝環境への配慮責任
 - 販売業者でも製造物責任法第2条3項の「責任主体」と成り得る
 - 海外の法律 米国レイシー法：「事業者が違法伐採木材と知りながら取引した場合のみならず、過失であっても過失の程度に応じて罰則を適用」

04.登録実施機関として求めるDDs（1）

登録実施機関としては

法律および関連規則に適合していれば登録します

しかし、事業の継続性や変化してゆく事業環境などを

考えてリスクを特定してゆくことがDDsには大切

04.登録実施機関として求めるDDs（2）

つまり・・・

- 1) 知らないリスクの存在は、継続的ビジネスの脅威
⇒ より多くの情報を得てリスクを特定する
- 2) リスクを適切に評価しないことは、信頼性を失う
⇒ 都合の良い評価をしない。悪い結果に目をつぶらない
- 3) DDsの世界標準を知らないと、市場で損をする
⇒ グローバルマーケットにはグローバルルール順守必須

05.DDsの例（実例 + α ）

1. DDsは製品ごとに
2. フォーマットを使用して画一的に
3. 自分たちで評価したものを他の誰か（できれば第三者）に再度検証してもらう

（情報収集）

4. DDsは（1）「製品そのものに起因するもの」と（2）「供給連鎖に起因するもの」とに分ける
5. 製品に起因するものとして（1）順法性、（2）持続可能性、（3）製品の代替性などを評価する
6. 供給連鎖に起因するものとして各事業者ごとに、（1）マネジメントリスク、（2）SDGsへの配慮などを評価する

（リスク評価）

7. 点数化してリスクを算出（主観的にならざるを得ないところもある）

（リスクミティゲーション）

8. 優先順位をつけて高いリスクに対してリソース投入

DDSシート (B) : サプライチェーンに関するリスク評価の例

木材製品名	フロア台板
製品No.	A20191210-Y
樹種	●●●
生産量	○○○m3
サプライヤー	
サプライヤー所在国	インドネシア
評価者	Mr. △△△
ベリファイヤー	Ms.○○○

評価項目			評価結果	根拠
大項目	中項目	小項目		
1. マネジメントリスク	CPI指数	2018年版CPI	3	30以下=5, 30~50=3, 50以上=1
	CCP	特定	1	隣接する天然林の伐採はない
		発生可能性	2	起きる可能性は否定できない
		重大性	5	天然林の伐採は重大な影響がある
	パッシブ情報 (リスクは3以上)	宣言書	3	宣言書を提出している
		アンケート	3	アンケートを提出している
コンプライアンス		3	問題が無いことをヒアリングしている	
2. SDGsへの配慮	弱者への配慮	移民	2	文書化した手順なし。ビザなどは確認
		女性	3	女性への労働環境は整っていない
		子供	1	16歳を採用する基準として定めている
	偏った利益	搾取等	3	一部、搾取的な文化が残っている
	紛争	民族	1	紛争はない
		反社会的勢力への関わり	1	テロリストへの関わりはない
動植物	絶滅危惧種	1	レッドデータブック	
リスク (B)			2	
評価 (B)			中	

各リスクは5段階評価

リスク (A)は各リスクの総計を記入項目数で割る

評価 (A)はリスク 1~1.5=低 1.5~3=中 3~5=高

DDSシート (B) : サプライチェーンに関するリスク評価の例

木材製品名	フロア台板
製品No.	A20191210-Y
樹種	●●●
生産量	〇〇〇m3
サプライヤー	
サプライヤー所在国	ベトナム
評価者	Mr. △△△
ベリファイヤー	Ms.〇〇〇

評価項目			評価結果	根拠
大項目	中項目	小項目		
1. マネジメントリスク	CPI指数	2018年版CPI	3	30以下=5, 30~50=3, 50以上=1
	CCP	特定	1	認証材と非認証材の良好な分別管理
		発生可能性	1	起きる可能性は極めて小さい
		重大性	5	分別管理の非実施からくる影響は甚大
	パッシブ情報 (リスクは3以上)	宣言書	3	宣言書を提出している
		アンケート	3	アンケートを提出している
コンプライアンス		5	コンプライアンスの意識が低い	
2. SDGsへの配慮	弱者への配慮	移民	N/A	工場では移民は受け入れていない
		女性	3	女性労働者への配慮は少ない
		子供	1	16歳を採用する基準として定めている
	偏った利益	搾取等	3	一部、搾取的な文化が残っている
	紛争	民族	1	紛争はない
		反社会的勢力との関わり	1	テロリストへの関わりはない
			リスク (B)	2.5
			評価 (B)	中

各リスクは5段階評価

リスク (A)は各リスクの総計を記入項目数で割る

評価 (A)はリスク 1~1.5=低 1.5~3=中 3~5=高

DDS結果の例

1.製品の情報

木材製品名	フロア台板
製品No.	A20191211-Y
樹種	F&B : ●●● Core : ○○○
評価者	Mr. △△△
ベリファイヤー	Ms.○○○

2.リスクの情報

製品リスク		2.3
サプライチェーンリスク	森林	2.0
	製材所	2.5

3.総合評価

総合リスク	2.26
評価	中

このプレゼンテーションの要約（まとめ）

1. DDsは1度やればOKというものではない。
2. リスクとは何か？
 - ・ 企業の規模によって違う
 - ・ 企業の方針、社長の方針・コミットメントによって違う
 - ・ 企業の事業環境によって違う
 - ・ 企業が持っている情報によって違う
 - ・ 企業が経験してきたことによって違う
 - ・ 業界の慣習に影響を受けやすい
 - ・ 変化している周囲の状況に影響される（法律、社会環境、利害関係者など）
3. 製品そのものに起因するもの、サプライチェーンに起因するものを特定することが大切
4. DDsは誰かのために行うのではなく、持続的な事業のために行っていただきたい

ご清聴ありがとうございました

一般財団法人日本ガス機器検査協会

柳澤 衛

合板のリスクとヨーロッパにおける 木材IDの科学的試験

令和2年(2020年)2月17日(月)

公益財団法人 日本合板検査会

クリーンウッド法 登録部長 坂本 龍二

info@jplic-ew.or.jp

<https://www.jplic-ew.net/>

① クリーンウッド法の年度報告(一種)

平成30(2018)年度 年度報告；報告期間：平成30(2018)年4月1日～平成31(2019)年3月31日
(平成31(2019)年3月末時点の登録事業者数：89件(H30年度途中は65件)、全事業者数212件)

木材の種類:丸太

伐採国	樹種	木材の種類	入荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (A) - (B)	合法性の確認 ができた割合 (B) / (A)	出荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (C) - (D)	合法性の確認 ができた割合 (D) / (C)
			取扱量 (輸入量)(A)	うち合法性の 確認ができた量(B)			取扱量 (販売量)(C)	うち合法性の 確認ができた量(D)		
日本	ヒノキ	丸太	147,218.55	109,345.56	37,872.99	74.3%	0.00	0.00	0.00	—
日本	アカエゾ	丸太	4,454.00	4,454.00	0.00	100.0%	4,397.00	4,397.00	0.00	100.0%
日本	アカマツ	丸太	7,680.84	7,680.84	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
日本	エゾマツ	丸太	178.00	178.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
日本	カラマツ	丸太	12,989.68	12,989.68	0.00	100.0%	10,118.00	10,118.00	0.00	100.0%
日本	スギ	丸太	16,917.74	16,906.81	10.93	99.9%	1,469.00	1,469.00	0.00	100.0%
日本	トドマツ	丸太	53,051.00	53,051.00	0.00	100.0%	52,298.00	52,298.00	0.00	100.0%
日本	広葉樹	丸太	27,137.00	27,137.00	0.00	100.0%	26,801.00	26,801.00	0.00	100.0%
日本	樺	丸太	542.51	270.88	271.62	49.9%	305.49	190.52	114.97	62.4%
ロシア	カラ松	丸太	6,820.00	0.00	6,820.00	0.0%	6,820.00	0.00	6,820.00	0.0%
アメリカ	HW ウォールナット	丸太	131.00	131.00	0.00	100.0%	131.00	131.00	0.00	100.0%
アメリカ	ウォールナット	丸太	20.00	20.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
カナダ	ベイマツ	丸太	60,108.00	60,108.00	0.00	100.0%	18,000.00	18,000.00	0.00	100.0%
日本	アカ松	丸太	9,082.00	9,082.00	0.00	100.0%	9,082.00	9,082.00	0.00	100.0%
日本	エゾ松	丸太	18,989.00	18,989.00	0.00	100.0%	18,989.00	18,989.00	0.00	100.0%
日本	カラ松	丸太	34,524.00	34,524.00	0.00	100.0%	34,524.00	34,524.00	0.00	100.0%
日本	タモ	丸太	926.00	926.00	0.00	100.0%	926.00	926.00	0.00	100.0%
日本	トド松	丸太	20,032.00	20,032.00	0.00	100.0%	20,032.00	20,032.00	0.00	100.0%
日本	広葉樹	丸太	3,575.00	3,575.00	0.00	100.0%	3,575.00	3,575.00	0.00	100.0%
日本	松	丸太	806.00	806.00	0.00	100.0%	806.00	806.00	0.00	100.0%
日本	杉	丸太	96,185.00	96,185.00	0.00	100.0%	96,185.00	96,185.00	0.00	100.0%
日本	桧	丸太	6,578.00	6,578.00	0.00	100.0%	6,578.00	6,578.00	0.00	100.0%
日本	スキ・ヒノキ・マツ	丸太	8,114.98	8,114.98	0.00	100.0%	—	—	—	—
日本	スキ・ヒノキ・マツ	丸太	—	—	—	—	3,377.13	3,377.13	0.00	100.0%
日本	スキ・カラマツ	丸太	—	—	—	—	267.53	267.53	0.00	100.0%
日本	スキ	丸太	—	—	—	—	340.12	340.12	0.00	100.0%
日本	アカマツ	丸太	—	—	—	—	1.71	1.71	0.00	100.0%
日本	カラマツ	丸太	—	—	—	—	149.90	149.90	0.00	100.0%
日本	ヒノキ	丸太	—	—	—	—	62.51	62.51	0.00	100.0%
合計 ⇒			536,060.30	491,084.75	44,975.54	91.6%	315,235.40	308,300.43	6,934.97	97.8%
日本	スキ・ヒノキ・マツ	丸太 (ton)	175.33	175.33	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—

・納品書、ホームページなどに合法性の明記が無い。
・実際、合法証明がもらえない。
・森林所有者が証明書を作成対応しない。

・トラック積み混載にて入荷。チップ製造が主で分けるのは不可。広葉樹とあるのも同様。
・ただし、良材については樹種別にして報告は出来る。
・報告の時点では証明書類を入手できていない樹種があったが、提出を引き続き業者に求めており近々入手できそうである。

② クリーンウッド法の年度報告(一種)

木材の種類: ひき板

伐採国	樹種	木材の種類	入荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (A) - (B)	合法性の確認 ができた割合 (B) / (A)	出荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (C) - (D)	合法性の確認 ができた割合 (D) / (C)
			取扱量 (輸入量)(A)	うち合法性の 確認ができた量 (B)			取扱量 (販売量)(C)	うち合法性の 確認ができた量 (D)		
日本	ヒノキ	ひき板	765.02	765.02	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
日本	スギ	ひき板	82.50	82.50	0.00	100.0%	82.50	82.50	0.00	100.0%
マレーシア	MLH	ひき板	760.00	760.00	0.00	100.0%	760.00	760.00	0.00	100.0%
インドネシア	チーク	ひき板	26.00	26.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
韓国	SPRUCE	ひき板	290.00	0.00	290.00	0.0%	290.00	0.00	290.00	0.0%
中国	HEM	ひき板	80.00	0.00	80.00	0.0%	80.00	0.00	80.00	0.0%
中国	タモ	ひき板	98.00	98.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
ロシア	W.WOOD	ひき板	702.00	516.00	186.00	73.5%	516.00	516.00	0.00	100.0%
ロシア	アカマツ(製品)	ひき板	501.38	421.01	80.37	84.0%	79.67	0.00	79.67	0.0%
ロシア	カラマツ(製品)	ひき板	76.30	0.00	76.30	0.0%	9.20	0.00	9.20	0.0%
ロシア	タモ	ひき板	550.72	550.72	0.00	100.0%	550.72	550.72	0.00	100.0%
ロシア	檜	ひき板	408.66	408.66	0.00	100.0%	408.66	408.66	0.00	100.0%
アメリカ	ウォルナット	ひき板	727.66	727.66	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
アメリカ	チェリー	ひき板	92.94	92.94	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
アメリカ	ボンデロサパイン	ひき板	78.00	78.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
アメリカ	メープル	ひき板	82.81	82.81	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
アメリカ	レッドオーク	ひき板	170.31	170.31	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
カナダ	SPF	ひき板	8,297.00	8,297.00	0.00	100.0%	7,235.00	7,235.00	0.00	100.0%
カナダ	ベイマツ	ひき板	525.00	525.00	0.00	100.0%	1,114.00	1,114.00	0.00	100.0%
ブラジル	タエダパイン	ひき板	208.00	0.00	208.00	0.0%	208.00	0.00	208.00	0.0%
南米	イロコ	ひき板	14.00	14.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
南米	サペリ	ひき板	20.00	20.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
北米	アメリカンブラックチェ	ひき板	10.00	10.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
北米	ウォールナット	ひき板	40.00	40.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
北米	ハードメープル	ひき板	29.00	29.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
ウクライナ	OAK	ひき板	22.38	22.38	0.00	100.0%	22.38	22.38	0.00	100.0%
クロアチア	ビーチ	ひき板	111.59	111.59	0.00	100.0%	111.59	111.59	0.00	100.0%
スウェーデン	シルバーパイン	ひき板	32.00	32.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
ドイツ	ブナ	ひき板	536.81	536.81	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
ニュージーランド	ブナ	ひき板	280.00	280.00	0.00	100.0%	280.00	280.00	0.00	100.0%
ベラルーシ	樺	ひき板	59.24	59.24	0.00	100.0%	59.24	59.24	0.00	100.0%
ルーマニア	OAK	ひき板	31.16	31.16	0.00	100.0%	31.16	31.16	0.00	100.0%
ルーマニア	ビーチ	ひき板	169.83	169.83	0.00	100.0%	169.83	169.83	0.00	100.0%
欧州	ホワイトオーク	ひき板	160.00	160.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
欧州	ヨーロッパアンッシュ	ひき板	32.00	32.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
欧州	米松	ひき板	614.00	614.00	0.00	100.0%	614.00	614.00	0.00	100.0%
合計 ⇒			16,684.33	15,763.66	920.67	94.5%	12,621.96	11,955.09	666.87	94.7%

・ FSC、PEFCを取
得していない先につ
いては合法性の確認
は難しい。

・ 中国については、
書類があっても合
法性を確認できた
とはしていない。

・ FSC、PEFC、
CELFOR(ブラジル
森林認証プログラ
ムPrograma de
Certificação
Florestal
Brasileira)を取
得していない先につ
いては合法性の確認
は難しい。

③ クリーンウッド法の年度報告(一種)

合板の
リスク

木材の種類:角材

伐採国	樹種	木材の種類	入荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (A) - (B)	合法性の確認 ができた割合 (B) / (A)	出荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (C) - (D)	合法性の確認 ができた割合 (D) / (C)
			取扱量 (輸入量)(A)	うち合法性の 確認ができた量 (B)			取扱量 (販売量)(C)	うち合法性の 確認ができた量 (D)		
日本	カハ	角材	4.62	0.00	4.62	0.0%	0.00	0.00	0.00	—
日本	タケ	角材	11.82	0.00	11.82	0.0%	0.00	0.00	0.00	—
日本	ナラ	角材	61.87	61.87	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
インドネシア	クルイン	角材	37.00	16.00	21.00	43.2%	37.00	16.00	21.00	43.2%
インドネシア	セランガンバツ	角材	107.00	64.00	43.00	59.8%	107.00	64.00	43.00	59.8%
インドネシア	ドリアン	角材	193.00	76.00	117.00	39.4%	193.00	76.00	117.00	39.4%
マレーシア	MLH	角材	1,833.00	0.00	1,833.00	0.0%	1,833.00	0.00	1,833.00	0.0%
マレーシア	クルイン	角材	97.00	97.00	0.00	100.0%	97.00	97.00	0.00	100.0%
インドネシア	MLH	角材	2,224.12	2,224.12	0.00	100.0%	2,224.12	2,224.12	0.00	100.0%
インドネシア	ケンパス・クルイン	角材	298.94	298.94	0.00	100.0%	25.05	273.90	-248.85	1093.6%
インドネシア	ファルカタ	角材	165.78	165.78	0.00	100.0%	165.78	165.78	0.00	100.0%
インドネシア	メランティ類	角材	130.75	130.75	0.00	100.0%	130.75	130.75	0.00	100.0%
インドネシア	南洋材(ジャボン、ブ	角材	3,156.00	3,156.00	0.00	100.0%	64.00	64.00	0.00	100.0%
マレーシア:インドネシア	アカシア	角材	24.00	24.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
マレーシア:インドネシア	ララン	角材	113.00	113.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
ミャンマー	カリ	角材	7.72	0.00	7.72	0.0%	0.00	0.00	0.00	—
台湾	チーク	角材	27.31	0.00	27.31	0.0%	0.00	0.00	0.00	—
中国:ロシア	シナ	角材	83.00	0.00	83.00	0.0%	0.00	0.00	0.00	—
ロシア	アカ松	角材	3,947.00	0.00	3,947.00	0.0%	3,947.00	0.00	3,947.00	0.0%
ロシア	アカマツ(製品)	角材	1,169.89	1,169.89	0.00	100.0%	318.69	0.00	318.69	0.0%
アメリカ	ダグラスファー	角材	1,113.00	0.00	1,113.00	0.0%	1,113.00	0.00	1,113.00	0.0%
アメリカ	ウォールナット	角材	79.47	0.00	79.47	0.0%	0.00	0.00	0.00	—
アメリカ	チェリー	角材	69.00	0.00	69.00	0.0%	0.00	0.00	0.00	—
アメリカ	ハードメープル	角材	19.25	19.25	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
アメリカ	ホワイトオーク	角材	222.33	0.00	222.33	0.0%	0.00	0.00	0.00	—
カナダ	ベイマツ	角材	20,633.00	20,633.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
カナダ	SPF	角材	902.00	208.00	694.00	23.1%	902.00	208.00	694.00	23.1%
スウェーデン	ホワイトウッド	角材	18,000.00	18,000.00	0.00	100.0%	18,000.00	18,000.00	0.00	100.0%
オーストリア	ホワイトウッド	角材	634.00	287.00	347.00	45.3%	634.00	287.00	347.00	45.3%
フィンランド	ホワイトウッド	角材	3,225.00	2,379.00	846.00	73.8%	3,225.00	2,379.00	846.00	73.8%
フィンランド	レッドウッド	角材	877.00	595.00	282.00	67.8%	877.00	595.00	282.00	67.8%
ウクライナ	アカ松	角材	152.00	0.00	152.00	0.0%	152.00	0.00	152.00	0.0%
クロアチア	メープル	角材	76.01	0.00	76.01	0.0%	0.00	0.00	0.00	—
合計 ⇒			59,694.90	49,718.61	9,976.29	83.3%	34,045.39	24,580.55	9,464.83	72.2%

・報告の時点では
証明書類を入手で
きていない樹種が
あったが、提出を
引き続き業者に求
めており近々入手
可。

・輸入先では産地
ごとの管理はして
いない。

・合法性確認書類
を入手することは
現在不可能との情
報あり。

④ クリーンウッド法の年度報告(一種)

木材の種類:合板

伐採国	樹種	木材の種類	入荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (A) - (B)	合法性の確認 ができた割合 (B) / (A)	出荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (C) - (D)	合法性の確認 ができた割合 (D) / (C)
			取扱量 (輸入量)(A)	うち合法性の 確認ができた量(B)			取扱量 (販売量)(C)	うち合法性の 確認ができた量(D)		
インドネシア	メランティ類	合板	49,211.70	23,083.70	26,128.00	46.9%	38,811.07	17,316.63	21,494.44	44.6%
マレーシア	メランティ類	合板	40,990.13	36,872.13	4,118.00	90.0%	34,311.75	30,193.75	4,118.00	88.0%
インドネシア	ジェルトン	合板	70.13	70.13	0.00	100.0%	70.13	70.13	0.00	100.0%
インドネシア	シナ	合板	150.00	150.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	-
インドネシア	ジャボン	合板	175.15	175.15	0.00	100.0%	175.15	175.15	0.00	100.0%
インドネシア	ファルカタ(アルビジャ)	合板	43.34	43.34	0.00	100.0%	43.34	43.34	0.00	100.0%
インドネシア	プライ	合板	68.48	68.48	0.00	100.0%	68.48	68.48	0.00	100.0%
インドネシア	メンクラン	合板	6,111.00	6,111.00	0.00	100.0%	3,707.00	3,707.00	0.00	100.0%
ベトナム	カナリウム・スタイ ラックス・アカシア・ ペンシルシーダー・ クルーイング	合板	46.36	46.36	0.00	100.0%	46.36	46.36	0.00	100.0%
ベトナム	アカシア	合板	1,389.00	0.00	1,389.00	0.0%	1,389.00	0.00	1,389.00	0.0%
マレーシア	アラン	合板	19,592.00	19,592.00	0.00	100.0%	14,619.00	14,619.00	0.00	100.0%
マレーシア:インドネシア	ファルカタ(アルビジャ)	合板	55.00	55.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	-
マレーシア:インドネシア	ラワン(セラヤ)	合板	4,081.00	4,081.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	-
中国:ロシア	シナ	合板	3,364.00	0.00	3,364.00	0.0%	0.00	0.00	0.00	-
合計 ⇒			125,347.30	90,348.30	34,999.00	72.1%	93,241.29	66,239.85	27,001.44	71.0%

・インドネシアのV-LEGAL、マレーシアの合法性確認の書類は入手可能。

・ベトナム国内には、FSC森林認証が31件あり、とクリーンウッド・セにはあるが。合板についての認証書は未詳。

・輸入先では産地ごとの管理はしていない。

・合法性確認書類を入手することは現在不可能との情報あり。

合板	国産 構造用合板	合板	12,395.00	12,395.00	0.00	100.0%	12,395.00	12,395.00	0.00	100.0%
	輸入広葉樹合板	合板	1,150.00	1,150.00	0.00	100.0%	1,150.00	1,150.00	0.00	100.0%
国内生産材		合板	1,562.00	1,562.00	0.00	100.0%	1,562.00	1,562.00	0.00	100.0%

⑤ クリーンウッド法の年度報告(一種)

木材の種類: 集成材

伐採国	樹種	木材の種類	入荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (A) - (B)	合法性の確認 ができた割合 (B) / (A)	出荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (C) - (D)	合法性の確認 ができた割合 (D) / (C)
			取扱量 (輸入量)(A)	うち合法性の 確認ができた量 (B)			取扱量 (販売量)(C)	うち合法性の 確認ができた量 (D)		
インドネシア	メルクシパイン	集成材	5,133.00	1,843.00	3,290.00	35.9%	5,089.00	1,843.00	3,246.00	36.2%
インドネシア	ファルカタ	集成材	389.72	389.72	0.00	100.0%	389.72	389.72	0.00	100.0%
インドネシア	南洋材(ジャボン、プ ライ、ジェルトン、セ ンゴン、メランティ、 バユール、ミックス)	集成材	3,159.00	3,159.00	0.00	100.0%	604.00	604.00	0.00	100.0%
マレーシア:インドネシア	アカシア	集成材	25.00	25.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
マレーシア:インドネシア	ラン	集成材	18.00	18.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
タイ	ゴム	集成材	750.00	750.00	0.00	100.0%	750.00	750.00	0.00	100.0%
チリ	ラジアータ	集成材	1,600.00	1,600.00	0.00	100.0%	1,600.00	1,600.00	0.00	100.0%
スウェーデン	ホワイトウッド	集成材	329.00	329.00	0.00	100.0%	413.00	413.00	0.00	100.0%
フィンランド	レッドウッド	集成材	3,351.00	3,351.00	0.00	100.0%	4,502.00	4,502.00	0.00	100.0%
アメリカ/カナダ	ホワイトオーク	集成材	6.01	6.01	0.00	100.0%	6.01	6.01	0.00	100.0%
ヨーロッパ地域	ヨーロッパオーク	集成材	23.13	23.13	0.00	100.0%	23.13	23.13	0.00	100.0%
タイ	ラバーウッド	集成材	221.33	0.00	221.33	0.0%	221.33	0.00	221.33	0.0%
合計 ⇒			15,005.18	11,493.85	3,511.33	76.6%	13,598.18	10,130.85	3,467.33	74.5%

・ FSCなどの認証書、
V-LEGALの書類は入
手可能。

木材の種類: 単板積層材

伐採国	樹種	木材の種類	入荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (A) - (B)	合法性の確認 ができた割合 (B) / (A)	出荷量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (C) - (D)	合法性の確認 ができた割合 (D) / (C)
			取扱量 (輸入量)(A)	うち合法性の 確認ができた量 (B)			取扱量 (販売量)(C)	うち合法性の 確認ができた量 (D)		
インドネシア	プライ	単板積層材	537.52	537.52	0.00	100.0%	508.22	508.22	0.00	100.0%
マレーシア:インドネシア	ビヌアン	単板積層材	123.00	123.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
マレーシア:インドネシア	ラワン(セラヤ)	単板積層材	134.00	134.00	0.00	100.0%	0.00	0.00	0.00	—
中国	ポプラ	単板積層材	16,377.00	7,826.00	8,551.00	47.8%	14,518.00	5,967.00	8,551.00	41.1%
中国	ポプラ・ユーカリ複合	単板積層材	1,759.00	1,759.00	0.00	100.0%	1,976.00	1,976.00	0.00	100.0%
中国	ポプラ・桐	単板積層材	3,798.66	3,798.66	0.00	100.0%	3,192.91	3,192.91	0.00	100.0%
中国	ユーカリ	単板積層材	4,164.00	4,164.00	0.00	100.0%	3,180.00	3,180.00	0.00	100.0%
中国	ポプラ	単板積層材	8,551.00	0.00	8,551.00	0.0%	8,551.00	0.00	8,551.00	0.0%
中国	ポプラ	単板積層材	3,900.00	3,900.00	0.00	100.0%	3,900.00	3,900.00	0.00	100.0%
合計 ⇒			39,344.18	22,242.18	17,102.00	56.5%	35,826.13	18,724.13	17,102.00	52.3%

・ 合法性の書類は入手
可能だが、信用性に欠
けるところあり。

⑥ クリーンウッド法の年度報告(一種)

家具、紙等の物品:フローリング

伐採国	樹種	木材等の種類	取扱量 (m3)		合法性の確認 ができない量 (A) - (B)	合法性の確認 ができた割合 (B) / (A)
			(輸入量)(A)	うち合法性の 確認ができた量(B)		
インドネシア	ホワイトオーク	フローリング	26.74	26.74	0.00	100.0%
アメリカ	ウォールナット	フローリング	103.10	103.10	0.00	100.0%
アメリカ	カリン	フローリング	14.10	0.00	14.10	0.0%
アメリカ	ピンカド	フローリング	1.00	0.00	1.00	0.0%
アメリカ	ブラックチェリー	フローリング	2.80	2.80	0.00	100.0%
アメリカ	ヘムロック	フローリング	12.60	12.60	0.00	100.0%
アメリカ	メープル	フローリング	3.70	3.70	0.00	100.0%
アメリカ	レッドシダー	フローリング	240.80	240.80	0.00	100.0%
アメリカ	ロックファー	フローリング	2.90	0.00	2.90	0.0%
EU	オーク	フローリング	534.80	534.80	0.00	100.0%
EU	バーチ	フローリング	25.00	25.00	0.00	100.0%
インドネシア	アカシア	フローリング	199.10	199.10	0.00	100.0%
インドネシア	クク	フローリング	3.80	3.80	0.00	100.0%
インドネシア	ソノグリン	フローリング	6.00	6.00	0.00	100.0%
インドネシア	チーク	フローリング	316.50	316.50	0.00	100.0%
インドネシア	マホガニー	フローリング	62.80	62.80	0.00	100.0%
インドネシア	ラバーウッド	フローリング	38.50	38.50	0.00	100.0%
インドネシア	リゴア	フローリング	17.30	17.30	0.00	100.0%
インドネシア	複合ラバーウッド	フローリング	24.00	24.00	0.00	100.0%
中国	くり	フローリング	11.00	0.00	11.00	0.0%
中国	西南カバ	フローリング	72.00	0.00	72.00	0.0%
中国	カバ、ポプラ	フローリング	385.60	385.60	0.00	100.0%
アメリカ/カナダ	ウォールナット	フローリング	13,612.35	13,612.35	0.00	100.0%
アメリカ/カナダ	チェリー	フローリング	5,795.64	5,795.64	0.00	100.0%
ミャンマー	チーク	フローリング	12,060.79	12,060.79	0.00	100.0%
中国	ユーカリ	フローリング	29,284.95	29,284.95	0.00	100.0%
日本	国産ナラ	フローリング	659.88	659.88	0.00	100.0%
合計 ⇒			63,517.75	63,416.75	101.00	99.8%
インドネシア	南洋材(ジャボン、ブライ、ジェルトン、センゴン、メランティ、バユール、ミックス)	家具部品中間製品 (m3)	8,851.00	8,851.00	0.00	100.0%
イタリア	ブナ、アチエ	家具部品中間製品 (個)	87	87	0.00	100.0%
ドイツ	ブナ	家具部品中間製品 (個)	740	740	0.00	100.0%

・中国の国産材ユーカリ、伐採許可証と木材運輸証にて合法性を確認。書類の取得は容易とのこと。

⑦ クリーンウッド法の年度報告(二種)

【木材】

木材の種類	取扱量 (A)	うち合法性の確認ができた量 (B)	合法性の確認ができない量 (A) - (B)	合法性の確認ができた割合 (B) / (A)
丸太 (m3)	1,398,803.00	846,283.04	552,519.96	60.5%
ひき板 (m3)	177,652.34	156,775.65	20,876.70	88.2%
角材 (m3)	271,160.93	236,817.16	34,343.77	87.3%
単板 (m3)	44,313.76	44,265.36	48.40	99.9%
突き板 (m3)	81,376.01	81,375.01	1.00	100.0%
突き板 (m2)	22,734.66	22,734.66	0.00	100.0%
合板 (m3)	1,002,696.11	929,049.31	73,646.80	92.7%
単板積層材 (m3)	145,973.59	141,115.71	4,857.89	96.7%
集成材 (m3)	58,731.52	58,365.98	365.54	99.4%
木質ペレット	-	-	-	-
チップ (ton)	1,447,102.39	1,442,449.89	4,652.50	99.7%
小片 (ton)	305.92	305.92	0.00	100.0%
構造材(うち集成材)(m3)	8,371.00	8,311.00	60.00	99.3%
構造材(うち集成材以外)(m3)	14,172.00	14,172.00	0.00	100.0%
構造材(うち集成材、集成材以外の別未詳)(m3)	120,695.00	116,722.00	3,973.00	96.7%
羽柄材 (m3)	12,984.00	10,106.00	2,878.00	77.8%
構造用合板 (m3)	37,607.00	37,607.00	0.00	100.0%

【木材等】

木材等の種類	取扱量 (A)	うち合法性の確認ができた量 (B)	合法性の確認ができない量 (A) - (B)	合法性の確認ができた割合 (B) / (A)
フローリング (m3)	232,013.06	231,753.85	259.21	99.9%
フローリング (m2)	10,766,445.00	10,766,445.00	0.00	100.0%
サイディングボード	-	-	-	-

【木材等】

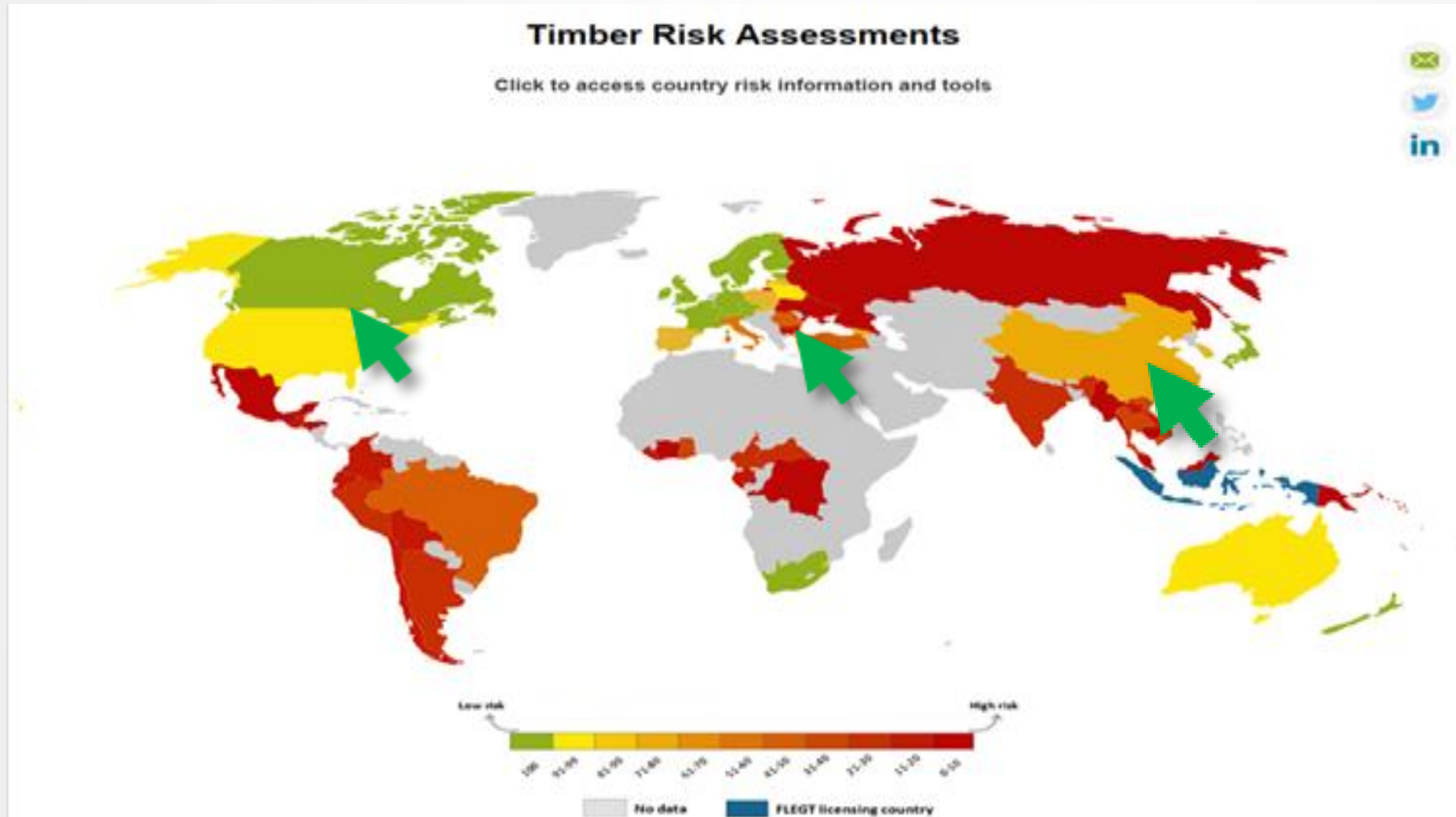
木材等の種類	取扱量 (A)	うち合法性の確認ができた量 (B)	合法性の確認ができない量 (A) - (B)	合法性の確認ができた割合 (B) / (A)
フローリング (m3)	232,013.06	231,753.85	259.21	99.9%
フローリング (m2)	10,766,445.00	10,766,445.00	0.00	100.0%
サイディングボード	-	-	-	-

【家具】

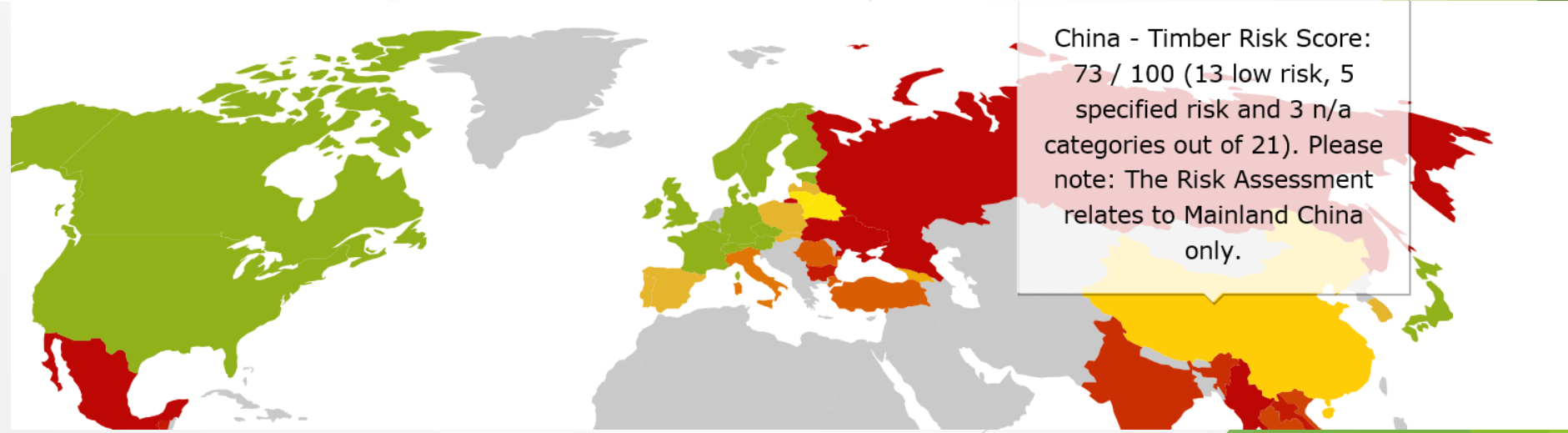
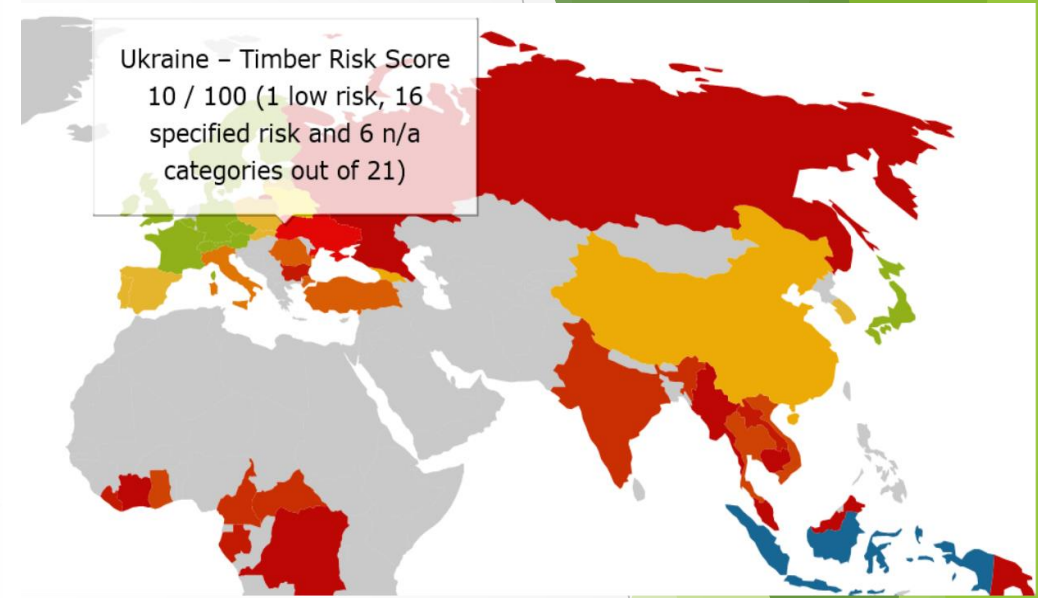
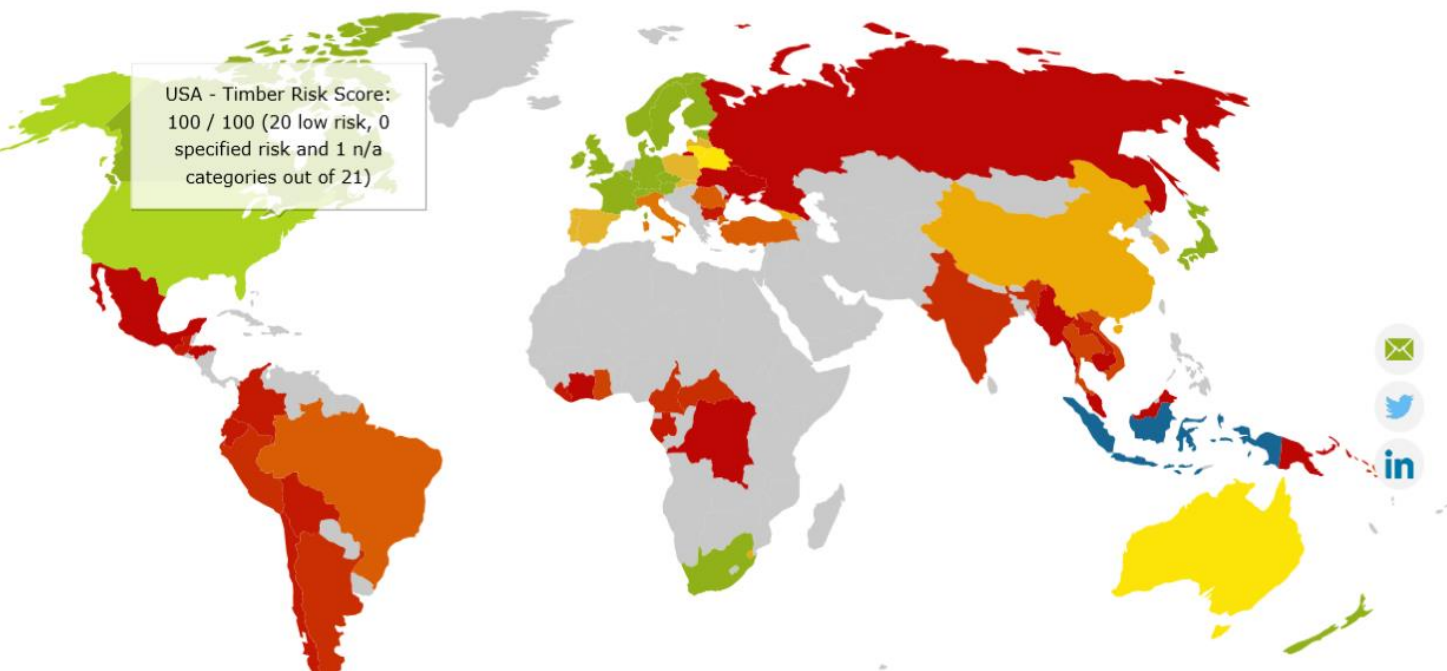
木材等の種類	取扱量 (A)	うち合法性の確認ができた量 (B)	合法性の確認ができない量 (A) - (B)	合法性の確認ができた割合 (B) / (A)
椅子 (台数 or 脚数)	107,223	106,500	723	99.3%
机 (台数)	50,222	32,257	17,965	64.2%
収納什器 (台数)	27,637	18,560	9,077	67.2%
収納什器 (m3)	2,400.95	2,392.11	9	99.6%
ローパーティション (台数)	134	134	0	100.0%
テーブル (台数)	11	0	11	0.0%
中間製品 (個数)	8,543	4,621	3,922	54.1%

【NEPCon(MO : Monitoring Organization)】

NEPCon ⇒ EU木材規制監督団体(EU認定) 厳格なDD基準の監視
各国のリスク情報 ⇒ <https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber>



* 赤色に近いほどリスクが高く、緑色に近いほどリスクが低い。



難

中国：FSC、PEFC

ベトナム：FSC、PEFC

ロシア：FSC、PEFC、
ダリエクスポートレス(極東木材輸出協会)認定書

ブラジル：FSC、PEFC、
CELFOR(ブラジル森林認証プログラム)

ルーマニア：FSC、
SUMAL(木材原料追跡の統合情報システム；クリソット・北より)

ウクライナ：FSC、PEFC

易

アメリカ：FSC、PEFC、SFI、ATFS(American Tree Farm System)
AHEC(アメリカ広葉樹協会)

カナダ：FSC、PEFC、CSA(Canadian Standards Association)、
SFI(Sustainable Forestry Initiative)

インドネシア：FSC、PEFC、LEI(Lembaga Ekolabel Indonesia)、
BRIK(木材産業活性化機構)

マレーシア：FSC、PEFC、MTCC(Malaysian Timber Certification Council)

韓国：FSC、PEFC

欧州：FSC、PEFC

ニュージーランド：FSC、PEFC

【合法性確認の書類】

《クリーンウッド法の確認項目》

- ①品目 ✓
- ②樹種 ✓
- ③伐採国又は地域 ✓
- ④重量、体積又は数量 ✓
- ⑤購入先の名称所在地 ✓
- ⑥伐採の合法証明書
を収集 ✓

广东省林木采伐许可证

Nº [] 编号 []

[] 采字[2018] []号

根据 [] 提报的伐区调查设计(申请), 经审核, 批准在 [] 林

场(乡镇) [] 林班(村) [] 作业区(组) [] 小班(地块) 采伐。

采伐四至: 东 [] 南 [] 西 [] 北 []

GPS 定位: []

林分起源: 人工 林种: 速生丰产用材 树种: 桉树

权属: 个人 林权证号(证明): 相关证明

采伐类型: 主伐 采伐方式: 皆伐 采伐强度: 100%

采伐面积: 5 公顷(株数: / 株)

采伐蓄积: 441 立方米(出材量: 287 立方米)

采伐期限: 2018 年 03 月 07 日至 2018 年 12 月 31 日

更新期限: 2019 年 05 月 01 日

更新面积: 5 公顷(株数: / 株)

占限额 不占限额

备注占限额
桉树, 商品材蓄积441立方米, 商品出材287立方米
余物: 88吨; 监伐人: 吴厚回

发证人(章) [] 领证人: []

管理机关(章) [] 发证机关(章) []

发证日期: 2018 年 03 月 07 日

木材运输证

[] 广东 [] 省 [] 市 [] 县(市、局) 编号 []

木材货主 [] 木材业

木材承运人 []

木材产地 广东省 []

起运地点 广东省 []

到达地点 广东省 []

运输方式 汽车 []

有效期限 从 贰零壹捌年拾壹月贰拾玖日 至 贰零壹捌年拾壹月贰拾玖日 贰拾点

树(材)种	品名	规格	数量	
			根(块、件)数	材积(m³)
桉树	单板	129*104*0.2	12300块	33
合计(大写)	壹萬貳仟叁佰 根(块、件)		叁拾叁 立方米	

备注 2018112901-03 [2018年11月29日15时生效] 检疫证: []

签发日期: 2018/03/29 9:13:59

签发机关电话 []

木材检查站查验记录(此页不足可在背面记录):

【合法性確認の書類】

《譲り渡すときに必要な措置》

- ・様式不問 ✓
 - ・合法性の確認の行った旨、できた旨 ✓
 - ・登録や認証等の名称 ✓
 - ・登録番号 ✓
- (クリーンウッド法Q&A より)

《クリーンウッド法の確認項目》

- ①品目 ✓
- ②樹種 ✓
- ③伐採国又は地域 ✓
- ④重量、体積又は数量 ✓
- ⑤購入先の名称所在地 ✓
- ⑥伐採の合法証明書
を収集 ✓

株式会社 Tel : 03-57-57-5757 Fax : 03-57-57-5757		日付 : 2018年12月25日 D/O No. : 8S-17
名義変更先 株式会社	株式会社 電話 : 03-57-57-5757 Fax : 03-57-57-5757 Email : info@briki.co.jp	
船名 KOTA WANGI 0030W ⇒ SUNNY LILY		
許可日 2018/12/25 ティン作業 : 12/27予定		
蔵置場所 苫小牧埠頭株式会社 (担当: 岩倉様) 北海道苫小牧市晴海町43-53 ※お引取りの際は事務所にお立ち寄りください。		

管理No:	C/R No:	品名	グレード	厚み	幅	長さ	本数/クレート	クレート数	総本数	m ³	PO NO:	倉庫	備考
CNP-17	1-48	GENERAL PLYWOOD	JAS T2/G2	11.1	910	1,820	100	48	4,800	88.2423	DSN-1806		
								48	4,800	88.2423			

上記の木材は合法的かつ持続可能性を証明された木材のみを原料としています。

- ・グリーン購入法 (日本合板商業組合) 認定番号 : 東京-C
- ・クリーンウッド法 事業者認定番号 第一種 : JPIC-CLW-I 号 第二種 : JPIC-CLW-II 号

上記の木材は合法的かつ持続可能性を証明された木材のみを原料としています。

- ・グリーン購入法 (日本合板商業組合) 認定番号 : 東京-C
- ・クリーンウッド法 事業者認定番号 第一種 : JPIC-CLW-I 号 第二種 : JPIC-CLW-II 号

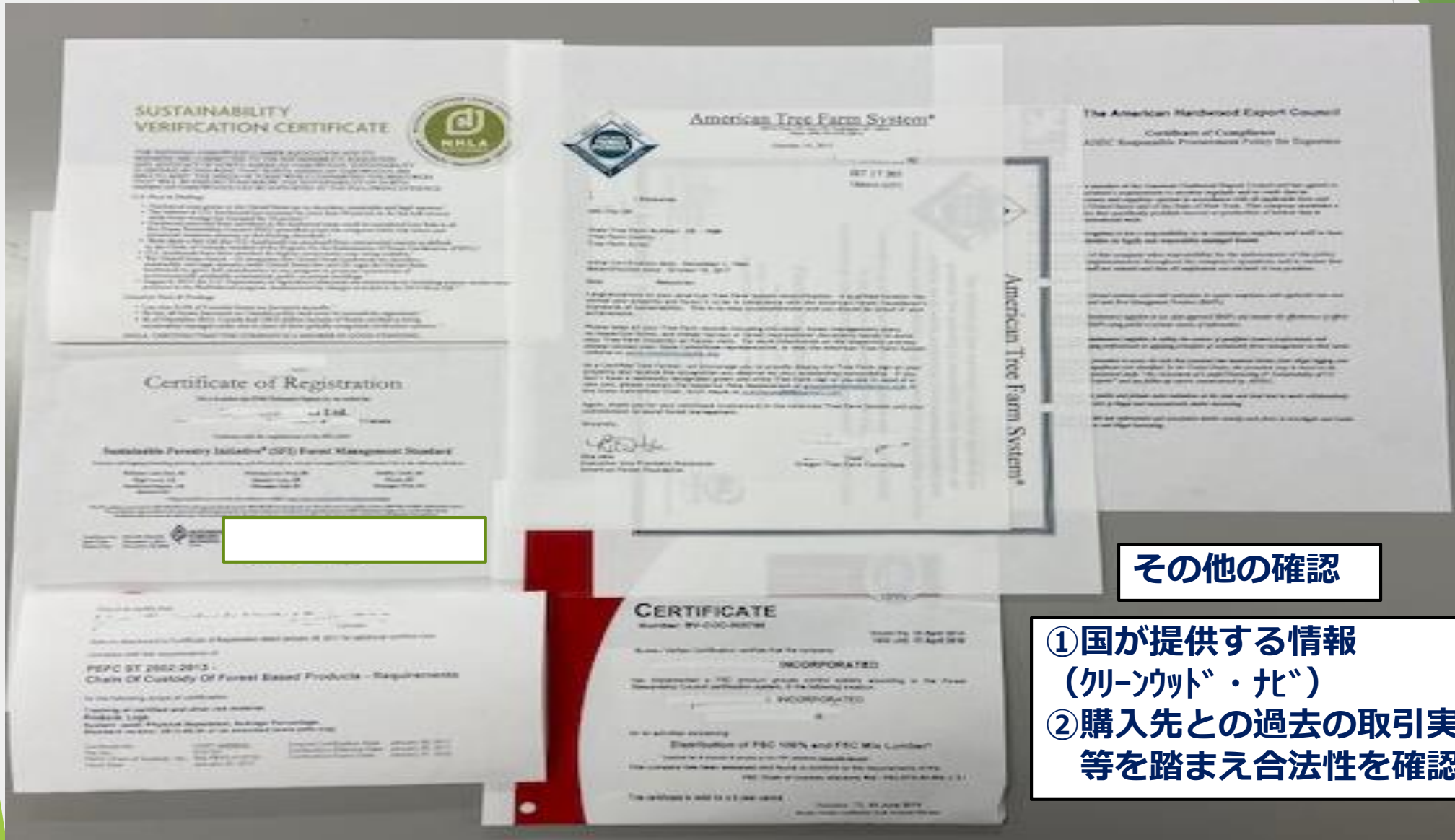
注) 社印捺印無きD/Oは無効。



1 Issuing authority Name PT. BRIK QUALITY SERVICES Address GEDUNG MANGGALA WANABAKTI BLOK IV LANTAI 8-WING C JL. GATOT SUBROTO, SENAYAN, DKI JAKARTA 10270 Authority registration number LVLK-001-IDN		2 Importer Name PT. BRIK QUALITY SERVICES Address TOKYO, JAPAN Country of destination and ISO Code JAPAN - JP Port of loading TANJUNG EMAS Port of discharge TOMAKOMAI	
3 V-Legal/licence number 18.00437-00004.001-ID-JP		4 Date of Expiry 23 03 2019	
5 Country of export INDONESIA		7 Means of transport BY SEA	
6 ISO Code ID		8 Licensee Name PT. BRIK QUALITY SERVICES Address GEDUNG MANGGALA WANABAKTI BLOK IV LANTAI 8-WING C JL. GATOT SUBROTO, SENAYAN, DKI JAKARTA ETPIK Number N/A Tax Payer Number 01.060.288.8-054.000	
9 Commercial description of the timber products INDONESIA GENERAL PLYWOOD (ALL JABON)			10 HS-Heading 4412.31.00
11 Common and Scientific Names JABON (Anthocephalus cadamba)		12 Country of harvest INDONESIA	
14 Volume (m ³) 88.2240		15 Net Weight (kg) 38,045.98	
16 Number of units 4,800			
17 Distinguishing marks INVOICE: 1812050435 ISSUED 23 NOVEMBER 2018			
18 Signature and stamp of issuing authority Name PUDIYANTORO, SE. Place and date JAKARTA, 23 NOVEMBER 2018 			

【各種森林認証の書類例】

FSC、PEFC、SFI(北米地域)、ATFS (アメリカ)
AHEC(アメリカ広葉樹協会)



その他の確認

- ①国が提供する情報 (クーンツド・北)
- ②購入先との過去の取引実績等を踏まえ合法性を確認

追加的措置



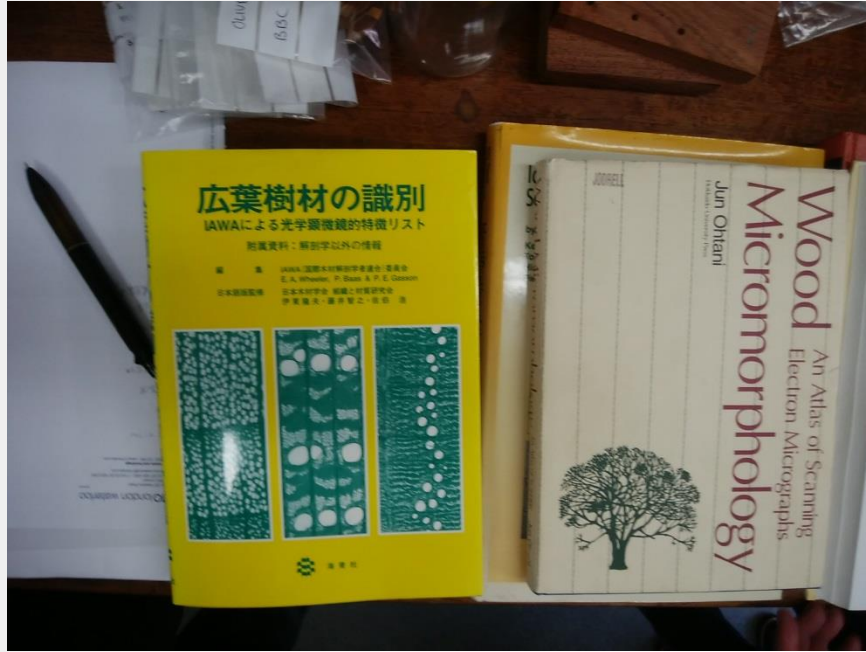
【Kew garden】 2019年7月23日（火）訪問
 研究所Jodrell Lab.と博物館を敷地内に含む世界最大の植物園です



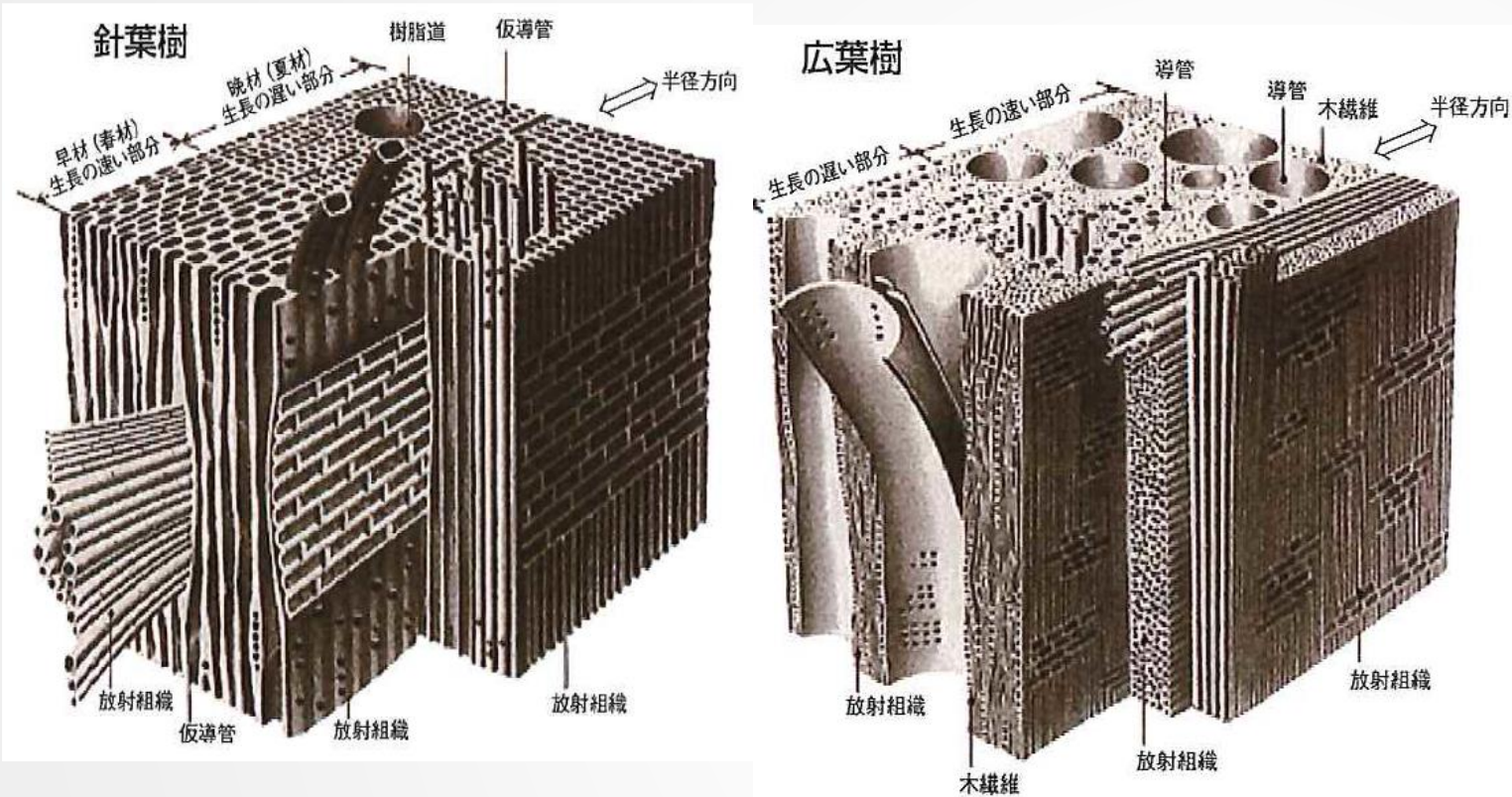
Kew garden全景 (Kew Summerパンフレットより)

【Jodrell Lab】

木材・製材の研究リーダーのGasson氏は、木材の樹種、産地の識別を木材の組織の研究結果、木材抽出成分の化学分野の研究結果、樹種の分布状況などから行っています。



(調査広報資料：日本木材加工技術協会 講習会テキスト 1995 合板のはなしより)

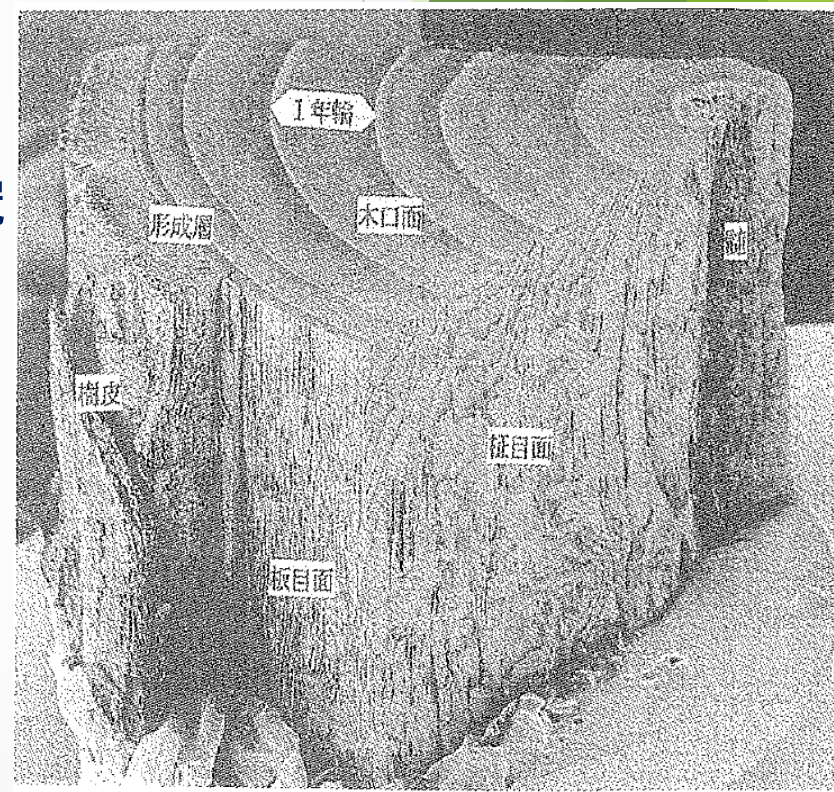


→ 髓

樹冠



根

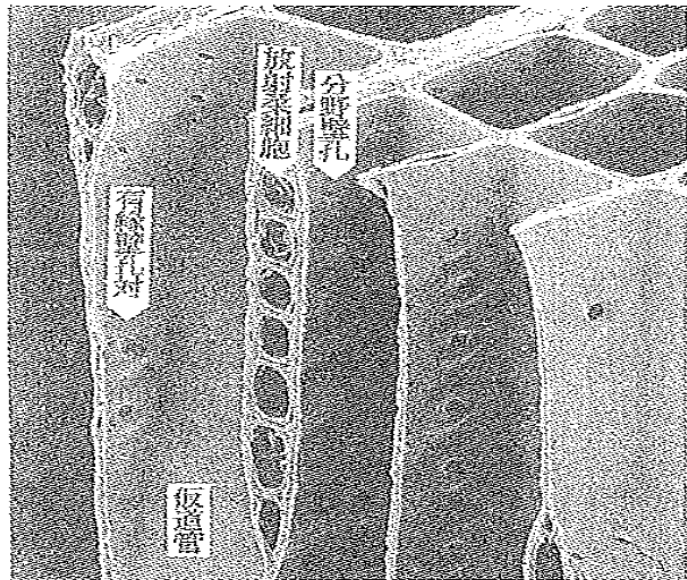


木材の組織構造

針葉樹：仮道管が水分通導・樹体支持

広葉樹：道管が水分通導、木繊維が樹体支持

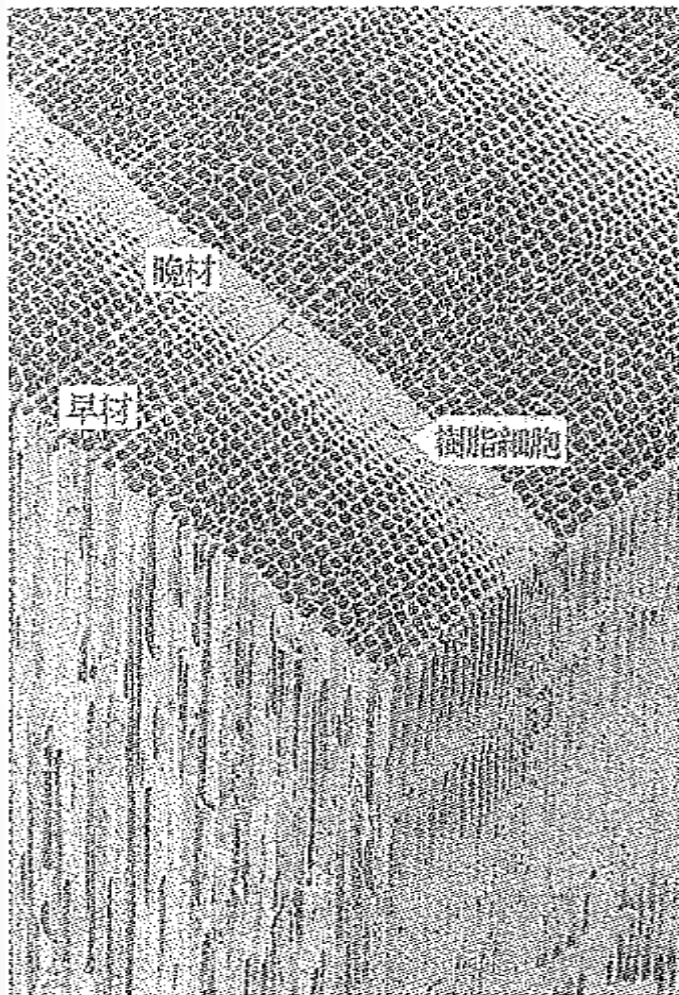
木材の3断面(イチイ 常緑針葉樹)



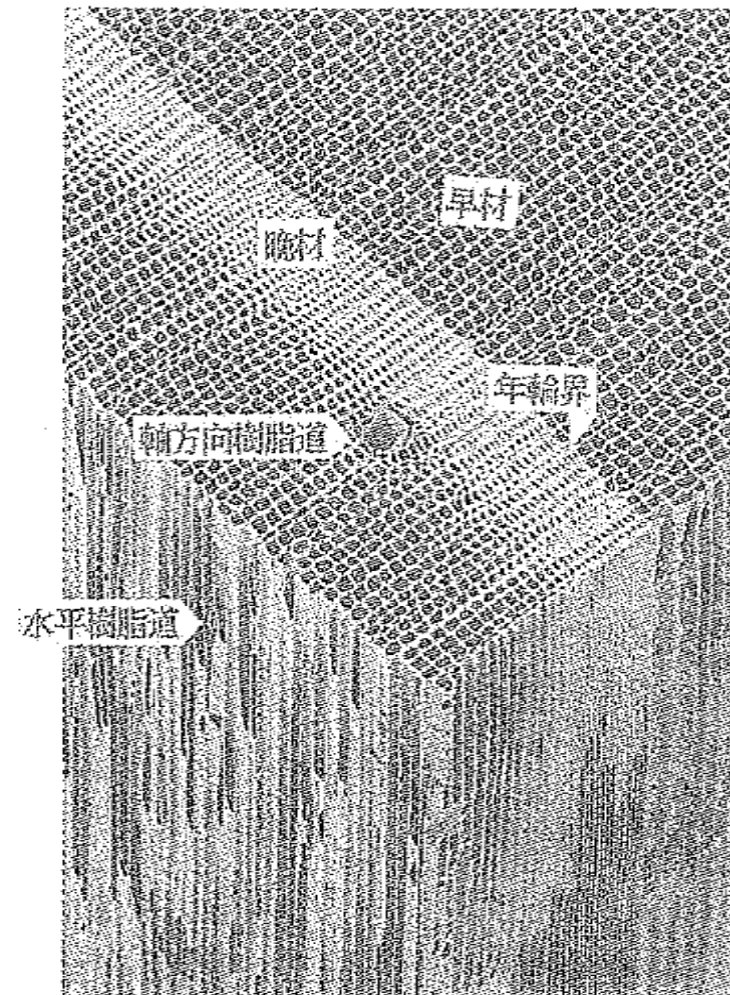
仮道管と放射組織(ツガ)

壁孔:

仮道管と放射組織と交わる部分
放射細胞との間に形成



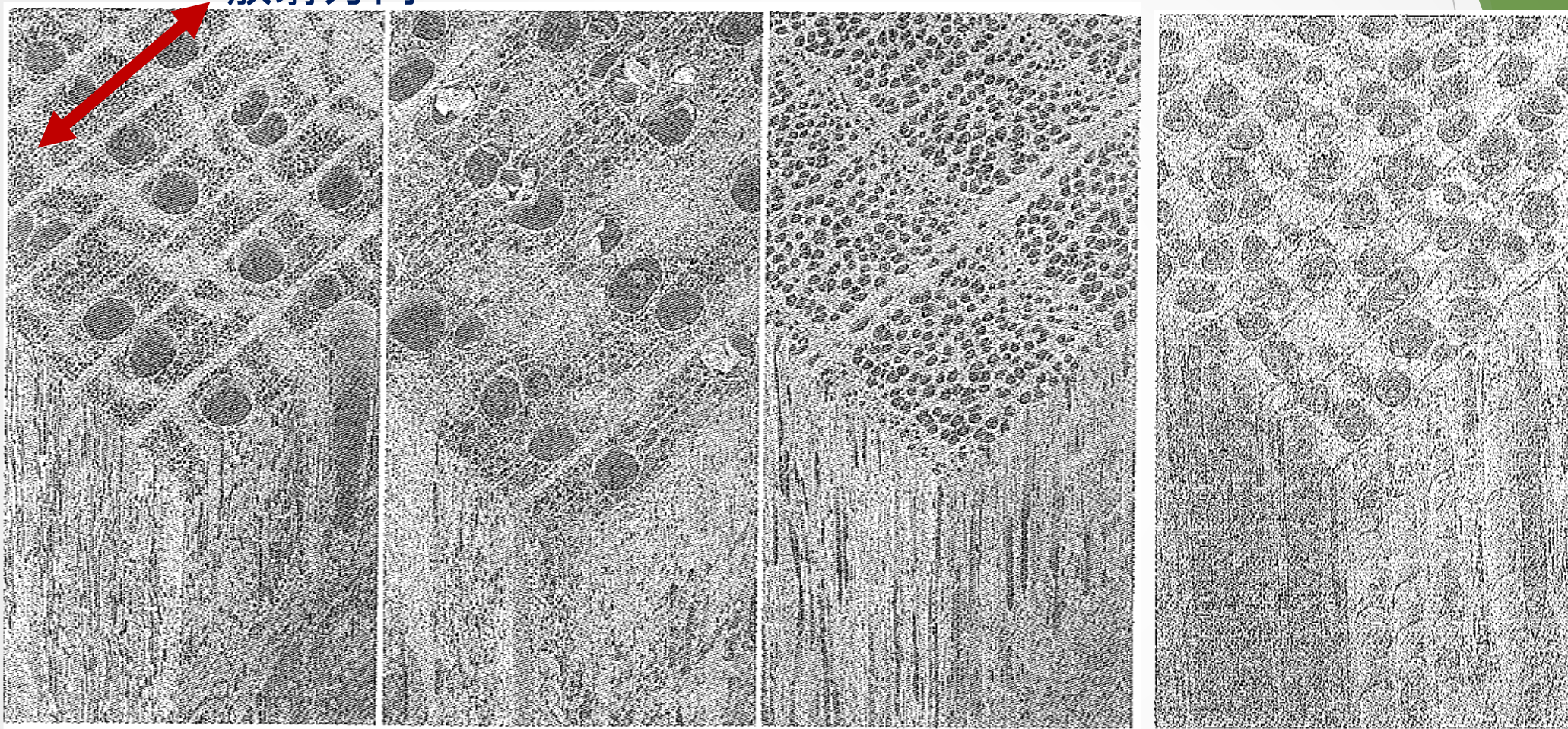
スギの3断面



アカマツの3断面

(調査広報資料：日本木材加工技術協会 講習会テキスト 1995より)

放射方向



ケヤキ(環孔材)

ミズナラ(環孔材)

ブナ(散孔材)

クルイン(散孔材)

木口面における道管の配列(広葉樹)

(調査広報資料：図説 木材組織 島地謙・伊東隆夫 共著 より)

環孔材

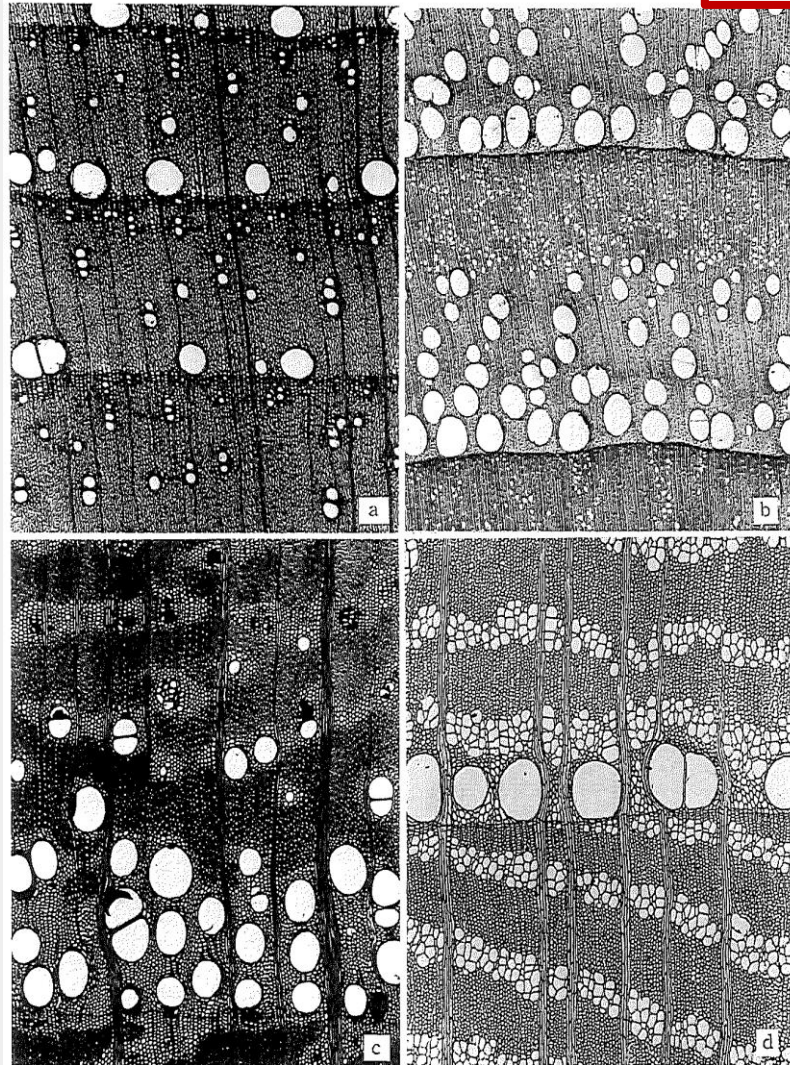


Fig. 13 道管の配列(1)
a: トネリコ (30X) b: クリ (15X)
c: サイカチ (30X) d: ハリギリ (30X)

散孔材

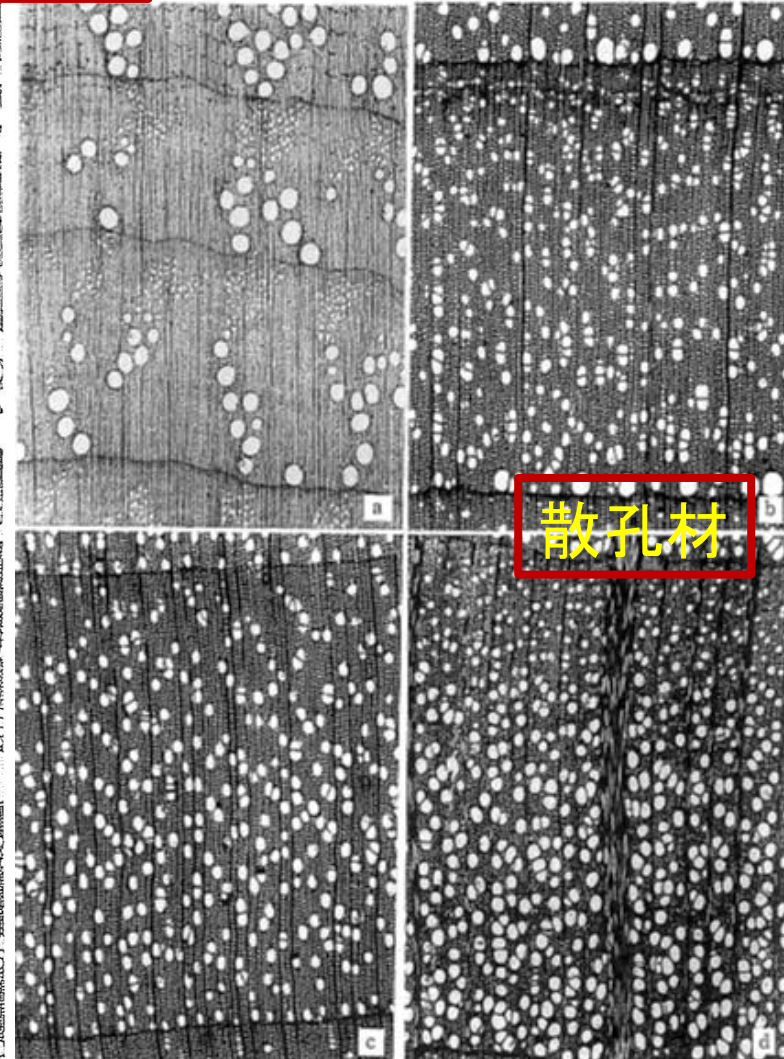
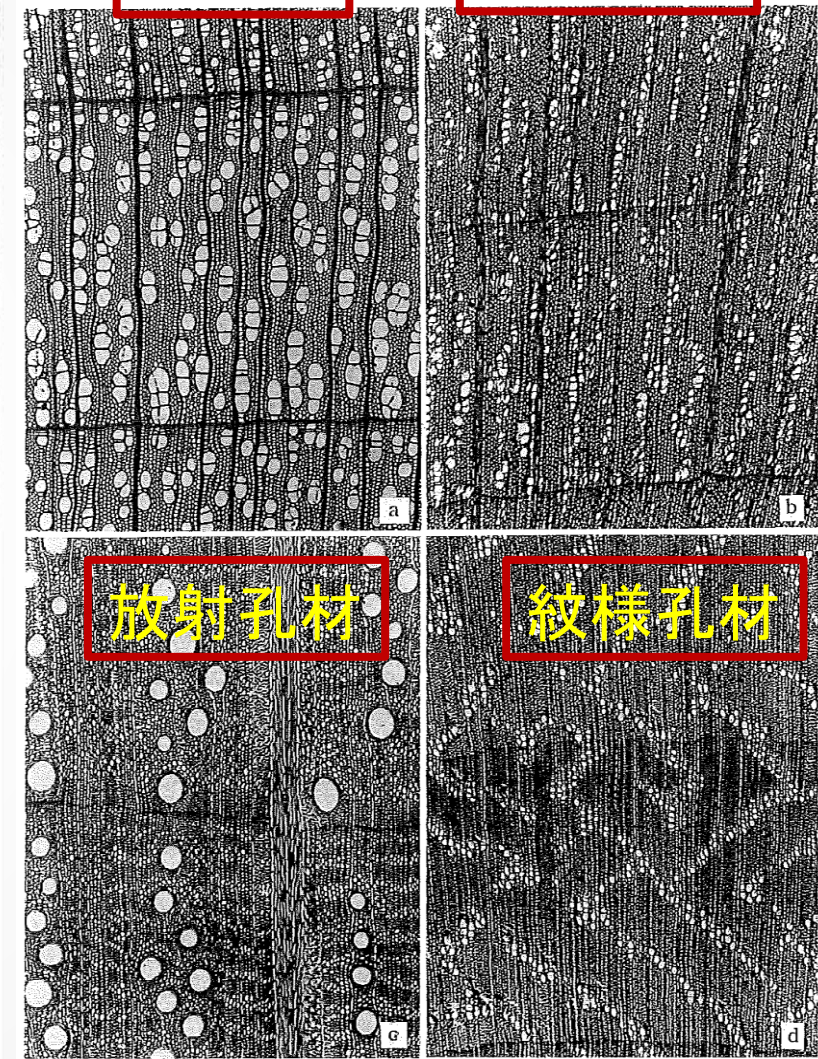


Fig. 14 道管の配列(2)
a: スダジイ (15X) b: コシアブラ (30X)
c: トチノキ (30X) d: イスブナ (30X)

散孔材

放射孔材



放射孔材

紋様孔材

Fig. 15 道管の配列(3)
a: シラカバ b: イヌツゲ c: シラカシ d: コクサギ

日本産主要広葉樹材の道管の特徴と寸法・構成要素率

(調査広報資料：日本木材加工技術協会 講習会テキスト 1995より)

表2 日本産主要広葉樹材の道管の特徴と寸法*

樹種	配列	直径(μm)		長さ(mm)	壁厚(μm)	分布数(/mm ²)	せん孔, らせん肥厚
		放射方向	接線方向				
ドロノキ	散	30~150	20~100	0.4~0.7	1.5~2.5	70~120	単
オニグルミ	散	50~300	40~200	0.2~0.6	1.5~3	3~8	単
サワグルミ	散	40~260	40~180	0.06~0.2	1~1.5	4~12	単
ハンノキ	散	30~100	30~70	0.5~0.85	1.3~2	70~120	階
ミズメ	散	30~150	20~100	0.6~1.2	2~3	18~60	階
ウダイカンバ	散	50~200	50~150	0.6~1.2	2~4	18~28	階
アサダ	散	30~200	20~120	0.4~1.0	2~4	15~40	単, らせん
クスリ	環	100~400	80~250	0.2~0.4	2~2.5		単・階**
スダジイ	環	100~320		0.3~0.6	3~5		単
ブナ	散	20~110		0.4~0.8	1.5~2	100~170	単・階
ミズナラ	環	100~300		0.3~0.5	2.5~4		単
アカガシ	放	40~160		0.2~0.6	4~8	3~18	単
シラカシ	放	50~160		0.3~0.6	3.5~7	3~15	単
ハルニレ	環	100~300 60~250		0.2~0.5	2~3		単, らせん**
ケヤキ	環	100~250		0.15~0.20	3~6		単, らせん**
ヤマグワ	環	60~180 40~200		0.1~0.4	1.5~2		単, らせん**
カツラ	散	20~100		0.5~1.8	2~3	100~120	階
ホノノキ	散	20~100		0.4~1	1.5~2	130~150	単・階
クスノキ	散	40~200 30~160		0.15~0.5	1.5~3	10~25	単
タブノキ	散	50~130 40~100		0.2~0.7	3~6	15~35	単・階
イヌノキ	散	20~80		0.65~1.7	1~1.5	70~100	階
ヤマザクラ	散	20~90 15~80		0.15~0.9	1.5~2	45~150	単, らせん
イヌエンジュ	環	50~280	35~220	0.08~0.2	1.5~3		単, らせん**
ヒロハノキハダ	環	150~300	100~250	0.1~0.3	2~4		単, らせん**
イタヤカエデ	散	30~100	20~60	0.1~0.3	1~1.5	30~45	単, らせん
トチノキ	散	30~110	25~60	0.36~0.7	1~2	70~95	単, らせん
シナノキ	散	60~130		0.55~0.75	2~3	35~50	単, らせん
ハリギリ	環	200~400		0.2~0.3	2~3		単
ヤチダモ	環	100~400		0.1~0.25	2~5		単
アオダモ	環	100~270 80~210		0.1~0.3	2~4		単
シオジ	環	150~300		0.1~0.25	2~5		単
キリ	環	150~350 140~260		0.15~0.2	2~5		単

*: 日本の木材, 日本木材加工技術協会, 1966による。

注) ① 散: 散孔材, 環: 環孔材, 放: 放射孔材。② 環孔材では孔圏道管の寸法を示した。③ ** は小道管のみ階段せん孔, あるいはらせん肥厚を持つことを示す。

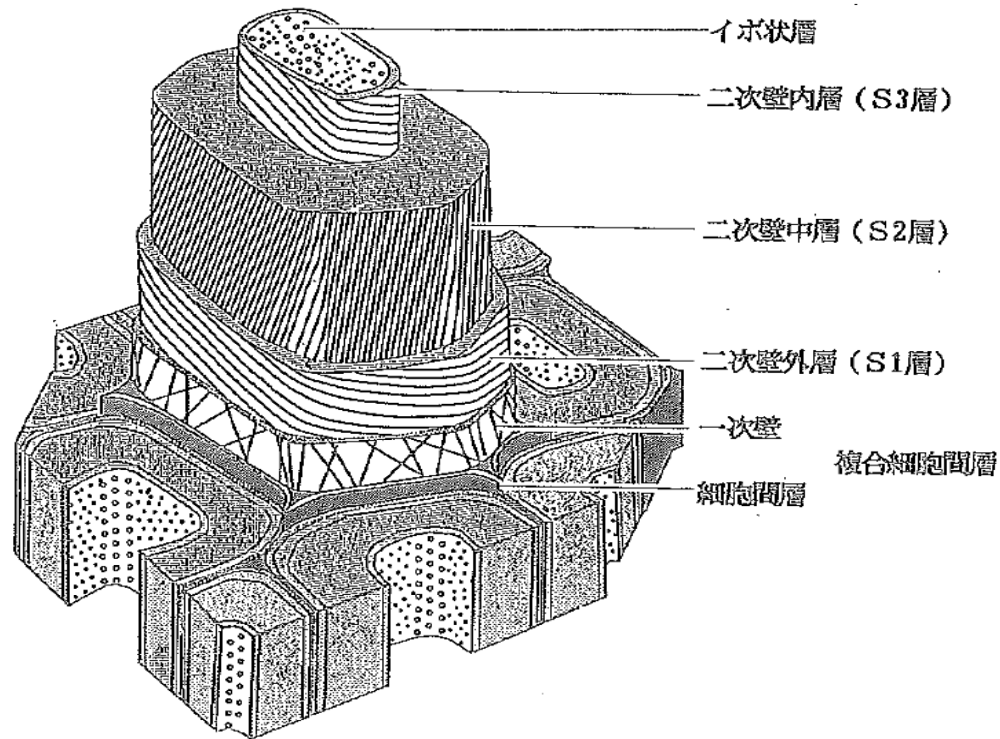
表3 日本産主要広葉樹材の構成要素率

樹種	道管	木部繊維	軸方向柔細胞	放射組織
	%	%	%	%
ドロノキ	36.6**	59.5	0.2	3.7
オニグルミ	19.4	67.9	6.4	6.3
サワグルミ	10.5	82.0	2.9	4.6
ハンノキ	28.3	48.7**	5.7	17.3
ミズメ	16.5	67.4	3.5	12.6
ウダイカンバ	18.3	71.8**	1.6	8.3
アサダ	17.5	62.8	6.1	13.6
クスリ	21.7	58.7	13.4**	6.2
スダジイ	13.0	73.4**	6.6	7.0
ブナ	41.2	32.1**	9.2	17.5
ミズナラ	12.6	65.6	6.8**	15.0
アカガシ	7.2	60.3**	17.1	15.4
シラカシ	5.6	57.1**	22.3	14.4
ハルニレ	32.3**	46.2	4.8	16.7
ケヤキ	14.3	58.5	16.7	10.5
ヤマグワ	28.6	55.2	4.4	11.8
カツラ	51.9	39.5	0.6	8.0
ホノノキ	30.9	59.0	0.5	9.6
クスノキ	12.2	66.9	12.5	8.4
タブノキ	11.0	62.7	13.4	12.9
イヌノキ	24.6	43.6	14.4	17.4
ヤマザクラ	20.3	57.0**	3.2	19.5
イヌエンジュ	21.2**	60.1	11.4	7.3
ヒロハノキハダ	25.6**	54.3	11.3	8.8
イタヤカエデ	14.1	66.9	3.5	15.5
トチノキ	32.9	55.2	2.0	9.9
シナノキ	28.3	62.7	5.3	3.7
ハリギリ	30.8**	54.0	2.0	13.2
ヤチダモ	5.6	72.9	2.9	18.6
アオダモ	4.7	83.2	6.2	5.9
シオジ	11.7	65.1	10.1	13.1
キリ	17.8	41.2	36.9	4.1

*: 日本の木材, 日本木材加工技術協会, 1966による。

** : 仮道管を含む。

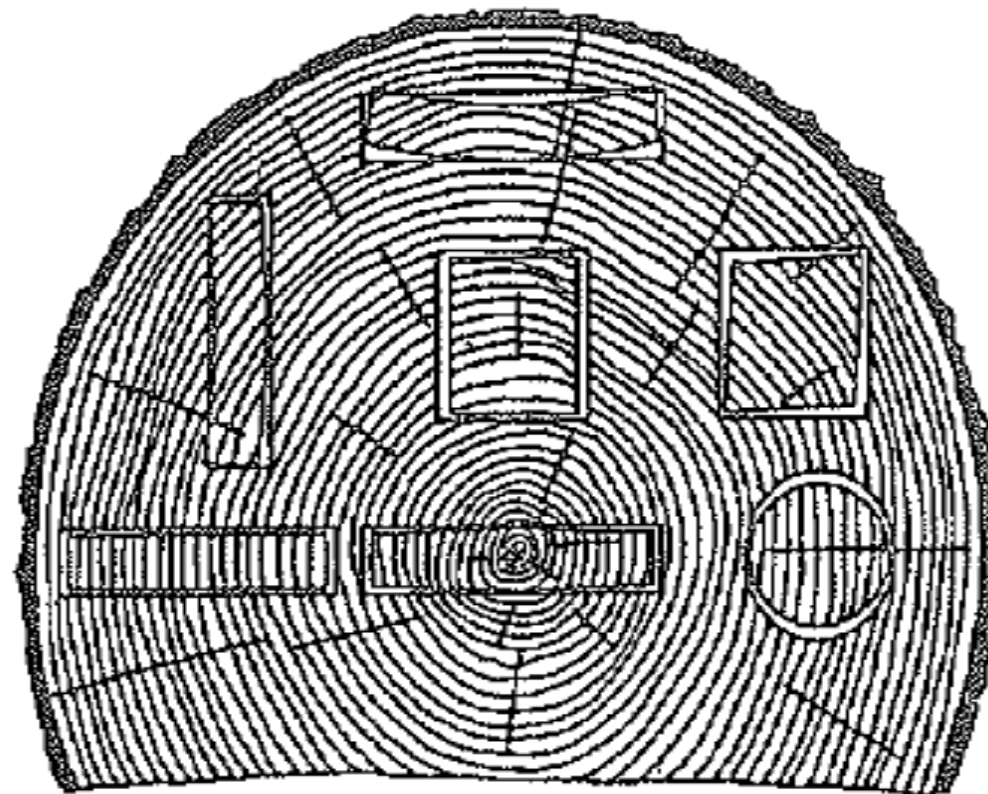
(調査広報資料：日本木材加工技術協会 講習会テキスト 1995より)



細胞壁構造模式図(針葉樹仮道管)

細胞壁の主要成分

セルロース (鉄筋) ヘミセルロース (針金) リグニン (コンクリート)



生丸太断面 (木取り図)

(収縮の異方性)

(調査広報資料：木材化学 基礎と応用 講談社、木材工業ハンドブック より)

各樹種の化学組成*1

樹種	慣用名	総抽出物	リグニン	セルロース	グルコマンナン*2	グルクロノキシラン*3	その他の多糖類	残成分
針葉樹								
<i>Abies balsamea</i>	Balsam fir	2.7	29.1	38.8	17.4	8.4	2.7	0.9
<i>Pseudotsuga menziesii</i>	Douglas fir	5.3	29.3	38.8	17.5	5.4	3.4	0.0
<i>Tsuga canadensis</i>	Eastern hemlock	3.4	30.5	37.7	18.5	6.5	2.9	0.5
<i>Juniperus communis</i>	Common juniper	3.2	32.1	33.0	16.4	10.7	3.2	1.4
<i>Pinus radiata</i>	Monterey pine	1.8	27.2	37.4	20.4	8.5	4.3	0.4
<i>Pinus sylvestris</i>	Scots pine	3.5	27.7	40.0	16.0	8.9	3.6	0.3
<i>Picea abies</i>	Norway spruce	1.7	27.4	41.7	16.3	8.6	3.4	0.9
<i>Picea glauca</i>	White spruce	2.1	27.5	39.5	17.2	10.4	3.0	0.3
<i>Larix sibirica</i>	Siberian larch	1.8	26.8	41.4	14.1	6.8	8.7	0.4
広葉樹								
<i>Acer rubrum</i>	Red maple	3.2	25.4	42.0	3.1	22.1	3.7	0.5
<i>Acer saccharum</i>	Sugar maple	2.5	25.2	40.7	3.7	23.6	3.5	0.8
<i>Fagus sylvatica</i>	Common beech	1.2	24.8	39.4	1.3	27.8	4.2	1.3
<i>Betula verrucosa</i>	Silver birch	3.2	22.0	41.0	2.3	27.5	2.6	1.4
<i>Betula papyrifera</i>	Paper birch	2.6	21.4	39.4	1.4	29.7	3.4	2.1
<i>Alnus incana</i>	Gray alder	4.6	24.8	38.3	2.8	25.8	2.3	1.4
<i>Eucalyptus camaldulensis</i>	River red gum	2.8	31.3	45.0	3.1	14.1	2.0	1.7
<i>Eucalyptus globulus</i>	Blue gum	1.3	21.9	51.3	1.4	19.9	3.9	0.3
<i>Gmelina arborea</i>	Yemane	4.6	26.1	47.3	3.2	15.4	2.5	0.9
<i>Acacia mollissima</i>	Black wattle	1.8	20.8	42.9	2.6	28.2	2.8	0.9
<i>Ochroma lagopus</i>	Balsa	2.0	21.5	47.7	3.0	21.7	2.9	1.2

*1 J. Janson, P. Haglund, and E. Sjöström 未発表データ。値はすべて乾材当たりの%。

*2 針葉樹のガラクトースとアセチルを含む。

*3 針葉樹のアラビノースおよび広葉樹のアセチルを含む。

表 15.14 樹木中のタンニン含有量^{a)}

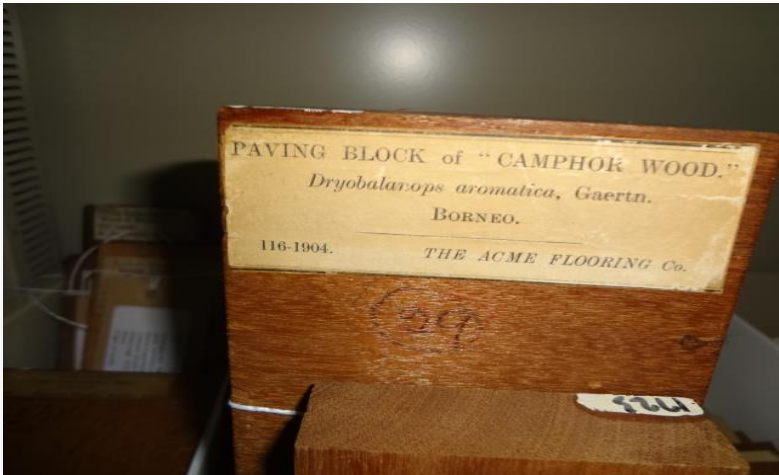
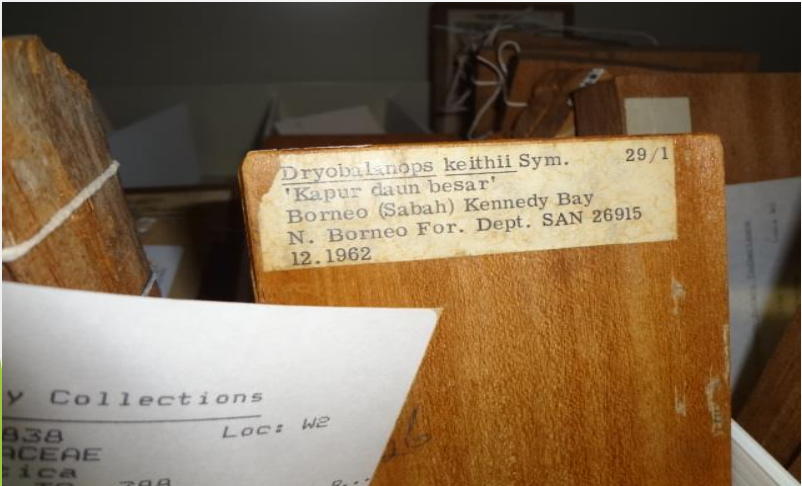
樹種名	部位	タンニン量	樹種名	部位	タンニン量
スギ	樹皮	2.5	モリシマアカシア	樹皮	30.7
ヒノキ	樹皮	1.4	アカシヤマンギウム	樹皮	19.8
カラマツ	樹皮	6.7	ニセアカシア	樹皮	3.3
ヒバ	樹皮	6.3	マンダローブ ^{b)}	樹皮	15.9
エゾヤナギ	樹皮	17.2	ユーカリ ^{c)}	心材	1.7
エゾノキヌヤナギ	樹皮	13.7	カキ ^{d)}	果実	12.0
エゾノカワヤナギ	樹皮	13.2	クヌギ	樹皮	13.3
ナガバヤナギ	樹皮	12.9	ケブラコ ^{e)}	心材	19.8

a)含有量はすべて絶乾樹皮に対する重量%、b) *Sonneratia caseolaris*,

c) *Eucalyptus camaldulensis*, d) *Diospyros kaki* cv. Hiratanenashi, e) *Schinopsis balansaw*

【Agrolsolab社】（民間企業 CEO Young氏）
 安定同位体分析 (stable isotope analysis)
 → 樹種とその原産地の特定

Jodrell研究室 ↔ Agrolsolab社
 協力
 KewGardensの保持するデータベース → 異なる木材サンプルを比較
 して樹種と原産地を特定
 ↓
 税関の職員が効率的に書類との情報の一致を確認



【アイソトープ法による産地の特定】

酸素,窒素,硫黄(火山由来)などの安定同位体比質量を分析



木材の産地を特定 ⇒ 産地の緯度・経度まで特定可能

【同位体(アイソトープ)】

物質の構成要素 ⇒ 原子(元素)

同位体 ⇒ 質量数の異なる原子

(例えば、炭素は ^{12}C や ^{14}C など)

[化学基礎]

安定同位体 ⇒ 自然界で一定の割合で安定して存在

[化学基礎]

農産物の産地識別技術⇒元素(H, O, N, Cなど)の同位体比

EUTRにおける合法性の確認手段

Agrolsolab社の安定同位体分析(stable isotope analysis) ;

⇒ 酸素同位体比($^{18}\text{O}/^{16}\text{O}$)、重水素/水素の比(D/H)

炭素同位体比($^{13}\text{C}/^{12}\text{C}$)、硫黄同位体比($^{34}\text{S}/^{32}\text{S}$)の測定結果を利用とのこと。

産地判別法 ⇒ 土壌や水質等の違いにより栽培された農産物の元素濃度に影響を与えることを利用 (FAMIC ウェブサイトより)
<http://www.famic.go.jp>

➤ 参考事項

- アイソトープ法の検査にかかる費用は、税関や研究所などの公共機関については350ドル、民間企業については600ドル。検査結果は、違法木材に関する起訴が行われた際の証拠として利用されることもある。
- この方法によると、現在輸入されている合板について、申告されている樹種名のうち30%~40%が誤っているとのこと。このデータベースを構築するために英国政府も積極的に支援を行っており、また米国政府との協力体制も出来上がりつつある。



Agrolsolab社Young氏 (CEO)：ソロモン島でサンプルの収集を行った。10月もパプアニューギニアでサンプル収集を行う予定である。



木材サンプル収集器具

クリーンウッド法 | クリーンウッド法について

クリーンウッド法について

登録事業者検索

(普): 普通合板 (型): コンクリート型枠用合板 (構): 構造用合板 (表): 表面加工コンクリート型枠用合板 (低ホルム): 低ホルムアルデヒド (防): 防虫処理

ホーム

お知らせ

木質建材事典

情報誌・パンフレット
JAS Statistics

スタッフから

ホルムアルデヒド情報

よくある質問

北海道 (10) (北海道検査所)

事業者名	事業者住所	工場名	郵便番号	所在地	電話番号	認証番号 (JPIC-PW)
池内ベニヤ(株)	北海道日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1番22号	池内ベニヤ(株)静内工場	056-0025	北海道日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1番22号	0146-42-1121	6
札幌ベニヤ(株)	北海道斜里郡清里町礼弦町40番地	札幌ベニヤ(株)本社工場	099-4521	北海道斜里郡清里町礼弦町40番地	0152-26-2211	3
札幌ベニヤ(株)	北海道斜里郡清里町礼弦町40番地	札幌ベニヤ(株)白糠工場	088-0332	北海道白糠郡白糠町東2条北6丁目1-2	01547-2-2111	5
鶴新宮商行	北海道小樽市稲穂2丁目1番1号	鶴新宮商行銭函工場	047-0261	北海道小樽市銭函2丁目32番1号	0134-62-2011	30
滝澤ベニヤ(株)	北海道芦別市野花南町1000番地	滝澤ベニヤ(株)旭川工場	071-1426	北海道旭川市東川町北町9丁目2番9号	0166-82-2271	58
ダイアックス(株)	北海道札幌市西区琴似一条3丁目1番33号	ダイアックス(株)南幌工場	069-0210	北海道空知郡南幌町南10線西14号	011-378-0303	85
(株)ニツタクス	東京都中央区東日本橋3丁目3番7号	(株)ニツタクス十勝工場	089-0611	北海道中川郡幕別町新町68番地	0155-54-2131	8
松原産業(株)	北海道夕張郡栗山町中央1丁目1番地1	松原産業(株)穂立合板工場	068-0353	北海道夕張郡栗山町字穂立363番地7	0123-75-2001	25
丸玉木材(株)	北海道網走郡津別町字新町7番地	丸玉木材(株)津別工場	092-0203	北海道網走郡津別町字津美162番地	0152-76-2111	2
(株)テーオーフォレスト	北海道函館市中島町38番8号	(株)テーオーフォレスト木材事業部北見工場	099-0871	北海道北見市相内町1番地	0157-37-2211	7

岩手 (3) (東北検査所)

事業者名	事業者住所	工場名	郵便番号	所在地	電話番号	認証番号 (JPIC-PW)
ホクヨープライウッド(株)	東京都文京区本郷1丁目25番5号	ホクヨープライウッド(株)宮古工場	027-0024	岩手県宮古市磯端2丁目3番1号	0193-62-3333	65
ホクヨープライウッド(株)	東京都文京区本郷1丁目25番5号	ホクヨープライウッド(株)宮古塗装工場	027-0024	岩手県宮古市磯端2丁目6番1号	0193-62-3333	66
北上プライウッド(株)	岩手県北上市和賀町後藤2地割112番の1	北上プライウッド(株)結の合板工場	024-0335	岩手県北上市和賀町後藤2地割112番の1	0197-73-5500	105

宮城 (5) (東北検査所)

事業者名	事業者住所	工場名	郵便番号	所在地	電話番号	認証番号 (JPIC-PW)
石巻合板工業(株)	宮城県石巻市潮見町4番地3	石巻合板工業(株)工場	986-0842	宮城県石巻市潮見町4番地3	0225-96-3114	15
セイホク(株)	東京都文京区本郷1丁目25番5号	セイホク(株)石巻工場	986-0842	宮城県石巻市潮見町2番地の1	0225-22-6512	12
セイホク(株)	東京都文京区本郷1丁目25番5号	セイホク(株)石巻第三工場	986-0842	宮城県石巻市潮見町4番地の4	0225-95-8261	13
西北プライウッド(株)	東京都文京区本郷1丁目25番5号	西北プライウッド(株)石巻工場	986-0843	宮城県石巻市西浜町1番地16	0225-82-8520	52
トルフィンコート(株)	宮城県石巻市重吉町1番地7	トルフィンコート(株)石巻塗装工場	986-0842	宮城県石巻市潮見町2番地1	0225-22-6515	113

秋田 (5) (東北検査所)

事業者名	事業者住所	工場名	郵便番号	所在地	電話番号	認証番号 (JPIC-PW)
秋田プライウッド(株)	秋田県秋田市川尻町字大川反232番地	秋田プライウッド(株)男鹿工場	010-0511	秋田県男鹿市船川港船川字海岸通り2号22番地3	0185-23-2901	95

認証番号 (JPIC-PW)	認証年月日	区分								広告ページ
		普通合板	防虫処理普通合板	コンクリート型枠用合板	低ホルムアルデヒドコンクリート型枠用合板	表面加工コンクリート型枠用合板	低ホルムアルデヒド構造用合板	構造用合板	防虫処理構造用合板	
6	H18.05.18	○	○							1
3	H20.08.25(集) H26.07.31(集)	○	○							1
5	H18.05.18	○								1
30	H19.01.12	○								
58	H20.02.08	○								
85	H21.01.30				○					
8	H18.05.18	○				○				2
25	H18.11.29	○								2
2	H18.05.18(集) H22.07.02(集) H23.12.27(集)	○			○			○		3
7	H29.06.13	○								

65	H20.04.04	○	○		○			○	○	○	15
66	H20.04.04				○						15
105	H27.03.20							○			15

15	H18.07.20			○	○			○	○	○	7
12	H18.07.20				○				○		15
13	H18.07.20				○			○	○		15
52	H19.06.13(集) H21.07.02(集) H26.07.04(集) H26.08.05(集)	○			○			○	○	○	15
113	H29.04.26							○			

95	H21.10.21(集) H27.06.25(集)	○							○		15
----	------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	---	--	----

ご清聴ありがとうございました。

林産物に係わるJAS規格、JAS制度、JAS品、試験のご依頼、その他木材、木質建材全般に係るお問合せなどにつきましては、本会ウェブサイト(<https://www.jp-pic-ew.net/>)のお問い合わせのフォーム、または本会の代表メールアドレス info@jp-pic-ew.or.jp にご連絡下さい。

EUの事例を踏まえた合板業界の 事業者認定制度と クリーンウッド法登録のこれから

～クリーンウッド法とヨーロッパ先進事例～
木材調達の「デューディリジェンス」

2020/2/17（月） 13：30-16：30
主催：（一般財団法人）林業経済研究所
報告者： 金井 誠 日本合板商業組合

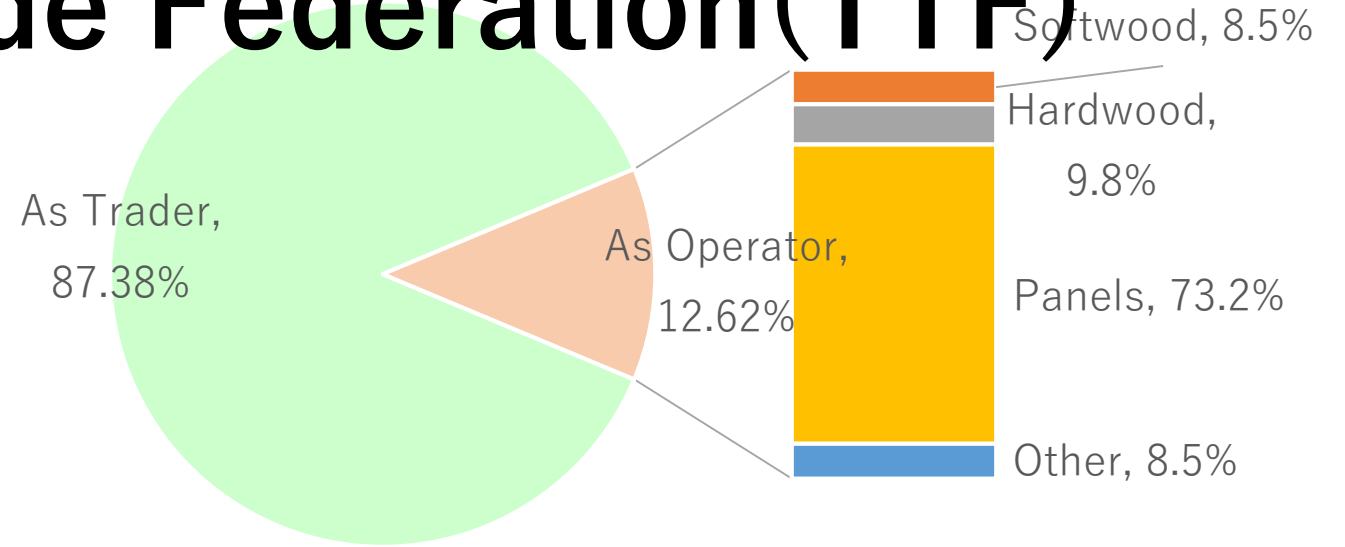
TTF(英国木材貿易連盟)のResponsible Purchasing Policy (RPP:責任ある調達指針)



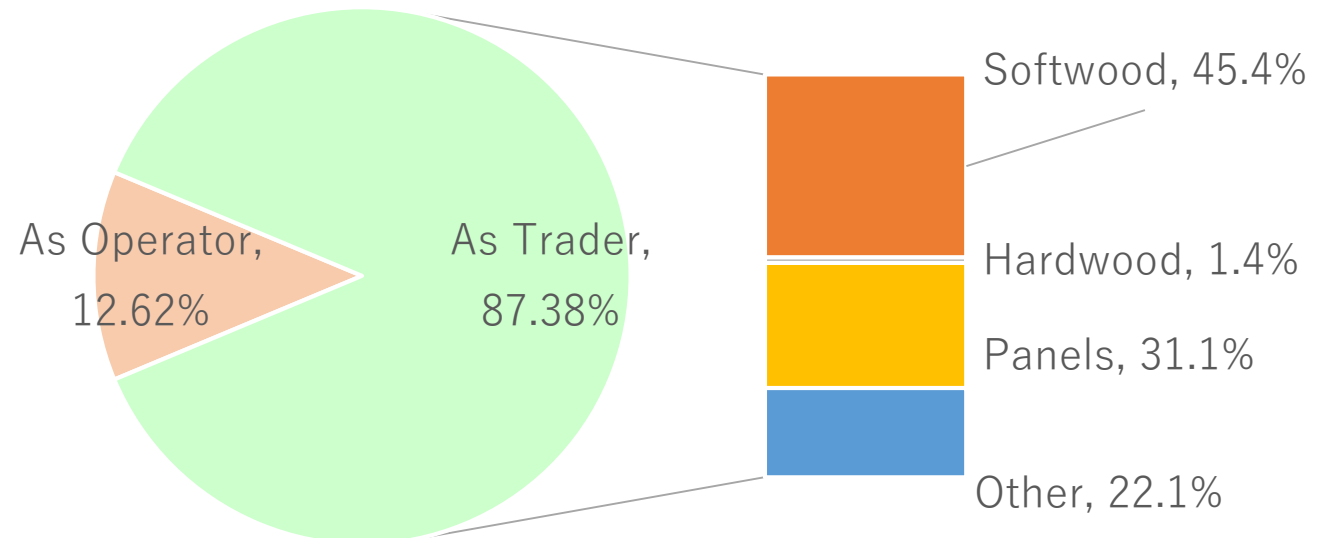
2019/7/22 Meeting

UK Timber Trade Federation (TTF)

- 木材製品の使用を拡大するために1892年に設立されました
- 英国の木材貿易のための主要な代表機関
- 300Member
 - Timber broker
 - Importer
 - Distributor
 - Merchant
 - Manufacturer
 - Service provider/Associate members
- Memberの購入の大半はEUから来ている(トレーダーとして)
- 貿易機関としての助言、訓練、プロモーションを行う
- **MemberはTTFの責任ある調達指針(RPP)の署名者である**



2017 Breakdown of purchases by % of different products as Operator



2017 Breakdown of purchases by % of different products as Trader

WHAT did he find?

Risks assessment



Supplier
question
Interview

違法伐採の
高い国

混合または誤
言されている

違法伐採疑惑
するサプライ
ンプレーヤー

WHAT did he do about it?

Mitigation measures

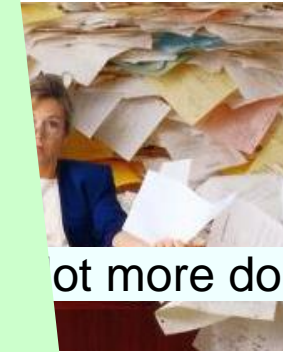


Use certification

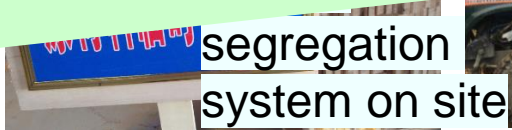
Due Diligence Process



Supplier verification
examples



Not more doc!



segregation
system on site

Visit the supplier

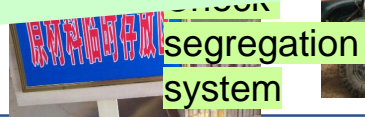
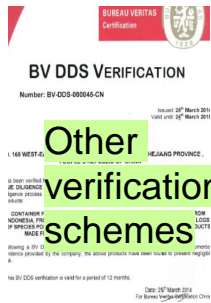


責任ある調達指針(RPP)①

WHAT risks?

WHAT action?

-
-
-
-



Get documents (e.g Logging Permit)

Other verification schemes

Get a lot more doc!

Visit the supplier

Due Diligence Process

Wood segregation system

How?

フランスからのFSC ミックス VS ロシアからのFSC CW (管理木材)

中国のプランテーションを訪問 VS 中国の製材所を訪問

ロシア産オーク VS 中国産オーク

私たちは、例えば床材で「オーク」の種をテストします VS 合板の種

ソロモン島のビンタンゴとハードウッド合板

私のサプライヤーは、3つのローカルコンセッションからログを購入します VS 私のサプライヤーは、地元の工場から木材を収集します

私はマレーシアの製材所を訪ね、サイトは非常に整頓され、良好な分離システムです。

私のサプライヤーは、私の合板のために私に多くのドキュメントを提供し、彼らはそれがEUTRを満たすために十分以上であることを私に保証しました

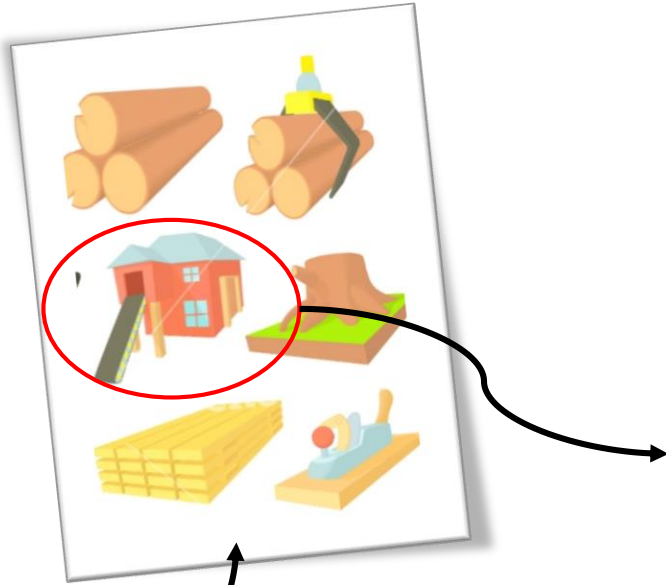
ベトナムのサプライヤーと長い関係を築いてい

私たちは、すべての第三者のコンサルタントに委託し、彼らが証明品のみを購入しま



Is the process OKAY? In line with the EUTR?

責任ある調達指針(RPP)②



Products placed on UK market



WHAT risks?

WHAT action?

Due Diligence Process

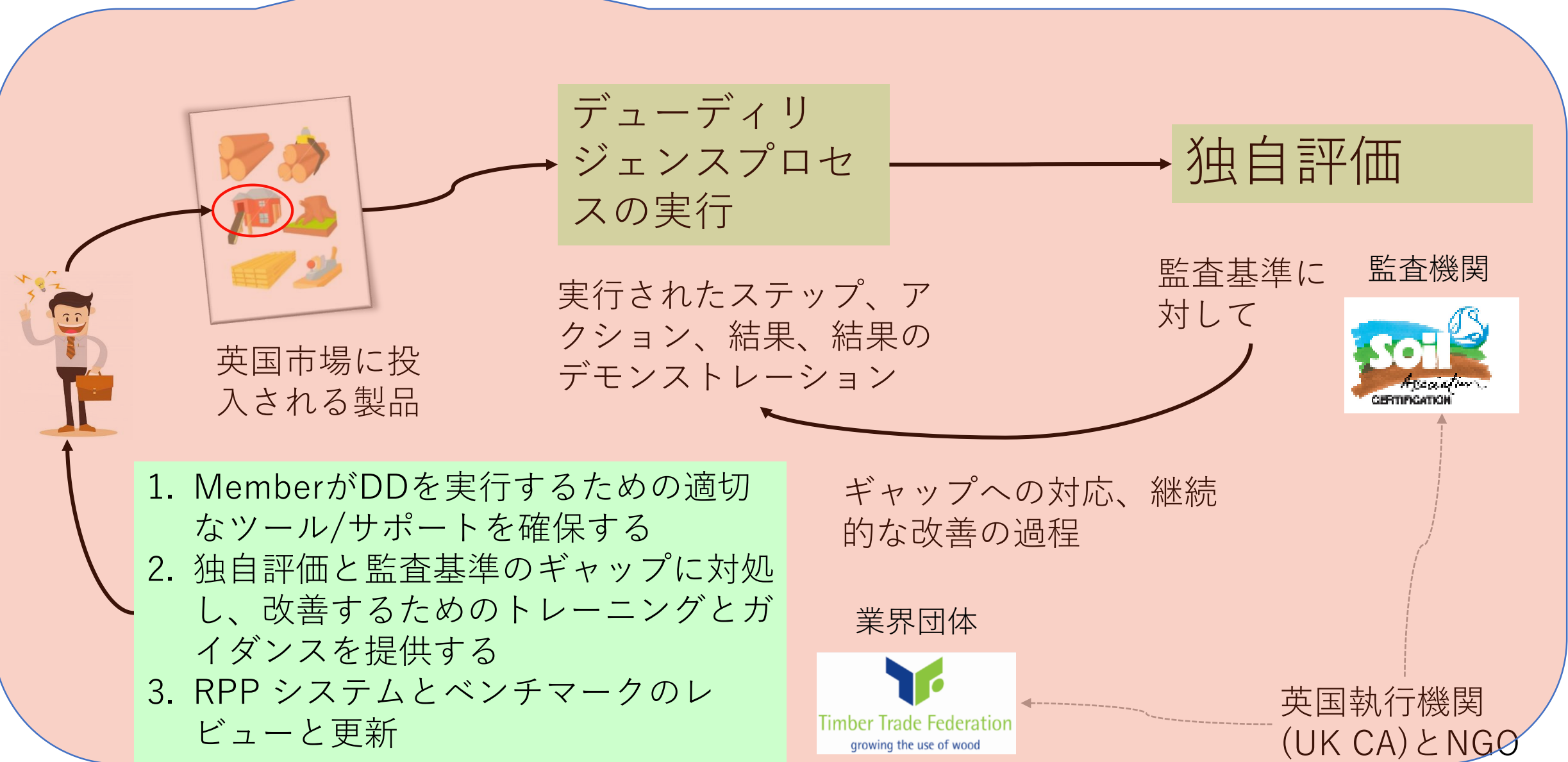
How?

CHECKLIST

- SPECIES/SUPPLIER INFO
- RISK ASSESSMENT
- RISK MITIGATION

Independent Assessment

RPPのプロセス、役割、および責任



RPPのツール

(製品概要一覧)

Step 1	情報の収集	• 製品情報
		• サプライチェーンマッピング
Step 2	リスク評価	• 国に関連するリスクの評価
		• 種に関連するリスクの評価
		• サプライチェーンに関連するリスクの評価
Step 3	リスク軽減	• リスクに対処するために必要なアクションを特定する
Step 4	プレゼンテーション/レポート作成	• DDS ステップ、アクション、結果、および結果の概要
Step 5	監査	• DDS 品質ギャップ評価のチェックリスト

(サプライチェーンマップ)

(サプライヤーアンケート)

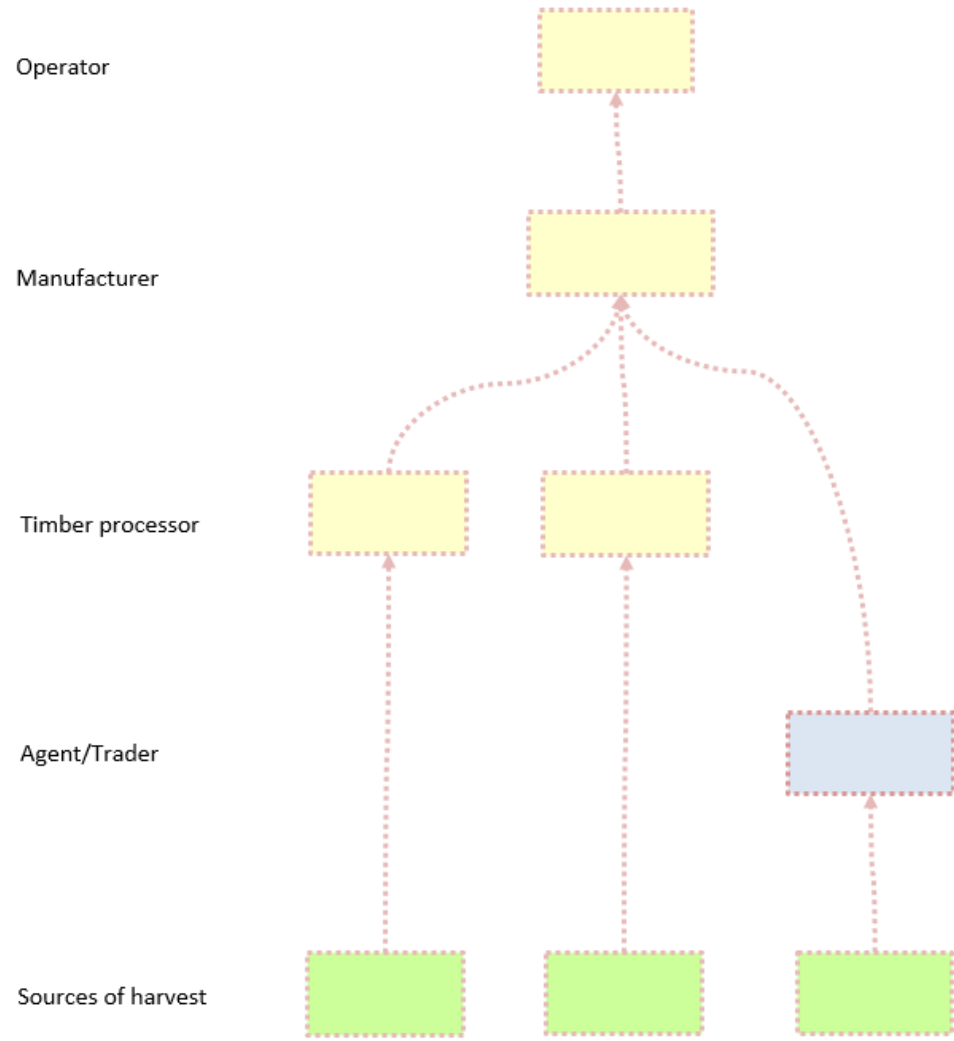
(リスク評価と軽減のための質問チェックリスト)

(フィールド訪問チェックリスト (EUTR の場合))

(DDS サマリー レポート テンプレート)

(監査基準とレポート)

RPPのツール→ (例) サプライチェーンマッピング



- Name: _____
- Product type: _____
- Species in product: _____

- Certification status of the final product placed on UK market: _____

- Name: _____
- Company type _____
- Region/Country located: _____
- Species: _____
- **Supporting documentation:** _____

- Chain of Custody Certificate: _____
- Certificate validity: _____
- Validation of product/species in scope: _____
- Invoice confirming Cert status of purchase: _____

- Name: _____
- Company type _____
- Region/Country located: _____
- Species: _____
- **Supporting documentation:** _____

- Chain of Custody Certificate: _____
- Certificate validity: _____
- Validation of product/species in scope: _____
- Invoice confirming Cert status of purchase: _____

- Name: _____
- Company type _____
- Region/Country located: _____
- Species: _____
- **Supporting documentation:** _____

- Chain of Custody Certificate: _____
- Certificate validity: _____
- Validation of product/species in scope: _____
- Invoice confirming Cert status of purchase: _____

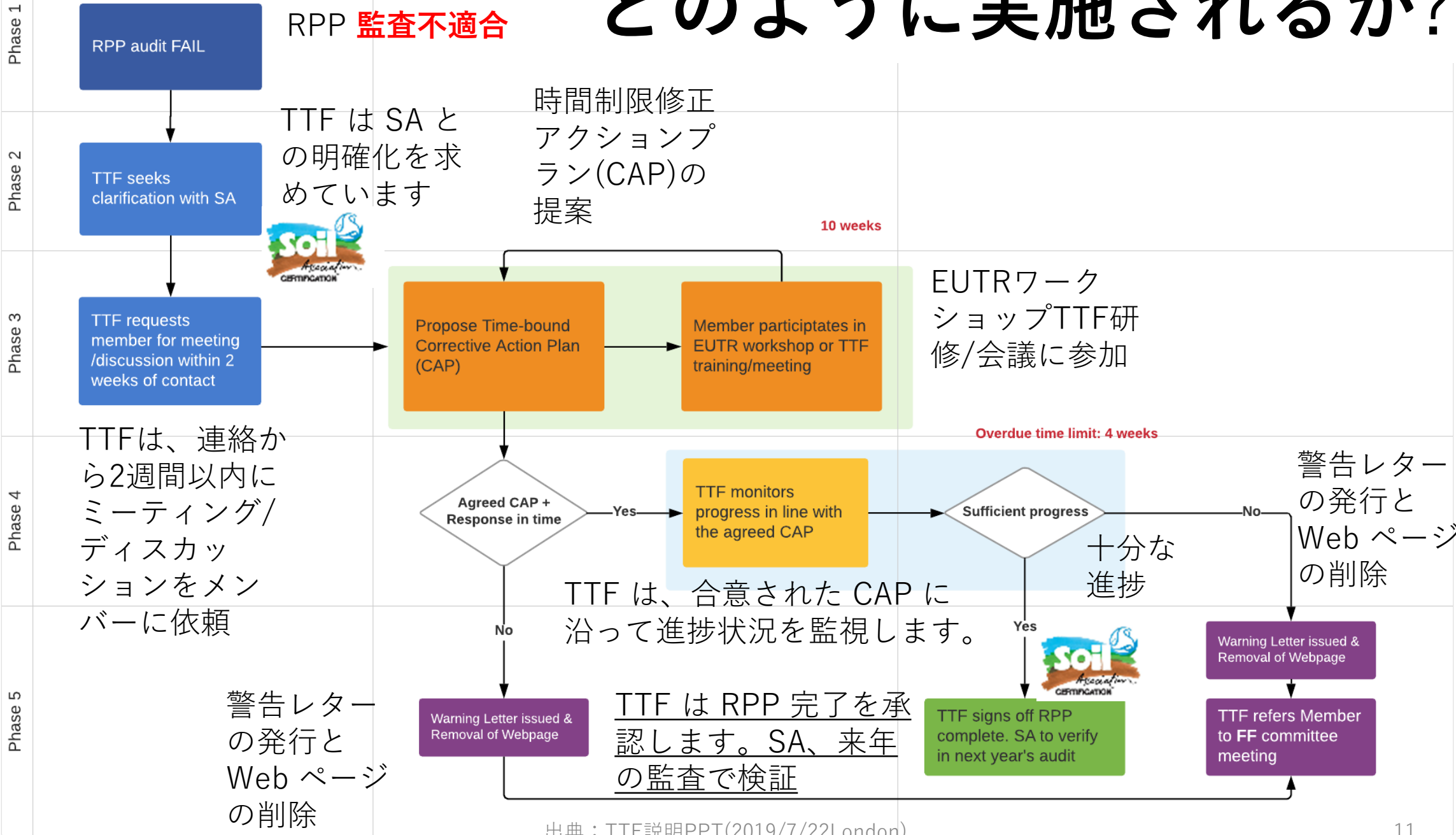
- Name: _____
- Forest type _____
- Region/Country located: _____
- Species: _____
- **Supporting documentation:** _____

- FM Certificate: _____
- Certificate validity: _____
- Validation of product/species in scope: _____
- Invoice confirming Cert status of purchase: _____

Tool: Supply Chain Mapping – know the nodes, species, region, certification status & documents

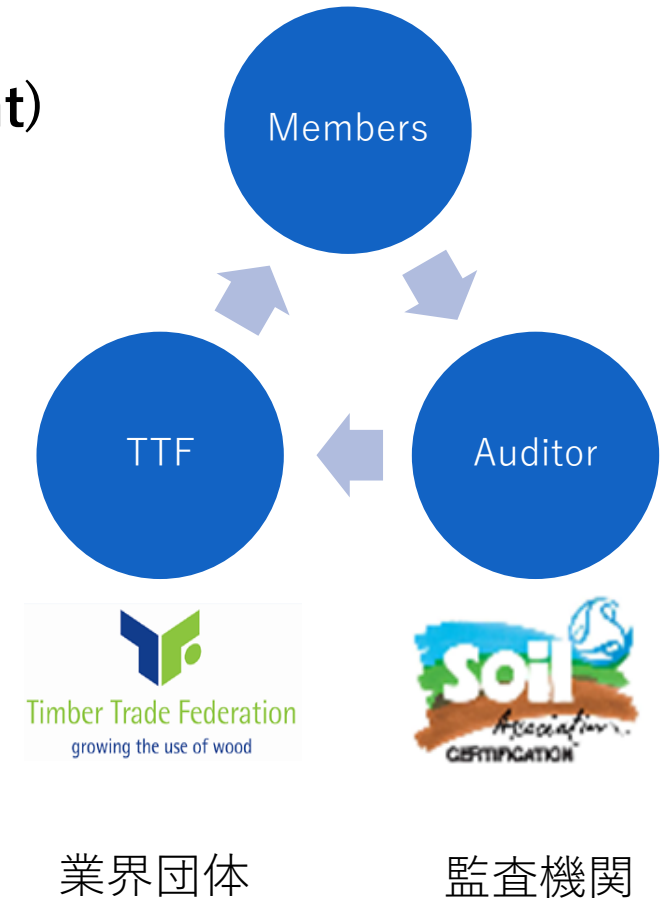
1. 重要な**情報**の可用性
 - (製品説明、種名、ボリューム)
 - (サプライチェーンをソースに戻し、国のリスクを考慮して知る)
2. EUTR 第6.1条(b)に沿った**リスク**の特定と説明:
 - 国レベルで例えば。
 - (文書偽造など、腐敗レベルが高いため?) ・ (中国の伐採禁止など、)
 - (ロギング/輸出禁止に違反する) ・ (武力紛争?)
 - 種レベルで、例えば。
 - (CITES=絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引における条約は行方不明を許可しますか?)
 - サプライチェーンレベル、例えば。
 - (違法行為に従事するサプライチェーンプレーヤーのリスク)
 - (異なる種/起源を持つ材料によって置換される材料のリスク)
3. **軽減策**の特定、使用、説明
 - (ドキュメントレビュー - 評価されていますか?妥当性、一貫性、正確性?)
 - (ドキュメントレビュー - 関連していますか?適用される法律に沿って?)
 - (認証/検証スキームの使用 - オペレーターは、特定の製品/サプライチェーン/種に対するスキームの妥当性、適用性、関連性を評価しましたか?)
 - (フィールド訪問 - 工場訪問はEUTRの問題に対処しましたか?証拠に裏付け?)
 - (テスト - テストアプローチは特定されたリスクに適していますか。システム、例えばサンプリングアプローチ、周波数など)
4. **レポート/デモンストレーション**
 - 思考の明確な編成-何/理由/方法:正当化、参照への関連リンク、サプライチェーンマップなど

どのように実施されるか?



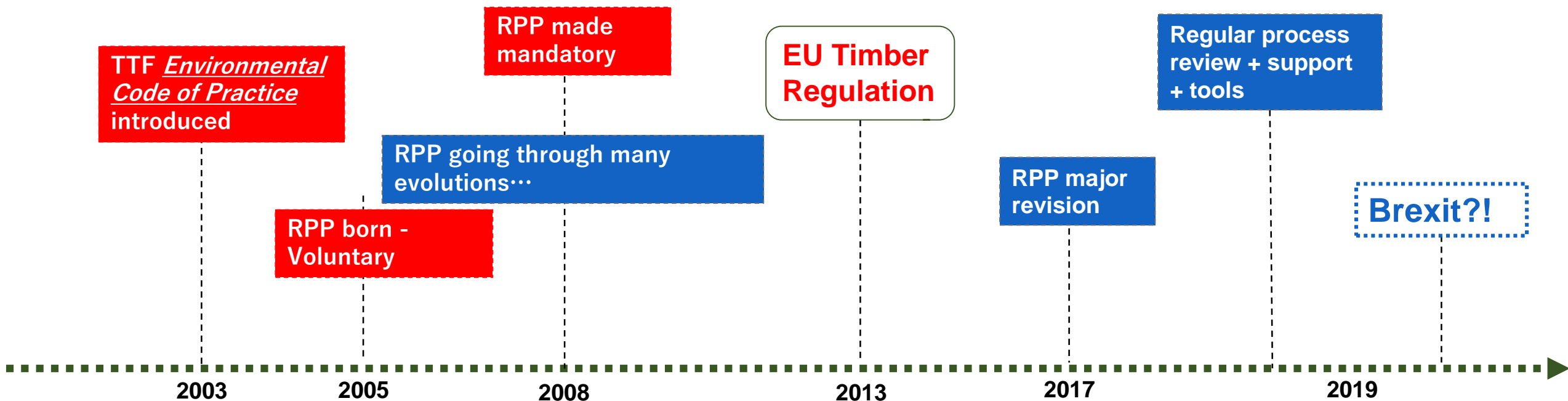
RPP とは何か？

- TTFのMemberに対する**独立して評価されたデューディリジェンスプロセス**
- **継続的な改善の過程** (A journey of continuous Improvement)
 - ツール (Tools)
 - 国のリスクをチェックする必要があるものは何ですか？
サプライチェーンで？
 - サプライヤーアンケートには何を含める必要がありますか？
ドクター・チェック？
 - **監査 (Audit)**
 - プロセスを監査可能にする方法
 - 執行機関の遵守を確保する方法
 - **実施 (Enforcement)**
 - 進捗状況を確認し、コンプライアンスを確保する方法
- **合法性の保証ではない**
- Memberに**専任の担当者**を必要とする



RPPの歴史

- TTF環境実践規範は**2003年**に制定され、会員は法的かつ持続可能な木材の調達を約束
- RPPは、導入された環境実践規範の実施を会員を支援するボランティアとして**2005年**に導入されました
- RPPは多くの進化を遂げる - リスク評価の推論に焦点を当て、+標準アンケート+客観的評価システム+高リスクからの調達を減らすための目標設定
- RPPは**2008年**にすべてのメンバーに義務化し、**EUTR(2013)**に先駆けてデューディリジェンスを実施することをすべてのメンバーに約束します
- RPPプロセス**2017年**の大幅な改訂 - 全体的なデューディリジェンスシステムの品質と継続的な改善に焦点を当てる



課題

- EU全体で一貫性のない施行
- NGO毎で異なるデューディリジェンス要件の解釈
- 「大企業」対「中小企業」において様々な努力/理解
- BREXIT⇒EUから購入する全てのTraderは、「英国(UK)TR」の下でデューディリジェンスの対象となる
- 社会(英国現代奴隷法)、炭素排出、「認証を超えた」ソリューション等、多くの基準を考慮する必要がある

例：木材組織の顕微鏡解析、安定同位体分析等

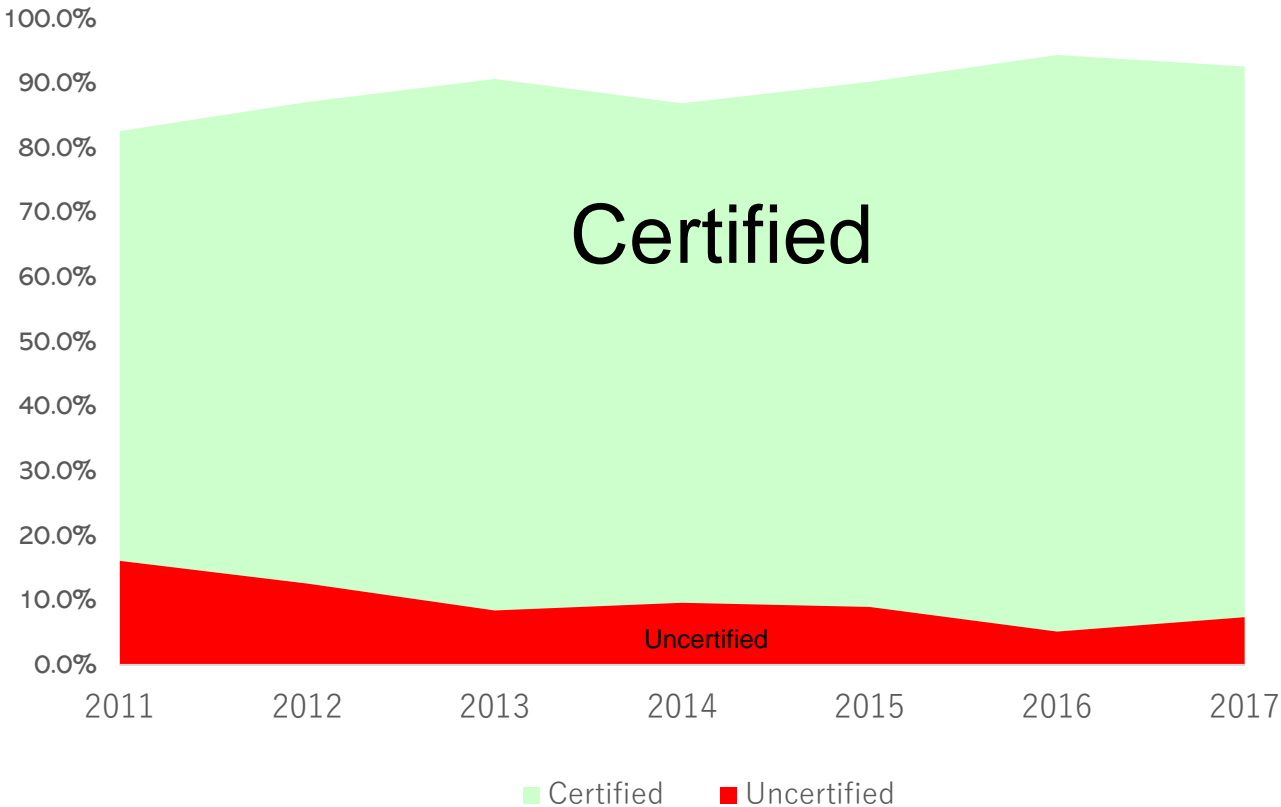
例：腐敗認識指数(Corruption Perceptions Index, CPI)等

課題

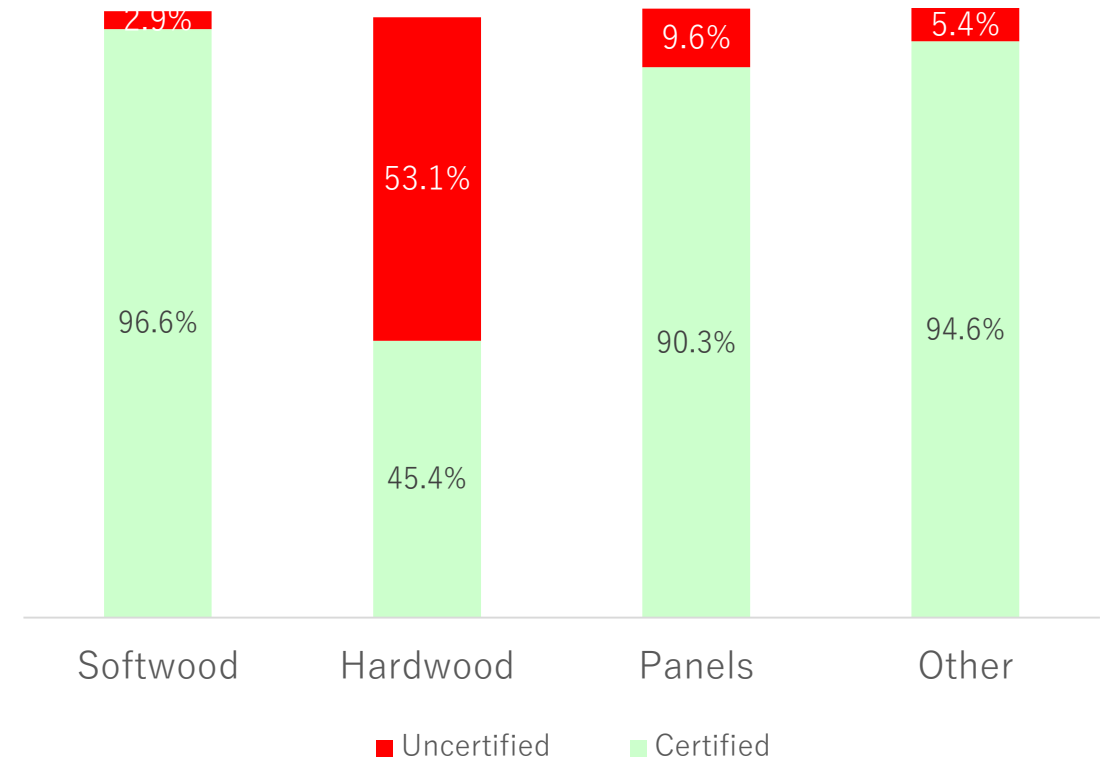
(多くの基準→例)

認証の主張のない製品の一般的なサプライヤー国:中国、ロシア、ブラジル、マレーシア、カメルーン、コンゴ、米国。

Common supplier countries for products with no certification claims: China, Russia, Brazil, Malaysia, Cameroon and Congo, and the USA.



Overall certification trend, 2011 - 2017

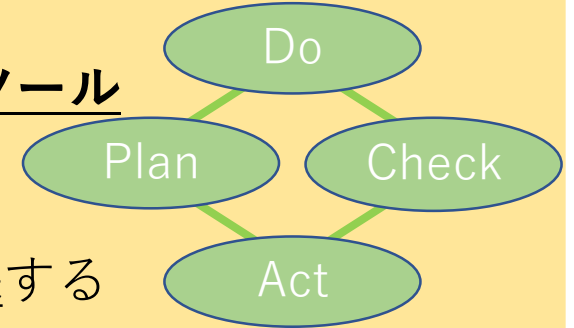


Use of certification in 2017 by Product Type

デューディリジェンス

EUTR

- 当事者説明 (Operator発言に「経営者の責任は重いと認識」 = 善管注意義務?)
- **EUTRにそったDDS (EU域内に違法木材を防ぐ措置等)**
 - **TTF/RPPの例 = 標準プロセスレビュー+サポート+ツール**
 - 全体的なDDSの品質向上と継続的な改善の過程
 - DDプロセスを監査可能にする方法
 - 実施の進捗状況を確認しコンプライアンスを確保する



CWA

- 国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認 (DD等) の実施
 - 国が提供する情報 (クリーンウッドナビ情報)、過去の取引実績を踏まえ
 - 合法伐採木材等の確認→未確認→追加措置→確認ORリスク残(分類し扱う)
- 当事者説明「相当な注意」→(総合的かつ詳細に調査して合法性を確認する)
- **DDSの導入は任意** (日本製紙連合会はDDSマニュアルを策定)

事例①

- 環境デュー・ディリジェンスに関する検討委員会 (2019年度環境省)
 - **DD概念の二元性** (「相当の注意」の①行為基準、②**実行プロセス**)
 - 取締役の善管注意義務との関係 (必要条件、重く・広い、過失免責基準)
 - **実行プロセス型DD**を要請するESG関連の国際的ガイドライン等

3. 用語と定義

3.3 デューデリジェンス

意思決定およびリスク管理* の不可欠な部分として組織が実際および潜在的な悪影響にどのように対処しているか組織**が能動的に識別、評価、防止、軽減および説明するプロセス

*リスク管理 (ISO 20400 3.22 (ISO Guide 73:2009に基づく)): 組織を指揮、制御するための協調活動

**組織 (ISO 20400 3.16 (ISO 9000:2015 に基づく)): 責任、権限、関係を伴う独自の機能を持つ個人またはグループ

報告規制から運用規制に移行するデュー・ディリジェンス規制

	2010	2014	2015	2017		2018		2019
国・地域	米国・加州	EU	英国	フランス	EU	オーストラリア	スイス	オランダ
名称	サプライチェーン 透明化法	非財務報告 指令	現代奴隷法	企業 注意義務法	EU紛争鉱物 規則	現代奴隷法	RBI カウンター法案	児童労働DD法
報告規制	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
Due Diligence 運用規制				◎	◎		◎	
環境		◎		◎			◎	

- EU非財務報告指令…**環境**、社会、従業員、人権、腐敗防止
- フランス企業注意義務法(親会社責任を規定)…人権、**環境**、衛生安全、腐敗防止
- スイスRBIカウンター法案(親会社責任を規定)…人権、**環境**
- Green Card Initiative(2016)…EU8カ国議会がEULEベルのDD規制創設を要請(競争条件の均等化)

川上

EUTR	<p>Operators（≡第一種木材関連事業者）</p> <p>EU内からまたはEU外からの調達に係わらず、EU市場で木材を最初に扱う人</p> <ul style="list-style-type: none">• 違法に伐採された木材製品を市場に出さない• 木材製品を市場に出す際の「デューディリジェンス」を行使する• デューディリジェンス体制の維持と定期的な評価 <p>(→DDSの実施など重要な義務を負っている)</p>
CWA	<p>第一種木材関連事業者（≡Operators）</p> <p>購入先から合法性確認のための情報を収集し、国が提供する情報と取引実績等を踏まえ合法性確認し、確認した木材と確認に至らなかった木材に分別し扱う</p> <p>海外製品 = 輸入事業者 国内製品 = 原木市場、製材・合単板・チップ工場等の一次加工事業者</p>
事例①	国内に無届伐採（≡不法伐採？）がある？ 造林は面倒？（民事？刑事？）
事例②	<p>製造物責任法（2条3項）</p> <p>製造業者製造物を業として製造、加工又は輸入した者。輸入業者も含まれる。</p> <p>（瑕疵のあった場合、<u>国内製品は製造等をした者</u>、<u>海外製品は輸入業者に訴求</u>）</p>

川下

EUTR	<p>Traders（≡第二種木材関連事業者） 既に域内市場に置かれている木材や木材製品を販売または購入する人 Operatorまたはその他のTrader</p> <ul style="list-style-type: none">• 木材製品を供給したOperatorまたはTraderを識別することができる - この情報は、少なくとも5年間保持する必要があります• 準拠する場合は、木材製品を供給したTraderを特定します。 <p>(→直前のトレーサビリティを確保する)</p>
CWA	<p>第二種木材関連事業者（≡Traders） 購入先発行の書類等の内容を確認し、合法確認した木材と確認に至らなかった木材に分別し扱う 事業者の仕分けに特例があり不合理な面がある</p>
事例①	<p>型枠工務店 = 登録に「分別管理方針書」不要 加工場や製作工場を持って現物木材を扱っていても、元請建設事業者と同じ扱い？</p>
事例②	<p>ホームセンター = 登録に「分別管理方針書」不要 HCの資材館やプロショップ部門は事業者向け取引を前提としているのに、従来業界の中小事業者との関係で販売コストとして不公平な競争条件になっていないか？</p>

管轄官庁 (CA : Competent Authority)

EUTR	<ul style="list-style-type: none">• 英国製品・安全基準局(Department for Business, Energy & Industrial Strategy / Office of Product and Standard)<ul style="list-style-type: none">• 専任=4名 兼務上司=1名• 効率的な取り締まりの執行• NGOからの通報多い→協力関係• 税関等と情報共有→緊密な連携• 違法行為事案<ul style="list-style-type: none">• 告知• 是正措置• 処罰 (無制限の罰金、2年以内の懲役)• Operatorが不服な場合→裁判所に訴訟手続き
CWA	<ul style="list-style-type: none">• 農水省 (林野庁) ・ 国土交通省 ・ 経済産業省• <u>不法伐採の国産木材が輸出される？取り締まりなど関係官庁の連携は？</u>

監査 (Audit)

監督団体 (MO=Monitoring Organization)

EUTR

- EUがEUTRの監督団体 (MO=Monitoring Organization)を認定
- EUから隔年の監査を受ける
- MOはEUTRに対応したDDSをEUTRのOperatorsに提供
- MOは監査能力のある法人格を有する第三者機関
- DDSを正しく行うOperatorsに認証サービス (合法木材証明) もある
- OperatorsのDDSの実施においてMOによるコンサルティングと監査の果たす役割は重要

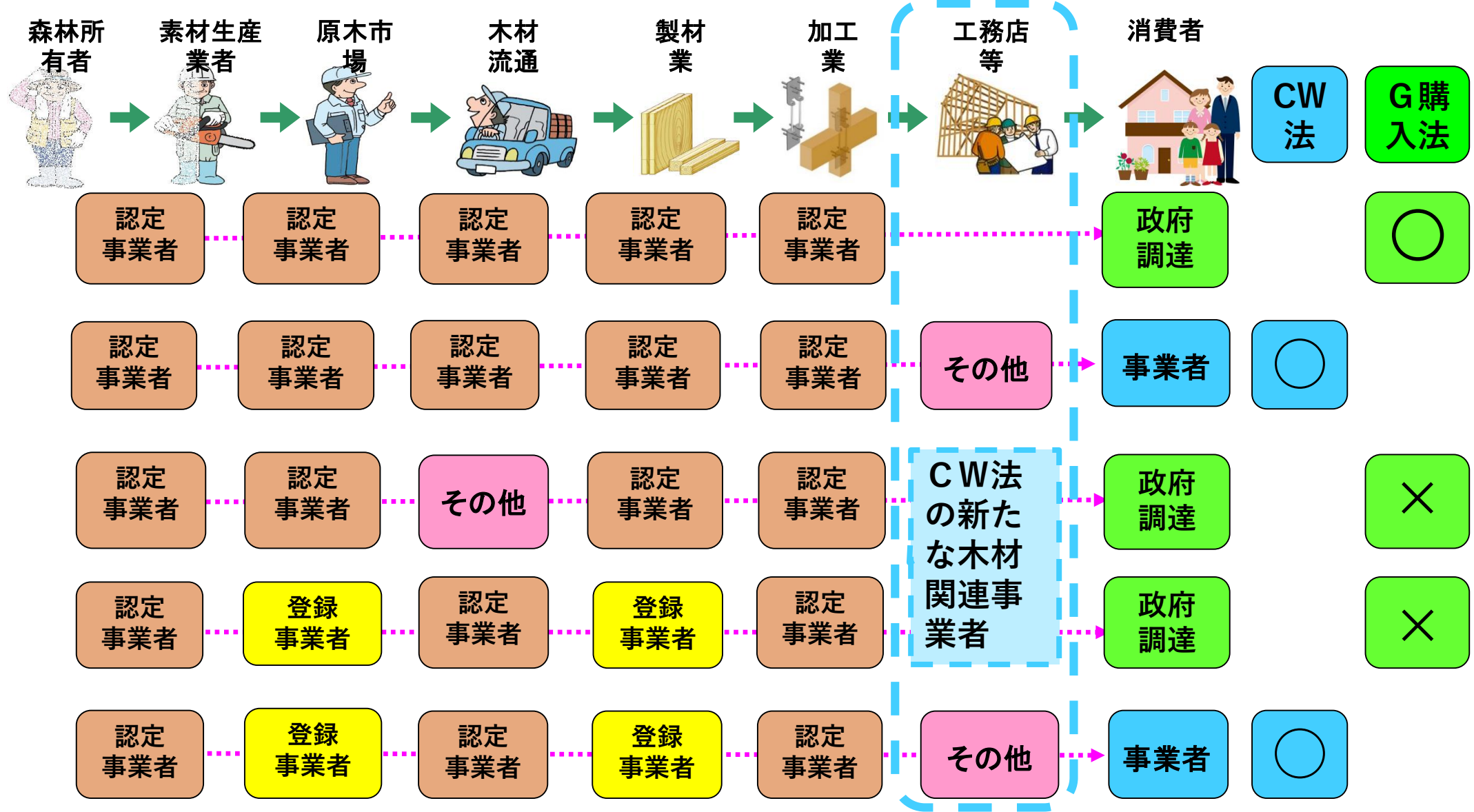
CWA

- **監査・監督団体の定めはない**
- 促進法だから監査も審査もない、なくてもいい?
- 登録実施機関は登録事業者の利害とは独立しているから、なくてもいい?
- ここでのDDは、手順や行動体系ではなく確認するという行為

業界団体の役割

EUTR	<ul style="list-style-type: none">• (例)TTFは、<u>MemberがEUTRに適合したDDSを構築するためのガイダンスとなる独自のResponsible Purchasing Policy(RPP)を策定</u>• RPP策定にあたってはMOでもある Soil Association(=SA)が支援• Memberが自社のRPPに従ったDDSを構築するか、MOとしてのSoil Associationの指導・監査を受けるかは任意だが、多くのMemberが利用• <u>MemberがDDSの実施を果たすことについて、MOの役割は大きい</u>• 登録事業者や認定事業者という登録・認定の考え方は見られない
CWA	<ul style="list-style-type: none">• 業界団体の役割は位置づけられていない• 企業が登録木材関連事業者になる場合は、個別に登録実施機関に登録する (登録事業者になれば信頼性が向上する?という誤解?)• <u>ただし、三省告示により、林野庁ガイドラインに定めた方法のうち「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」が活用できる</u> (認定事業者による証明事例→次スライド)

CW法とG購入法(ガイドライン)の合法性証明比較



大企業における業界団体の取組み

EUTR	<ul style="list-style-type: none"> (例)TTFのRPPへの署名→サポートとツールの提供 			
CWA	<ul style="list-style-type: none"> (例)日本製紙連合会は、「日本製紙連合会・合法証明DDS」マニュアルを策定 登録機関に一括登録申請を行い、個別に登録された 			
事例① H30度 環境に やさし い企業 行動調 査 <small>(環境省： 調査対象従 業員500人 以上)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ISO14001等を構築運用 	(全体 51.2%	上場企業 75.9%	非上場企業 42.8%)
	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入の実施 	(全体 59.3%	上場企業 82.8%	非上場企業 51.2%)
	<ul style="list-style-type: none"> 環境報告書を作成・公表 	(全体 34.0%	上場企業 71.6%	非上場企業 21.2%)
	<ul style="list-style-type: none"> 環境ビジネスの実施 	(全体 33.2%	上場企業 60.1%	非上場企業 24.0%)
	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止計画作成 	(全体 50.1%	上場企業 72.3%	非上場企業 42.5%)
	<ul style="list-style-type: none"> 環境会計の導入 	(全体 20.3%	上場企業 50.8%	非上場企業 9.8%)

大企業における個別の取組み

EUTR	<ul style="list-style-type: none">• DDSの開発・運用・監査<ul style="list-style-type: none">• 自社内で既存の<u>統制システム</u>を独自に修正する• コンサルタントを活用し既存システムを修正もしくは<u>新システムを開発</u>• <u>モニタリング組織(MO)のDDS</u>を活用する
CWA	<ul style="list-style-type: none">• 個別に登録木材関連事業者となることは容易→環境マネジメントシステム
認証等	<ul style="list-style-type: none">• ISO14001の取得(1996年発行) → S C M視点 (森林認証、COC認証)
企業の経営環境	<ul style="list-style-type: none">• 2015年会社法改正でガバナンス強化の内部統制Sの規則の制定→運用・管理• 2015年国連サミットで<u>SDGS採択</u>、2016年GPIFによる<u>ESG取組募集</u>→取組標榜• 2017年ISO20400 (持続可能な調達に関する手引き) <u>ガイダンス規格の発行</u>• 2019年統合報告書 (財務+非財務) の増加 (513社) <u>ディフェンシブ性を高評価</u>
信頼性の向上	<ul style="list-style-type: none">• 環境報告書に係る信頼性向上の手引き (2014年改定環境省) →例: <u>「内部管理の徹底」</u>及び<u>「第三者による審査」</u>の基本的な進め方・留意点の追加• 環境報告ガイドライン2018年版に関連付けた「<u>環境DDに関する手引書</u>」構想 (2019年) →今後、<u>報告規制から運用規制に移行する国際的なDD規制への対応</u>

中小企業における業界団体の役割

EUTR	• (例)TTFのRPPへの署名→サポートとツールの提供
CWA	• グリーン購入における林野庁ガイドラインの「 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法 」を活用することが多い
	<ul style="list-style-type: none">• ガイドラインの認定団体としての<u>情報収集</u>• 全木連との共催で認定事業者及びMember向けに地域ごとの<u>研修会等の実施</u><ul style="list-style-type: none">• 合法木材認定事業者研修会（3年に一度）• クリーウッド法セミナー（過去3年継続）• 定期的実施により認定事業者はもとより、他団体認定事業者及び登録木材関連事業者の受講もある• 信頼性確保のため<ul style="list-style-type: none">• 証明された木材の<u>実績報告義務</u>（毎年）• 合法木材<u>取扱書面調査</u>（モニタリングとしてのアンケートを3年に一度）• WEBや会報紙により認定事業者及びMemberに対し法や施策等の<u>情報提供</u>• 認定事業者からの合法証明に関連する<u>相談を受け、対応する</u>

CW法見直しにおける業界団体の意義

CWA	<ul style="list-style-type: none"> 従来：団体認定の合法木材認定事業者数12000、歴史13年の合法木材証明実績 今後：大企業なら単独で可能なことでも中小企業単独では困難なことについて、<u>団体で共通のシステムをプラットフォームとして利用することで、大企業が取り組むのと同様の信頼性の向上を可能とする。</u> 																		
事例①	<ul style="list-style-type: none"> ある団体におけるMemberの従業員数の分布は対数正規分布(100人以下=92%) <ul style="list-style-type: none"> 1-10=41%, 11-20=21%, 21-50=21%, 51-100=9%, 101-500=7%, 500- =1% 認定事業者割合 = 75% (他団体認定事業者を含む推定80-90%) 																		
事例②	<ul style="list-style-type: none"> 木材販売業者の販売金額規模別事業所数割合 出典：「木材流通構造調査」(林野庁) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>1991</th> <th>2001</th> <th>2006</th> <th>2011</th> <th>2016</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全数</td> <td>15,584</td> <td>10,578</td> <td>9,430</td> <td>8,404</td> <td>7,458</td> </tr> <tr> <td>1億円以下の割合</td> <td></td> <td>63.9%</td> <td>66.6%</td> <td>66.5%</td> <td>56.5%</td> </tr> </tbody> </table> 	年	1991	2001	2006	2011	2016	全数	15,584	10,578	9,430	8,404	7,458	1億円以下の割合		63.9%	66.6%	66.5%	56.5%
年	1991	2001	2006	2011	2016														
全数	15,584	10,578	9,430	8,404	7,458														
1億円以下の割合		63.9%	66.6%	66.5%	56.5%														
事例③	<ul style="list-style-type: none"> 全従業員数の内71.7%は100人未満企業 出典:「H28経済センサス」(総務・経産省) <ul style="list-style-type: none"> 中堅大企業(100人以上)→大動脈的浸透 (普及促進→低) (16.1百万人) 中小企業(100人未満) →毛細管的浸透 (普及促進→高) (40.8百万人) 																		

CW法と業界団体の今後期待される展開

CWA	<ul style="list-style-type: none">「登録数の拡大」から「国際基準のDDSの開発等と証明の信頼性の向上」
見直し	<ul style="list-style-type: none">第一種木材関連事業者の川上範囲の拡大<ul style="list-style-type: none">国内素材生産業者までサプライチェーンを遡及、国際的基準のDDSの導入第二種木材関連事業者の役割の簡素化<ul style="list-style-type: none">例外の無いトレーサビリティの確保と簡素化・合理化DDSと監査・監督団体や具体的監査内容等を定め、証明の信頼性の向上を図る
登録実施機関等	<ul style="list-style-type: none">DDSの明確化と監査を実施する役割はどこが相応しいか？<ul style="list-style-type: none">登録実施機関等に監督団体の役割を追加するか？EMS認証機関か？監査先は、個別事業者・CW法の証明に活用できる認定団体の認定事業者等(例)新築住宅における性能評価機関と瑕疵保険機関の関係を参考にする
業界団体等	<ul style="list-style-type: none">大企業の単独での取組能力を<u>中小事業者が活用できる業界団体の役割期待</u><ul style="list-style-type: none">MemberへのDDSのプロモーション、コンサルテーション、研修等第三者機関との提携・活用した監査で大企業と同様の信頼性の向上を図る(例)団体での監査の適合は、CW法登録木材関連事業者と同等とする

業界向けセミナー 木材調達の「デューティリジエンス」～クリーンウッド法とヨーロッパの先進事例

EU木材規制の取組とクリーンウッド法 ー日本製紙連合会の事例よりー

主催：一般財団法人 林業経済研究所

日時：令和元年（2020年）2月17日（月）

場所：大阪市立青年センター Koko Plaza

一般財団法人・林業経済研究所 フェロー研究員 上河潔

kamikawa@jafee.or.jp

—目次—

1. FOREST TRENDSによるEU木材規制視察の概要
2. クリーンウッド法の概要
3. 日本製紙連合会の違法伐採対策
4. クリーンウッド法の今後の展開

1. FOREST TRENDSによるEU木材規制視察の概要

視察団の構成

令和元年7月20日から28日にかけて、NPO法人のFOREST TRENDSが主催する欧州木材規制（以下「EUTR」という。）視察団に参加して、英国のロンドンとチェコ共和国のプラハを訪問。参加者は、私の外に木材業界団体やクリーンウッド法の登録実施機関の関係者を加えて総勢6名。FOREST TRENDSからは、シニアアドバイザーの粕井まり氏の外に現地のスタッフや通訳など3名の総勢4名が同行。

坂本 龍二
金井 誠
上河 潔
平松 秀仁
野村 隆
柳澤 衛

公益財団法人日本合板検査会 登録部長兼調査広報課長
日本合板商業組合 常務理事・事務局長
一般財団法人林業経済研究所 フェロー研究員
一般社団法人全国木材組合連合会 企画部主査
一般社団法人日本家具産業振興会
一般財団法人日本ガス機器検査協会 環境検査室長

粕井 まり
ZOE KENNEDY
外2名

FOREST TRENDS シニアアドバイザー
FOREST TRENDS

FOREST TRENDS

- ・ FOREST TRENDSは、米国ワシントンDCに本部を置くNPO法人で、1996年に創設。

- ・ 森林産業界、慈善団体、環境NGOなどをメンバーとして、森林の環境保護に関係するステークホルダー間の協働を促進するとともに、森林・木材関係者に森林の環境保護に関する情報を提供したり、森林産業の新たなバリューチェーンの構築にも取り組んでいる。

- ・ 違法伐採問題についても、従来から積極的に関与してきており、特に、2012年以来、チャタムハウス（英国王立国際問題研究所）と共催で、EU加盟国のEUTR担当者や米国のレイシー法担当者と連携して、TREE(Timber Regulation Enforcement Exchange)という政府関係者の会議を半年ごとに開催。最近は欧米以外にも参加国を拡げており、日本の林野庁のクリーンウッド法担当者も参加。

- ・ 世界各国の違法伐採対策のハーモナイゼーションに取り組んでいるFOREST TRENDSは、日本のクリーンウッド法が、デューティリジエンス（以下「DD」という。）の実施や企業登録が任意であり、罰則も緩いことを問題視。

- ・ 今回の視察については、日本の業界関係者にEUTRの実施状況を直に見てもらうことで、日本のクリーンウッド法を始めとする違法伐採対策の一層の強化を図ってもらうことが大きな目的。



EUの違法伐採対策

- ・違法伐採問題に対する先進国の取り組みは、2005年7月に英国のグリーンイーグルズで開催されたG8首脳会談の合意により本格化。
- ・日本では2006年にグリーン購入法の基準が改正され、政府調達において違法伐採木材の使用が禁止されたのに続いて、2008年には米国のレイシー法、2010年にはEUのEU木材規制（EUTR）、2012年にはオーストラリアの違法伐採禁止法、そして2016年には日本のクリーンウッド法と次々に規制が強化。
- ・EUについてはEUTRがよく知られてるが、これは2003年から開始された総合的な違法伐採対策（EU-FLEGT）の一環の需要サイドからの取り組みとして実施されているもの。
- ・供給サイドの取り組みとしては、EUが発展途上国との間でVPA（Voluntary Partnership Agreement）を締結して、違法伐採対策の取り組みに対する支援を行い、木材生産国が責任をもって合法性を確認できた木材については、FLEGT材としてDD無しでEUに輸入できる仕組みが構築されている。（VPAを締結している国は7か国。締結交渉中が8か国。FLEGT材を輸出できている国はインドネシアのみ。）



EU木材規制(EUTR)の概要

・EUTRは、EU市場に持ち込まれる木材、木製品については全て合法なものであることのDDの実施による確認をEU加盟国に義務付けるもので、再生材、ラタン、竹、印刷物、FLEGT材、CITES材は対象外。

・EUTRにおいては、そのプレイヤーは大きく分けて4つ。

① **Competent Authority** (以下「CA」という。): EU加盟国政府においてEUTRを担当する官庁で、取り締まり等違法伐採対策の運用に携わる。

② **Monitoring Organization** (以下「MO」という。): 監督団体といわれ、EUから認定を受けた団体で、現在13団体。EUTRに即したDDシステム(以下「DDS」という。)を有しており、自らのDDSを管理し、定期的に評価して事業者を提供。

③ **Operator** (以下「OP」という。): EU市場に最初に木材、木材製品を持ち込む事業者(輸入業者や木材加工業者)で、取り扱う木材、木材製品について伐採地まで遡ってDDを実施し、合法性を確認しなければならない。

④ **Trader** (以下「TR」という。): OPから木材、木製品を購入する事業者で、DDを行う必要はないが、OPについてのトレーサビリティを確保しなければならない。そして、その記録は少なくとも5年間は保存しなくてはならない。

Tradelink社 (OP)



Robbie Weich氏 (左奥)

Tradelink社の事務所



- ・ Tradelink Groupは、英国のロンドンに本社がある、木質建築資材（フローリング、デッキ材、内装材等）の輸入を主要業務にしている企業で、EUTRにおいてはOPにあたり、DDを実施する義務がある。

- ・ 日本にはブラジルのイペ材を輸出した実績がある。

- ・ 北米、ヨーロッパ、中国などに販売事務所があり、南米、北米、マレーシア、シンガポール、中国に調達事務所がある。また、ブラジルのベレンには直営の加工工場を有している。

- ・ 今回の訪問では、CEOのHerman Shey氏とCompliance OfficerのRobbie Weich氏が対応。

- ・ Tradelink社は、2010年のEUTRの制定以前から、製品の合法確認のトレーサビリティについて、NGOからの指摘も踏まえた先進的な取り組みを行っており、EUTRによって義務化されたDDにも抵抗なく対応できた。

- ・特にブラジルから広葉樹製品を輸入する際のDDの概要に焦点を当てて説明。

- ・DDを行うにあたっては、情報収集、リスク評価、リスク緩和措置の3段階で行うが、①サプライヤーについての情報をしっかりと把握し、長期的なビジネス関係を構築する、②関連する法令をよく理解する、③現地の人的リソースを活用する、④トレーサビリティの記録と保管をしっかりと行うということが重要。

- ・リスク確認はすべて購入前に行い、加工を行わない卸業者などからは一切購入しないで、現地サプライヤーとのコンタクトはハイレベルの経営陣のみが行うという方針。

- ・ステークホルダーとの対話を重視し、WWF、Greenpeace、Global Witness、EIAなどの環境NGOとも定期的に情報交換。

- ・樹種、伐採地域、数量等のトレーサビリティは書類ベースで行うが、現地スタッフを活用した月1回のペースでの現地監査も行っている。

- ・このようなDDを行ってきた結果として、サプライヤーの数が70%に減少し、認証材の割合が2倍となり、サプライチェーンの簡素化が図られた。

- ・最近、QRコードやジオタグ（Geo Tag）、レーザー計測などの最新技術の応用も進めている。

- ・森林所有者やブラジル政府の持っているドローンからの位置情報が入手可能になっており、伐採地点（切り株）と丸太の照合が可能になるとともに、輸送中の情報もトレース可能になっている。これにより、トラックのナンバープレートの写真と輸送車のリストとの照合も可能になった。

- ・伐採個所を特定するための安定同位体比による木材の産地識別法（以下「アイソトープ法」という。）も開発されており、その活用も考えている。

このような取り組みは大変にコストと時間もかかり、その分を価格に転嫁したいが、実際には不可能。企業の信頼性を確保するための必要経費と考えていると強調。

- ・非常に先進的な取り組みだが、日本の製紙会社が取組んできた違法伐採対策と共通点がかなり多い。

・ NEPConのSenior ManagerのSarah Hickman氏から組織の概要と業務内容について説明を受けた。

・ NEPcon、(Nature Economy and People connected) は、25年前に設立された世界的な環境NPOで、ヨーロッパ、ロシア、アジア、豪州、アフリカ、北米、中南米の34か国に25の地区事務所と216名のスタッフを有している。

・ 主要な業務は、持続可能な土地利用と責任ある林産品の調達を推進することで、木材、牛肉、大豆、パーム油に関するリスク評価を行うとともに、FSCやPEFCなどの森林認証、木材合法性証明、持続可能なバイオマスの認証(SBP)、持続可能なパーム油の認証(RSPO)などのサービスを実施。

・ EUからEUTRのMOに認定されており、EUTRに即したDDSをEUTRのOP(輸入業者や木材加工業者)に提供。その活動範囲はEU全加盟国。MOは法人格を有し、監査能力があり、第三者的機関でなければならない。また、MOは2年毎に本部がある国のCAから監査。

・ NEPConからDDSを供与されたOPについては、NEPConが毎年度監査。さらにNEPConは、DDSを正しく運用しているオペレーターに対する認証サービス(木材合法性証明: Legal Source Certified)も実施。

・ EUTRにおいてOPがDDSを的確に実施できるのは、MOによるコンサルティングと監査が大きな役割。

NEPcon (MO)



欧州木材貿易連盟 (TTF)とThe Soil Association

- ・ Timber Trade Federation (以下「TTF」という。)のHead of SustainabilityのXiao M氏とThe Soil Association (以下「SA」という。)のCertification ManagerのAndrew Grundy氏を訪問。

- ・ TTFは、英国の木材輸入業者の業界団体で、国内外に195社の会員が所属。SAは、持続可能な農産品やFSCなどの林産品の認証等を行っているNPO法人で、EUからEUTRのMOとしても認定されており、その活動範囲はEU全加盟国。

- ・ TTFは、EUTRに適合したDDSを会員企業が構築するためのガイダンスとなるResponsible Purchasing Policy (以下「RPP」という。)を策定。このRPPを策定するにあたっては、MOであるSAが支援。

- ・ TTFの会員企業がRPPに即して自社のDDSを構築し、SAの監査を受けている。なお、MOとしてSAの指導や監査を受けるかどうかは任意。

・日本のクリーンウッド法においては、個々の企業が、個々に合法証明システムを構築するとともに、直接に登録実施機関に登録することになっており、業界団体の役割が全く位置付けられていない。その意味で、EUTRにおいてTTFのような業界団体が果たしている役割は大変に参考になる。

・さらに、TTFは、企業倫理に関する行動指針（Code of Conducts）を策定するとともに、英国の現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）に関する行動指針を策定するなど、会員企業のより一層のレベルアップにも努めている。

・現在、最も大きな関心は、英国のEU離脱（Brexit）により、EUTRの規制がどのようになるかということ。英国としてEUTRとほぼ同じ規制内容を持ったUKTR(英国木材規制)を制定する方向で動いており、違法伐採対策に変化はないと想定されている。

・英国の木材、木材製品はEU諸国を經由して輸入されており、多くの会員企業はOPではなくTRであり、DDSを行う義務がなかったが、EU離脱後は、そのままではOPとなってしまうことが大きな懸念事項。



(Xiao Ma氏)



(Andrew Grundy氏)

Kew GardenとAgroIsolab社

・世界最大の植物園であるKew Gardenを訪問し、植物園の木材研究のリーダーであるPeter Gasson氏とAgroIsolab社の社長であるRoger Young氏を訪問。

・Gasson氏からは、木材の産地識別の伝統的な手法である木材組織の顕微鏡的解析、木材抽出成分の化学分類学的手法などについて、AgroIsolab社のYoung氏が最近、違法伐採対策の最新手法として注目されているアイソトープ法について説明を受けた。

・近年、ワシントン条約（CITES）により絶滅の恐れがあるとされる希少な木材（ローズウッド、モンゴルブナなど）が、違う樹種であると申告されるとともに、合板などで単板を複合することにより隠蔽されて輸入されるケースが増えてきている。

・明確に樹種が異なっていることとか、伐採禁止地区外で採取されたことを証明するために、従来は農産品の産地識別技術として用いられていたH、O、N、Cなどの無機元素の同位体比を用いるアイソトープ法が有効であることが認められ、EUFRにおける合法性の確認手段として用いられるようになってきた。

・アイソトープ法の検査にかかる費用は、税関や研究所などの公共機関については350ドル、民間企業については600ドル。

・この方法によると、現在輸入されている合板について、申告されている樹種名のうち30%が誤りであることが判明している。この方法を用いるためには、少なくとも40%のサンプルを収集し、その結果を報告する必要がある。Young氏からは、この方法は、日本でも普及したいので、森林総合研究所を始めとする日本政府の支援も得たいとの申し出があった。



(Roger Young氏)



(Peter Gasson氏の研究室)

英国製品・安全基準局（CA）

・英国のEUTRの管轄官庁CAである製品・安全基準局（The Office of Product Safety and Standards）のMr. Adrian Hawkes氏とMr. Bhaven Bhatt氏から、CAが行っているEUTRの執行状況について説明を受けた。

・製品・安全基準局でEUTRの執行に携わっている職員は専任が4人で、専任ではない上司が1人という極めて少数精鋭の体制。実際の施行にあたっては、関係官庁の協力関係がある。

・MOの監査は2年に1回。また、OPの違法行為の取り締まりについては、基本的に、違法行為に関する情報収集はNGOからの指摘や通報がほとんど。

・税関とは緊密な協力関係にあり、日本とは異なり、情報も共有。違法行為が認められれば、まず①告知（Working Letter）。さらに必要があれば②是正措置（Notice of Remedial Action）の通知、それでも改善が見られない場合には③処罰（Prosecution）が課せられる。処罰の内容は、無制限の罰金又は2年以内の懲役。

・この措置に対してOPが不服な場合は、不服申し立て措置がないため、裁判所に訴訟手続きをするしかない。実際にEU域内ではEUTRの処罰に対して多くの裁判。

・また、CAは、無作為に立ち入り検査を行う権限を有してはいるが、英国では行っていない。ただし、国によっては、毎年一定数のOPに対して抜き打ち検査を行っている。

・いずれにしても、税関を始めとする関係官庁との緊密な連携と環境NGOとの協力関係により、極めて少人数で効率的にEUTRの取り締まりを執行しているのが印象的であった。



(Adrian Hawkes氏)

PERI社 (OP)

・英国の視察を終えた後にチェコ共和国のプラハに移動。現地での視察には、チェコ共和国のEUTRのCAであるチェコ森林管理研究所 (Czech Forest Management Institute (以下「CFMI」という。)) のMr. Jan DoubalとMs. Pavla Slavickovaが同行。

・CFMIでEUTRの施行に携わっている職員は8名。チェコ共和国内のOPは20社に過ぎない。

・最初に訪問したPERIはドイツに本社があり、世界各国に子会社がある型枠工事会社。そのチェコ共和国の子会社の合板部長 (Head of Panel Division) のMiroslav Machac氏からPERI社のDDSの概要について説明。

・PERIのチェコ子会社は、その売り上げの73%が型枠工事の施工で、27%が型枠合板の販売。型枠合板の輸入先は、ラトビア、スロバキア、ポーランド、中国、ベトナム、ブラジル、ウクライナ、ロシアと多岐にわたっている。

・ヨーロッパ諸国の型枠合板の樹種は、カバやモミ、中国やベトナムについてはユーカリ。

・ドイツの本社が直接輸入 (商流) しているものについては、本社がDD。このため、チェコ子会社がEUTRのDDを行うのは、ウクライナやロシアから直接購入しているものに限られる。



(Pavla Slavickova氏とJan Doubal氏)



(Miroslav Machac氏)

- ・サプライヤーとは合法性確認の協約 (Legality Assignment) を結び、違法な木材を使用しないという自己宣言をしてもらっている。

- ・リスク評価にあたっては、FSCやPEFCの森林認証を活用。また、政府発行の合法証明書や第三者機関による合法証明書なども使用。

- ・特に樹種と伐採地域の情報は必ず入手するとともに、チェコ子会社の職員が現地調査を行い、サプライヤーを監査。

- ・このような手続きは、現在日本の製紙会社が行っているDDと非常によく類似。

- ・なお、CFMIの職員からは、FSCやPEFCなどの森林認証は、CoCで直前の合法性の確認はできるものの、それから遡るトレーサビリティが確保できないので、EUTRのDDSの代替とはならないという説明があった。

また、CAのEUTRに関する捜査権は、あくまで国内に限定されるものの、EU加盟国のCA間では緊密な協力が行われており、場合によってはインターポールによる摘発が行われることもある。

Eeyelevel社 (OP)

・最後に、プラハに本社がある店舗の内装や展示を手掛けるEyelevel社を訪問。Supply Chain ExecutiveのMilan Skrdieta氏から説明を受けた。

・Eyelevel社は、米国のポートランド市や中国の廈門市など世界各地に14の支店があり、360人の職員が働いている。

・顧客には、スターバックス、ナイキ、アテイダス、ノースフェイス、パタゴニアなど世界的に著名なブランドがある。

・店舗の内装や展示には、鉄やプラスチックなど数多くの素材が用いられるが、最近の自然志向で合板やパーティクルボードなどの木材の仕様も増えており、EUTRに対する対応も重要な課題。

Eyelevel社のDDSも、PERI社と同様に、サプライヤーの自己宣言、樹種や伐採地域の情報、森林認証の有無などに加えて、現地確認やサプライヤーの監査を行うとともに、必要があれば、リスク緩和措置として追加情報の収集を行うというもの。

・世界中から木材製品を輸入しているため、そのサプライチェーン・マネージメントをしっかりと確立しており、それを管理する情報システムもしっかりと整備。



(Eyelevel社の本社ビル)



(Milan Skrdieta氏 (左))

今回の視察報告の概要

- EUTRは、EU加盟国がそれぞれの国内法において、その執行体制を構築しているが、その運用においては、英国は非常に進んでいるが、チェコ共和国はまだそれほどではないなど温度差がある。
- EUTRのCAは、少ない人数で効率的に取り締まりを実行している。情報収集において税関などの関係官庁やNGOとの緊密な協力体制があることが大きい。
- EUTRのMOは、OPに対してEUTRに即したDDSを供給するとともに、その運用を監査するなど、EUTRの円滑な執行に大きな役割を果たしている。ただし、OPがMOを利用するかどうかは任意である。
- TTFのような業界団体が、MOの協力の下で会員企業に独自のDDSを提供するなど、EUTRの運用を支援している事例がある。
- EUTRのOPが行っているDDSは、情報収集、リスク評価、リスク緩和の3段階で行われているが、樹種や伐採地域などのトレーサビリティの確保、森林認証の活用、サプライヤーの自己宣言、現地調査、サプライヤーの監査など、日本の製紙会社が行っているクリーンウッド法のDDSと類似している。
- EUTRのOPは、DDSの実施など大きな義務を負っているが、TRは直前のトレーサビリティを確保するだけでいいなど負担は少ない。
- EUTRのCAは、違法伐採木材の摘発のために、アイソトープ法などの最新科学技術の活用に取り組み始めている。

2. クリーンウッド法の概要

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案

定義

- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

主務大臣

- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

◎国の責務[4条]

- ・必要な資金の確保
- ・情報の収集及び提供
- ・登録制度の周知
- ・事業者及び国民の理解を深める措置等

◎適切な連携[31条]

◎国際協力の推進[32条]

事業者

◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

- ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。
※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

※ 施行日：公布の日から起算して1年を経過した日

法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

そのために

事業者は

- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス、リスク評価等))を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

そのために

国は

- 違法伐採のリスクに関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

法に基づき木材関連事業者が取り組む主な内容

木材関連事業者が取り組むべき措置

取り扱う木材等の合法性の確認等を行い、合法伐採木材等を利用するよう努める

確認の対象となる木材等

グリーン購入法の対象物品をベースに制度運用を開始し、今後、他の木材・木材製品へ対象物品を拡大

確認のしかた

川上の木材関連事業者(輸入業者、丸太搬入業者等)
⇒樹種・伐採地、証明書等の確認及び情報等を踏まえたリスク評価等(DD)を実施

川下の木材関連事業者(製紙業者、家具業者、建築業者、流通業者等)
⇒取引先からの証明書等の確認(DD)を実施

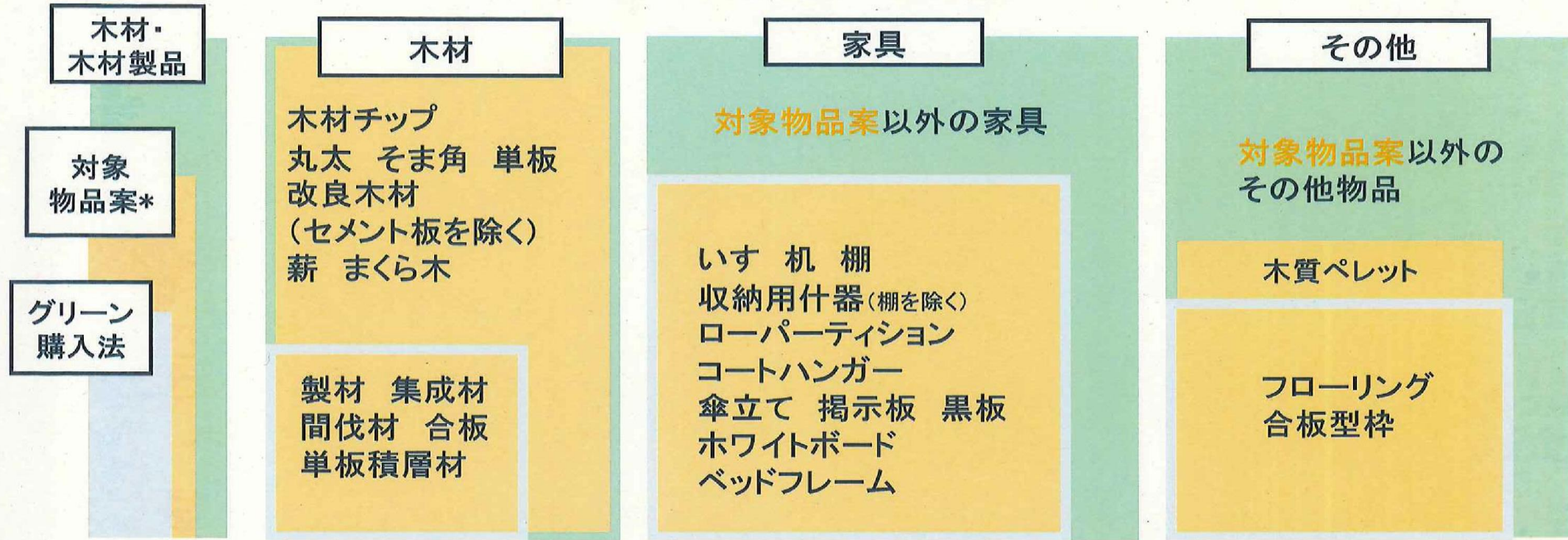
登録のしかた

川上の事業者⇒事業者全体を登録

川下の業者⇒部門・部材・製品ごとの登録(登録範囲等の拡大に努める)

合法伐採木材等の流通利用の促進

対象物品【2条1項関係】

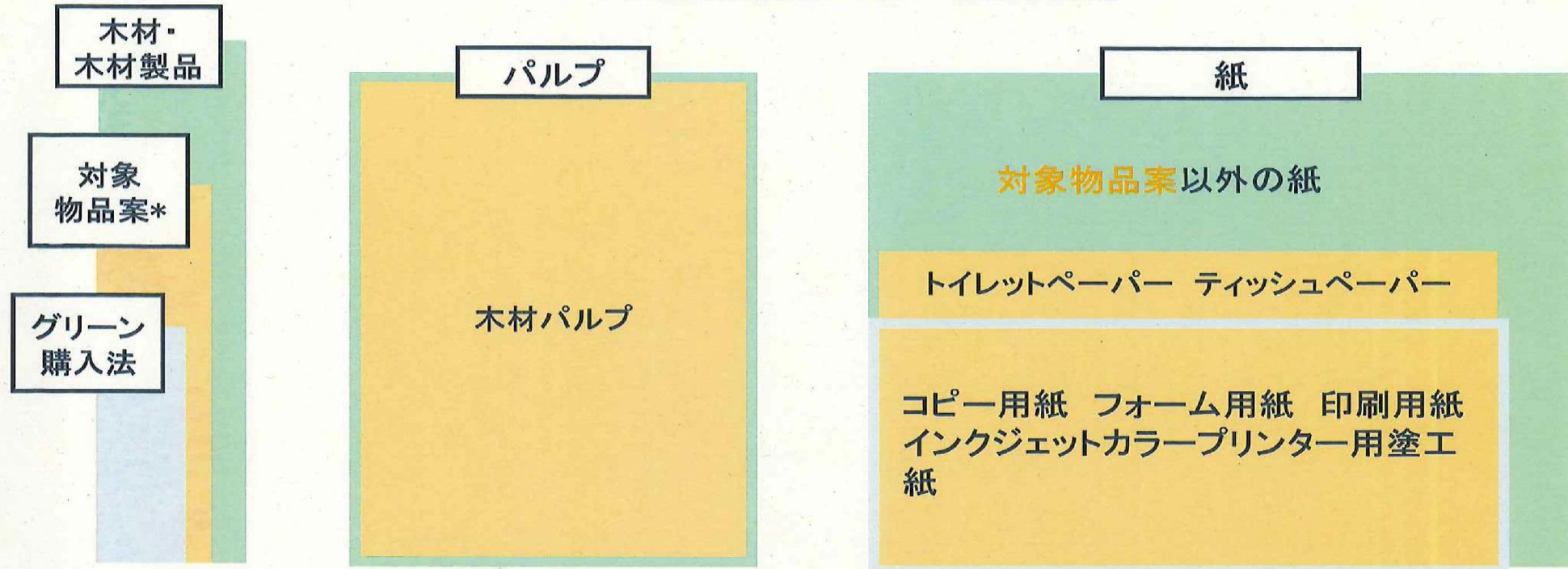


2条1項

この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

* 今後、法の施行状況、諸外国の制度を踏まえて、対象物品を拡大

対象物品【2条1項関係】

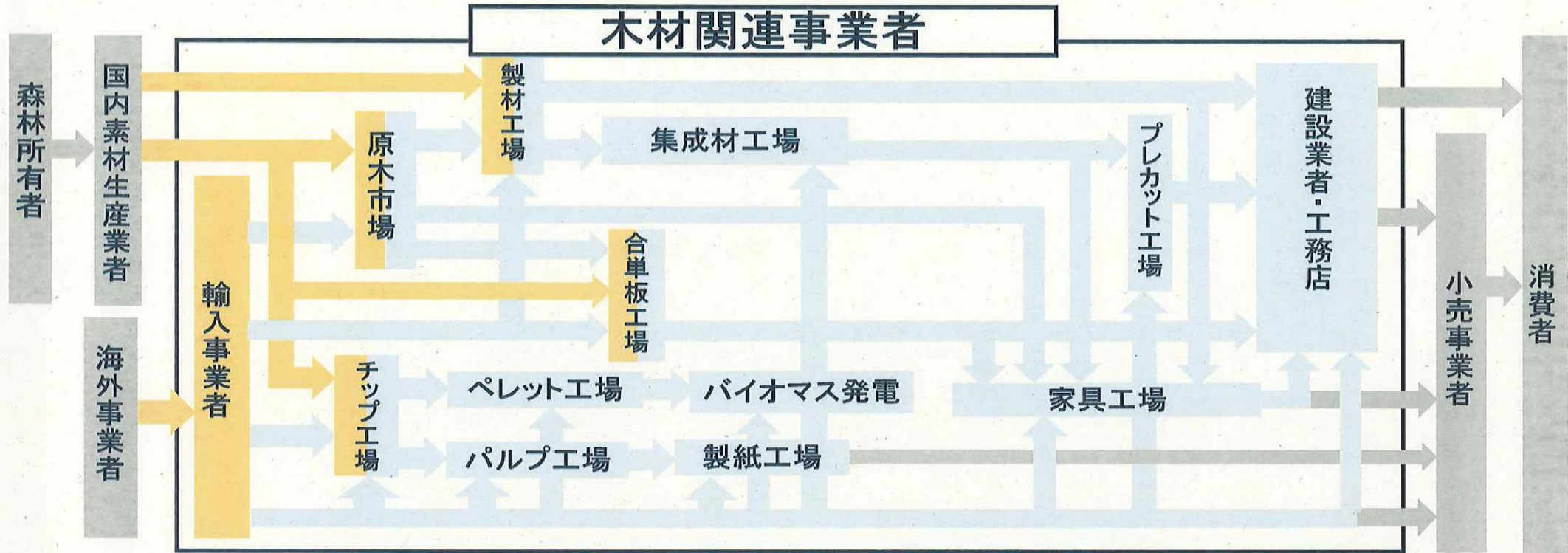


2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

* 今後、法の施行状況、諸外国の制度を踏まえて、対象物品を拡大

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】

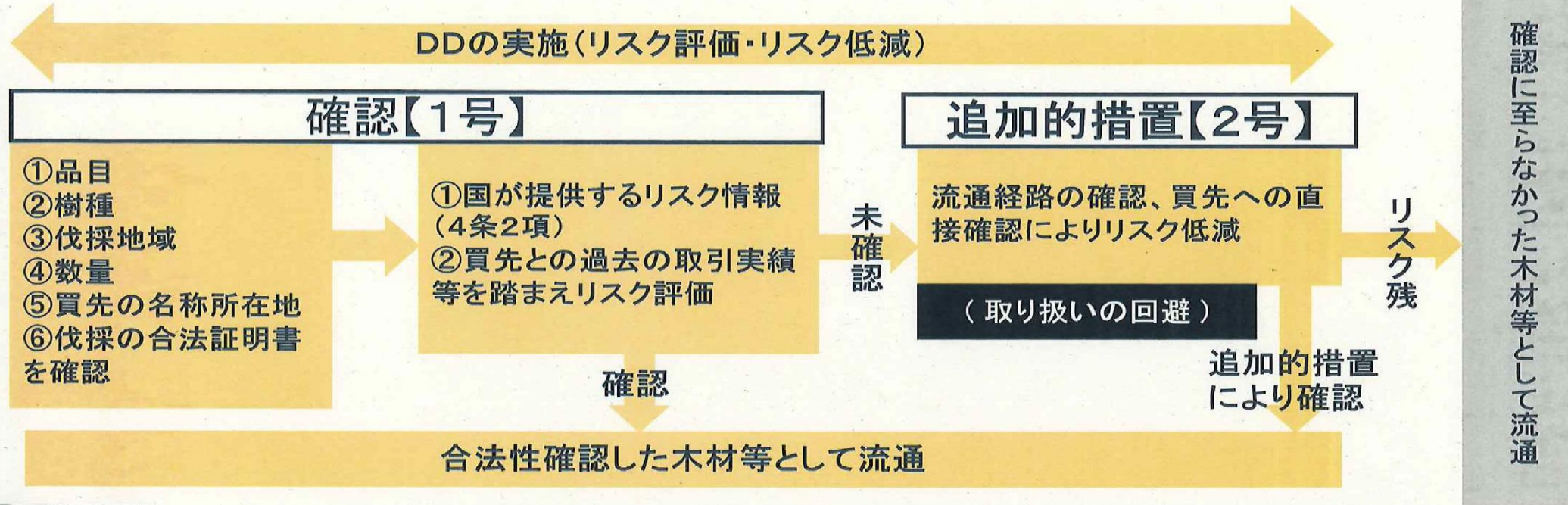


※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもの
 ※本イメージ図では木材等の輸出事業者は省略

2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

合法性確認の方法(川上)【6条1項関係】



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

合法性確認の方法(川下)【6条1項関係】

DDの実施(リスク評価)

確認【1号】

買先が発行する証明書(6条1項3号)を確認し、リスク評価

未確認

追加的措置
【2号】なし

確認

合法性確認した木材等として流通

確認に至らなかった木材等として流通

6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

登録する事業の範囲【9条1項関係】

事業者単位
(株式会社〇〇)

事業所・部門単位
(〇〇事業部、〇〇グループ)

部材・製品単位
(〇〇材、〇〇シリーズ)

9条1項

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)

2016年5月20日制定

2017年5月20日施行

1. 定義

木材等： 木材及び木材を加工し、又はこれを主たる原料として製造して得た紙、家具等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く）

合法伐採木材等： 我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材等

木材関連事業者： 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く）をする事業者であって主務省令で定めるもの

2. 国の責務

国は基本方針を策定するとともに、資金の確保、情報の提供、国民の理解の促進のための措置を講ずるよう努める。

3. 事業者の責務

事業者は、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

4. 合法性の判断の基準

主務大臣は、事業者が合法性の確認にあたっての判断基準を定める。

5. 国の指導及び助言

主務大臣は、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について、木材関連事業者等に対して指導及び助言をすることができる。

6. 木材関連事業者の登録

合法伐採木材等の利用に努めている木材関連事業者は、登録実施機関に登録することができる。登録に違反があった場合は登録を抹消するとともに氏名を公表する。

7. 国の報告徴収及び立ち入り検査

主務大臣は、合法伐採木材の利用の確保について、木材関連事業者等から報告聴取するとともに、工場等に立ち入り、帳簿等を検査することができる。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の問題点

1. グリーン購入法は政府調達にのみ合法性の確保が求められていたが、本法ではすべての木材及び木材製品について合法性の確認が求められるようになったことは評価できる。
2. 合法伐採木材の利用の確保は木材関連事業者の努力義務であり必須ではない。このため、努力義務を怠っても罰則はない。
3. 主務大臣は、合法伐採木材の利用について、木材関連事業者を指導・助言することをできるが、それ以上の強制力はない。また、従わなくても罰則がない。
4. 合法伐採木材の利用の確保に努めている木材関連事業者は登録することができるが、必須ではない。ただし、登録事業者については、違反があれば登録の抹消及び氏名公表の罰則がある。
5. 登録事業者は登録事項を守らなければ罰則があるのに対して、無登録事業者は、何の罰則もない。
6. 主務大臣は、合法伐採木材の利用について、木材関連事業者から報告を聴取できるとともに、立ち入り検査を行うことができるが、不正行為があったとしても、それに対する罰則がない。
7. 木材関連事業者の数が膨大なため、ほぼ全ての事業者が登録することは極めて難しいが、ほぼ全ての事業者が登録しなければ、登録制度により合法伐採木材の利用を確保することは困難である。

登録実施機関一覧

登録実施機関名	登録実施事務の対象		登録実施事務を行う事務所の所在地	問い合わせ先 (電話番号)	登録年月日
	対象事業	事業の別			
公益財団法人日本合板検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	1. 本部：東京都港区西新橋3-13-3 2. 北海道検査所：北海道札幌市白石区中央三条3-6-25 3. 東北検査所：岩手県盛岡市みだけ1-5-49 4. 東京検査所：埼玉県草加市谷塚2-11-33 5. 名古屋検査所：愛知県名古屋市中村区烏森町6-117 6. 大阪検査所：大阪府大阪市住之江区平林北2-2-8 7. 中国検査所：島根県松江市学園1-9-8 8. 九州検査所：福岡県北九州市門司区西海岸3-1-38	03-5776-2680	平成29年10月17日
公益財団法人日本住宅・木材技術センター	第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業（(2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。） (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業	東京都江東区新砂3-4-2	03-5653-7662	平成29年10月17日
一般財団法人日本ガス機器検査協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都港区赤坂1-4-10	03-3586-1686	平成29年10月17日
一般社団法人日本森林技術協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木質バイオマスを用いた発電事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、地域等は国産材とする。（ただし、品揃え等のため、取り扱う木材の量の過半が国産材である場合に限って南洋材及び北洋材以外の木材を取り扱う場合等は対象とする。）	東京都千代田区六番町7	03-3261-9111 又は 03-3261-9112	平成29年10月17日
一般財団法人建材試験センター	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	03-3808-1124	平成29年10月17日
一般社団法人北海道林産物検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 (北海道内に本社を有する者が行うものに限る。)	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	北海道札幌市中央区北三条西7-1-5	011-251-7830	平成30年11月27日

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者数

2019年11月現在

登録実施機関		登録木材関連事業者数
公益財団法人	日本合板検査会	196
公益財団法人	日本住宅・木材技術センター	62
一般財団法人	日本ガス機器検査協会	54
一般社団法人	日本森林技術協会	57
一般財団法人	建材試験センター	11
一般社団法人	北海道林産物検査会	14
総計		394

3. 日本製紙連合会の違法伐採対策

合法性確認のための林野庁のガイドライン

- グリーン購入法の判断基準のために合法性を確認する方法として林野庁のガイドラインが示されている
- その中で合法性を確認する方法としては3つの方法が定められている
 - ①森林認証による方法
 - ②団体認定による方法
 - ③個別企業の独自の取組による方法
- 製紙業界は、③の個別企業の独自の取り組みによる方法で合法性を確認している

製紙業界の違法伐採対策

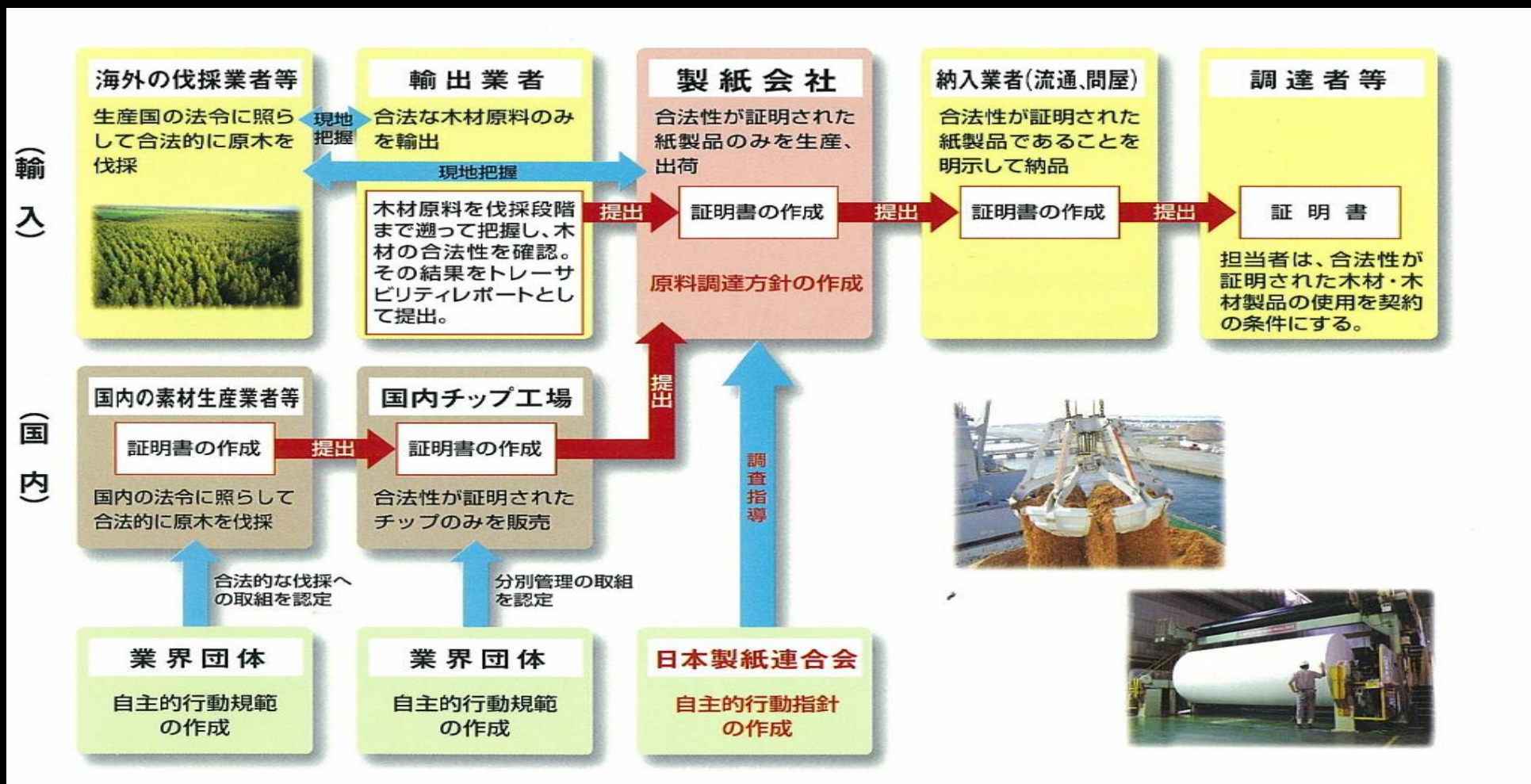
- 日本製紙連合会は、2006年3月に「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」を策定している
- 製紙業界は、2006年4月以降、林野庁のガイドラインの個別企業の独自の取組による方法に基づいて、使用する全ての木材原料について合法性を確認している
- その際、森林認証による方法や団体認定による方法を併用している。
- さらに、2007年4月からは、会員企業の独自の取組に客観性と信頼性を担保するために、「違法伐採対策モニタリング事業」を実施している

製紙企業の独自の取組

製紙各社の「個別企業の独自の取組」は、各社様々であるが、概ね共通して以下のような対応をとっている

- ・ 違法伐採木材を取り扱わない旨の原料調達方針を作成する
- ・ サプライヤーから違法伐採木材を取り扱わないという誓約書入手する
- ・ サプライヤーからトレーサビリティ・レポート入手するとともに現地確認を行う
- ・ 全量合法性を確認するので分別管理は行わない
- ・ 関係書類は最低5年間保管する
- ・ 毎年度の違法伐採対策の取組について日本製紙連合会の外部監査を受ける

製紙業界の違法伐採対（合法証明システム）



違法伐採対策モニタリング事業

- 会員企業の個別企業の独自な取り組みに、客観性と信頼性を担保するために、日本製紙連合会は「違法伐採対策モニタリング事業」を実施している
- この事業の中で、日本製紙連合会は毎年度、会員企業の独自の取組による違法伐採対策をモニタリングしている。
- その結果について、学識経験者、消費者団体、監査法人関係者等で構成される第3者委員会に報告し、監査を受けている。
- 毎年度の「違法伐採対策モニタリング事業」の実施結果については、日本製紙連合会のHPで公表している。

監査委員会委員

東京大学大学院名誉教授

永田 信氏

全日本文具協会

大沼 章浩氏

グリーン購入ネットワーク

深津 学治氏

筑波大学大学院准教授

立花 敏氏

あらた監査法人

野村 恭子氏

製紙業界の新たな違法伐採対策の検討

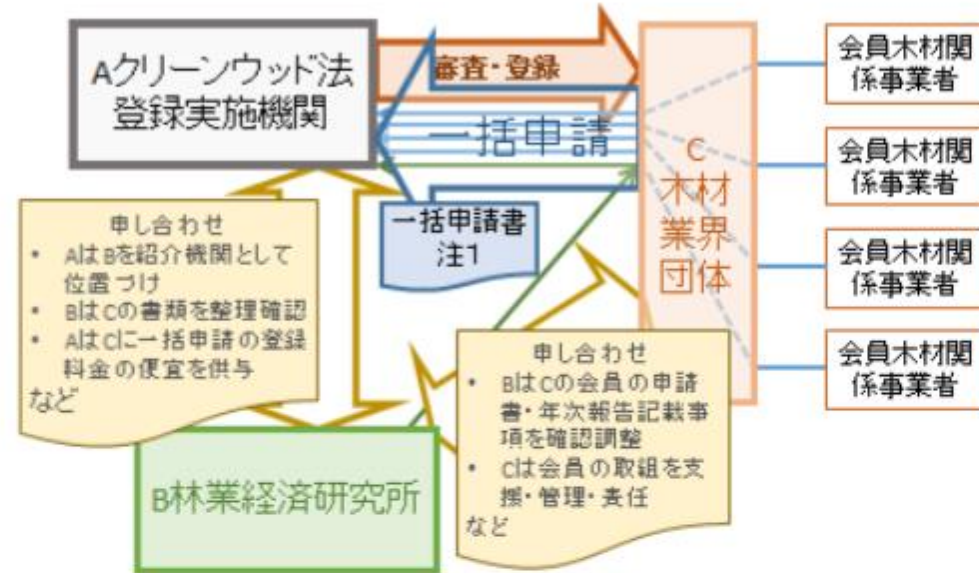
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下、クリーンウッド法という）が制定されたため、来年度以降、日本の木材関連業界は、DD（デューティリジェンシ）を行わなければならないこととなった。
- このような動きになることを想定して、日本製紙連合会は、平成26年度から海外産業植林センターに委託をして、「海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発」について調査を行ったところである。
- 平成27年度については、この委託調査の中で、ティープグリーンコンサルティング代表の粕井まり氏を委員長とする検討会を設けて、製紙業界の違法伐採対策のDDシステムマニュアルの策定を行った。
- このDDマニュアルについては、クリーンウッド法の要求事項を満足するのみならず、EUの木材規制法、豪州の違法伐採禁止法等で要求されているレベルをクリアすることを目指して策定された。
- 日本製紙連合会の会員企業は、クリーンウッド法に対応してこのDDシステムマニュアルによって合法性の確認を行うとともに、登録実施機関である一般社団法人日本ガス機器検査協会（JIA）（紹介機関は一般社団法人林業経済研究所）に、日本製紙連合会を通じて団体一括登録（30社）した。

日本製紙連合会 クリーンウッド 法一括登録申請 の登録決定企業 一覧(30社)

申請者名	申請種別	登録番号
OCMファイバートレーディング株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17006号
王子木材緑化株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17007号
王子グリーンリソース株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17008号
王子製紙株式会社	2種	JIA-CLW-II17009号
王子マテリア株式会社	2種	JIA-CLW-II17010号
王子エフテックス株式会社	2種	JIA-CLW-II17011号
王子イメージングメディア株式会社	2種	JIA-CLW-II17012号
王子ネビア株式会社	2種	JIA-CLW-II17013号
王子キノクロス株式会社	2種	JIA-CLW-II17014号
王子グリーンエナジー江別株式会社	2種	JIA-CLW-II17015号
王子グリーンエナジー日南株式会社	2種	JIA-CLW-II17016号
大阪製紙株式会社	2種	JIA-CLW-II17017号
大王製紙株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17018号
中越パルプ工業株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17019号
中越パルプ木材株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17020号
中越緑化株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17021号
特種東海製紙株式会社	2種	JIA-CLW-II17022号
新東海製紙株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17023号
日本製紙株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17024号
日本製紙クレシア株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II19002号
日本製紙パピリア株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II19001号
兵庫パルプ工業株式会社	2種	JIA-CLW-II17025号
北越コーポレーション株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17026号
北越東洋ファイバー株式会社	2種	JIA-CLW-II17027号
丸三製紙株式会社	2種	JIA-CLW-II17028号
丸住製紙株式会社	2種	JIA-CLW-II17029号
三菱製紙株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17030号
リンテック株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II18013号
レンゴー株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17031号
レンゴーペーパービジネス株式会社	1種、2種	JIA-CLW-1, II17032号

グリーンウッド法に係る登録実施機関と業界団体の連携事業
 (一財)林業経済研究所

目的:過去に実施した「合法木材のモニタリング促進事業」などの審積を踏まえ、木材事業者登録の普及に向けて、登録実施機関の業界団体による一括申請による登録などの推進を支援。



注1

登録実施機関代表者殿

〇〇業界団体責任者
 (一財)林業経済研究所
 理事長永田信

グリーンウッド法登録申請書
 (団体による一括申請)

〇〇業界団体(以下甲という)の会員である、以下のものは、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「法」という)第8条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたいので、甲を委任先として、一般財団法人林業経済研究所(以下乙という)を紹介機関として法第9条に規定に基づき、以下のとおり一括申請します。

グリーンウッド法における
 団体一括登録

日本製紙連合会
 林業経済研究所
 日本ガス機器検査協会
 (JIA)

日本製紙連合会の違法伐採対策デューティリジエンスツール

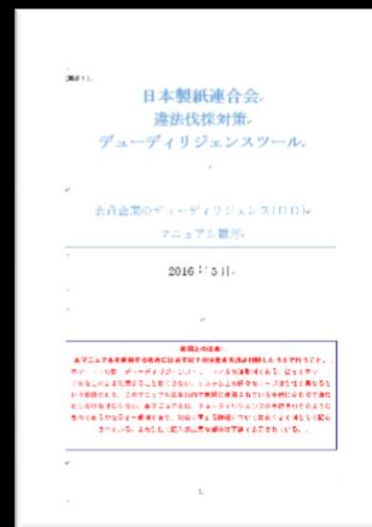
- 日本製紙連合会のDDシステムマニュアルは、EUの木材規制法に対応した欧州木材貿易連盟（ETTF）のDDシステムに準拠している。
- これにより、日本の合法木材利用促進法のDDのみならず、EUの木材規制法、豪州の違法伐採禁止法等のDDとしても通用するものとなっている。
- 基本的な構成は、①情報収集、②リスクアセスメント、③リスク緩和措置となっている。特に、情報収集については、現在実施している日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリング事業で実施しているトレーサビリティレポート等を活用している。
- 第三者による監査については、モニタリング事業の監査委員会による監査に加えて、クリーンウッド法によって定められている登録実施機関（JIA）による登録審査により対応することとしている。
- 策定以来3年を経て、新たな情勢の変化や最新の情報を踏まえて、改定する方向で現在検討中。

製紙業界の 取組 JPAの関連 ツール

2006年	違法伐採対策に対するJPAの行動指針
2006年	製紙業界の違法伐採対策
2007年	JPA違法伐採対策モニタリング事業
2012年	JPA環境行動計画
2014年	生物多様性保全に関するJPA行動指針
毎年	製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について

- チャタムハウスでの関係者ヒアリング
- NEPCon リーガルソース
- ヨーロッパ木材貿易連盟 (ETTF) マニュアル
- オーストラリア木材業界団体マニュアル
- Global Timber Forum (GTF) のドラフト提案
- Global Timber Forum ティレクターのチェック

マニュアルの参考



記録管理の手続き

DDにおけるすべての課程、要素について記録を取る

記録はデジタルでも紙ベースでもよいものとする

記録は最低5年保持する

DDの実行のために必要な記録文書としては、例として以下のようなものが挙げられる：

売買契約書

協定書

請求書

インボイス

トレーサビリティレポート

森林認証証書

団体認定書

合法証明書

内部監査報告書

第三者監査文書

現地確認報告書

リスクアセスメント

リスクアセスメントについては、「2015年度違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル」に基づいて実施する。

●輸入木材チップについて

<サプライヤーとの協定>

①サプライヤーと違法伐採木材は取扱わないという協定又は覚書を締結しているか
(1) 締結している (2) 締結していない

②上記の内容を定期的に、または取引単位ごとに納品書等で確認しているか
(1) 確認している (2) 確認していない

<トレーサビリティレポートの作成>

①サプライヤーはトレーサビリティレポートを提出しているか
(1) 提出している (2) 提出していない

②トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか
(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

③森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、再・未利用材の有効活用についての情報が述べられているか
(1) 全て述べられている (2) 一部述べられている
(3) 述べられていない (述べられている情報:)

④トレーサビリティレポートに、所有形態、輸出入港についての情報が記載されているか
(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

<製紙会社等によるサプライヤー及び伐採地域の確認>

①製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者は、違法伐採が行われていないことを確認するため、サプライヤー及び伐採地域を調査しているか。
(1) サプライヤー、伐採地域ともに調査している
(2) サプライヤーのみ調査している
(3) 伐採地域のみ調査している
(4) 調査していない

サプライチェーン情報の収集

情報収集は、トレーサビリティレポートにより、リスクアセスメントがきちんとできるレベルで行う。

・サプライチェーンに関する情報へのアクセス

サプライチェーンに関する情報が不足していることは、リスクを意味する。この場合リスク緩和措置を取る。

・情報更新・改変

サプライチェーンやサプライヤーに関する情報は、以下のタイミングで更新する。

- ・ 年に一回
- ・ サプライチェーンに変化があった場合

・情報のギャップに関する評価

リスクアセスメントの前に、サプライヤー情報は確認しておくこと。不足する情報について評価し、これを情報のギャップと考えること。

基本的に、以下の条件すべてが満たされる場合、リスクは無視できると考えてよい。

*ただし詳細は、欧州木材貿易連盟発行文書ETTF System for Due Diligenceを参照しつつ行う。

- a. 原産国は国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって木材貿易を禁止されていない
- b. サプライチェーン中に、証明された違法行為は全くない
- c. 原産国または樹種について違法性の蔓延は報告されていない
- d. サプライチェーン中には、特定することのできた企業のみ、限定的な数しか存在しない
- e. 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている
- f. 原産国の腐敗レベルが低い

森林認証木材、森林認証コントロールウッドの場合 FMレベルでのリスクを評価してリスクは無視できると考えられる。

認証・合法性証明木材の使用

認証済みの木材製品の場合には、各基準を欧米規制に適合したFSCまたはPEFCの相互認証制度であれば、各制度で定められる規定に従い実際の製品の認証が確認でき、さらにFM認証レベルで違法性に関する重大な問題が報告されていない場合、リスクは無視できるレベルとみなす。認証管理木材についても同様の扱いとする。

リスクアセスメントチェックリスト

リスクが無視できるレベルと特定できない場合、以下のチェックリストに従ってリスクアセスメントを行う。

European Timber Trade Federation(ETTF)のチェックリスト

リスクアセスメントを完結できるリスクのカテゴリー

認証状況

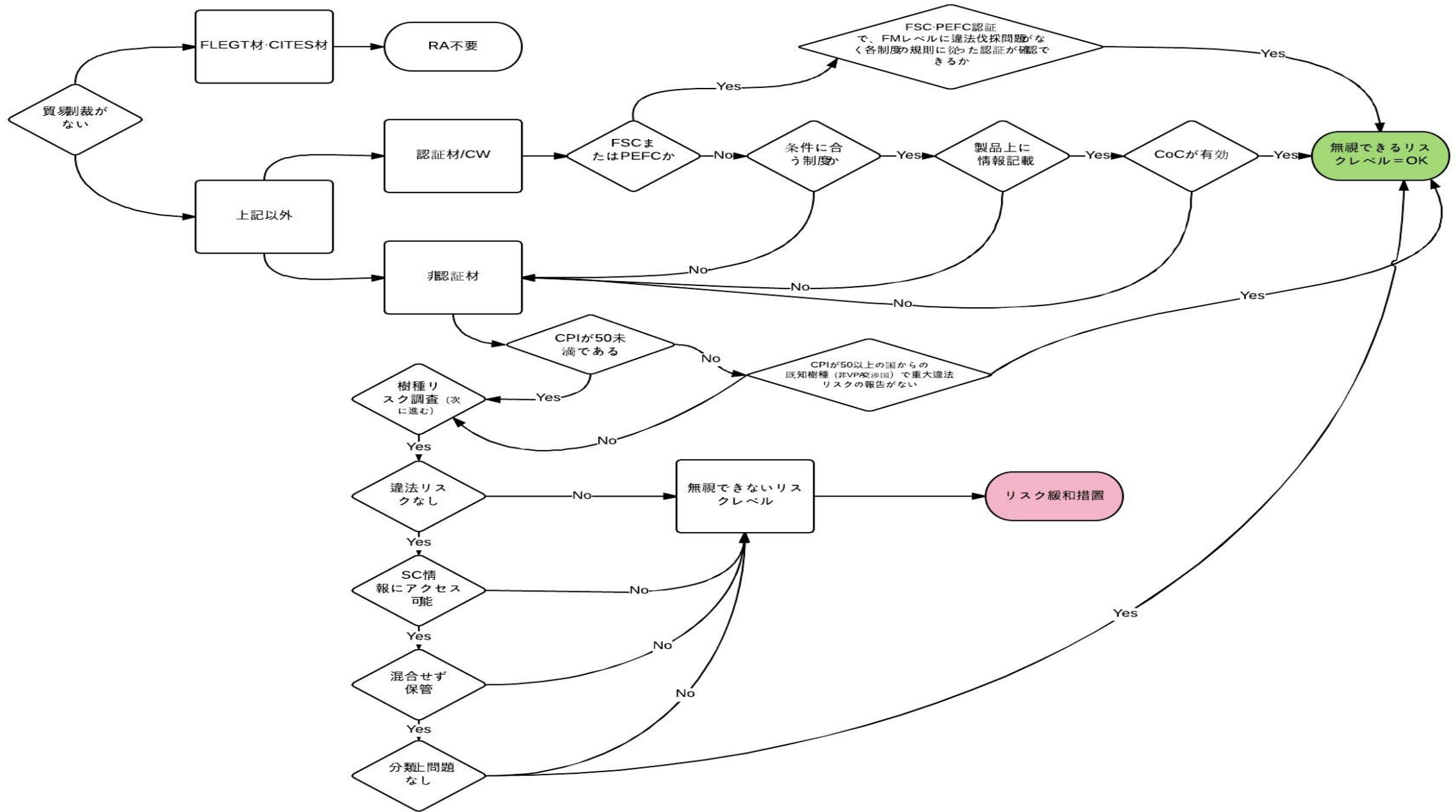
1. FLEGT(※)材か？
2. 国連安全保障理事会やEU理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？
3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか？
4. ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？
5. サプライヤーと製品の両方が、EU木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？
6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？
7. CoCがつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？

樹種のリスク
原産地リスク

8. 使用樹種に違法リスクがないか？
9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？
確認に使用する参考サイト：
 - ・ グローバルフォレストレジストリー (FSCのナショナルリスクアセスメントと連動) (随時更新)
<http://www.globalforestregistry.org/>
 - ・ トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数 (毎年更新)
<http://www.transparency.org/cpi2015>
 - ・ その他、研究機関、NGOなどの報告書

サプライチェーンのリスク

10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？
11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品 (原材料) と混ざったりすり替わったりしていないか？
12. 樹種、数量、品質の分類は、関連規制に従ってなされているか？



リスク緩和措置

リスクアセスメントの結果、リスクレベルが無視できないものであった場合、リスク緩和措置として以下の要素を含んだ手続きを踏む。どのような手続きを取るかはリスクの種類や程度、または第三者証明や代替製品があるか否かなど、様々な要素によって異なってくる。

1. 追加情報や文書の要請をする
2. 自社でサプライチェーン監査を行う
3. 第三者証明
4. 無視できないリスクレベルに該当するサプライヤーや製品の代替

4. クリーンウッド法の今後の展開

クリーンウッド法の今後の展開（提言）

今回のEUTRの視察を踏まえて、2年後に迫ったクリーンウッド法の見直しにあたり、下記の点について改善を図ることを提言する。

- クリーンウッド法において、EUTRと同様に、DDSの実施による合法性の確認を任意ではなく義務化する。
- 国は、クリーンウッド法におけるDDSのガイドラインやマニュアルを具体的かつ明確に整備し、中小事業者であっても取り組みやすいようにする。
- 第1種事業者のDDS義務化により、第2種事業者はトレーサビリティの確保のみを行うこととし、分別管理の義務をなくす。
- 国は、EUTRのMOのように事業者にDDSを提供するとともに、その実施に当たってコンサルティングを行うことができる機関を認定する。
- クリーンウッド法の登録制度において、業界団体が会員企業のDDSの取組を監査した上で一括して登録できる制度を創設する。この場合、登録実施機関は団体のDDS監査体制をチェックすることによって、個別企業に対する登録審査を省略することができるようにする。
- グリーン購入法の林野庁ガイドラインに基づく合法証明方法をレベルアップすることによって、それをクリーンウッド法のDDSとして認める。

ご清聴ありがとうございます。